	M 1 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	百刈泉柵/利山刈粽女
IB	備考欄	新
福島県地域防災計画		福島県地域防災計画
原子力災害対策編		原子力災害対策編
(令和 <u>元</u> 年 <u>7</u> 月修正)		(令和 <u>3</u> 年月修正)
((
福島県防災会議		福島県防災会議
III III / / / A PA		ш ы л л г л н н н

IB		備考欄	新	
第1 総則	- 1 -		第1 総則	-
1 目的	- 1 -		1 目的	
2 計画の性格	目次及びページ	ン数け 最終的	<i>的に修正します。</i>	_
(1) 福島県地域防災計画との関係	<u> </u>	- 3010 (30,10 H)	- 1 1 1	_
(2) 市町村地域防災計画との関係			(2) 市町村地域防災計画との関係 1 -	-
(3) 国の役割			(3) 国の役割	_
(4) 原子力事業者の責務	_ 1 -		(4) 原子力事業者の責務 - 1 -	
(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針			(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針 1 -	-
(6) 計画の周知徹底	- 2 -		(6)計画の周知徹底 2 -	-
(7) 計画の修正	- 2 -		(7)計画の修正 2 -	-
3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え			3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え 2 -	-
4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提	- 2 -		4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提 2 -	-
			5 緊急事態における判断基準 - 2 -	=
<u>5</u> 原子力災害対策重点区域の範囲	_ 3 -		6 原子力災害対策重点区域の範囲 - 3 -	-
(1) 重点区域の範囲	_ 3 -		(1) 重点区域の範囲 - 3 -	_
(2) 重点区域以外の区域への対応	_ 3 -		(2) 重点区域以外の区域への対応 3 -	_
6 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護	措置 3 -		7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 - 3 -	-
(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべる	き防護措置 3 -		(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 - 3 -	-
(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべる	き防護措置 4 -		(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 4 -	
(3) 地域の実情に応じた防護措置	- 6 -		(3) 地域の実情に応じた防護措置	
(4) 重点区域外における防護措置	_ 6 -		(4) 重点区域外における防護措置 6 -	-
7 防災関係機関の事務又は業務の大綱	- 6 -		8 防災関係機関の事務又は業務の大綱 - 6 -	-
8 広域的な活動体制			9 広域的な活動体制 - 12 -	-
9 本県以外で発生した原子力災害への支援			<u>10</u> 本県以外で発生した原子力災害への支援 <u></u> - 12 -	-
第2 原子力災害事前対策	_ 13 -		第2 原子力災害事前対策	-

В	備考欄	新
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等 13 -		1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等
(1) 防災業務計画に関する協議 13 -		(1)防災業務計画に関する協議 13 -
(2) 事業者の届出の受理等		(2) 事業者の届出の受理等 13 -
2 報告の徴収及び立入検査		2 報告の徴収及び立入検査 13 -
(1)報告の徴収		(1)報告の徴収 13 -
(2) 身分証明書の携帯		(2) 身分証明書の携帯 13 -
3 国との連携		3 国との連携 13 -
(1)地域原子力防災協議会との連携		(1)地域原子力防災協議会との連携 13 -
(2)原子力防災専門官との連携 13 -		(2) 原子力防災専門官との連携 13 -
(3)上席放射線防災専門官との連携 14 -		(3)上席放射線防災専門官との連携 14 -
4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 14 -		4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 14 -
(1)情報の収集・連絡体制の整備		(1) 情報の収集・連絡体制の整備 14 -
(2)原子力災害対策上必要な資料の整備 14 -		(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備 14 -
5 情報の分析整理 15 -		5 情報の分析整理 15 -
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制		(1)人材の育成・確保及び専門家の活用体制 15 -
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 15 -		(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 15 -
6 通信手段の確保		6 通信手段の確保 15 -
7 緊急事態応急体制の整備		7 緊急事態応急体制の整備 16 -
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備		(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備 16 -
(2) 国が行う <mark>対策拠点施設</mark> の立ち上げ準備への協力体制 16 -		(2) 国が行う <mark>緊急事態応急対策等拠点施設</mark> の立ち上げ準備への協力体制 16 -
(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制- 16 -		(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制- 16 -
(4) 自衛隊派遣要請		(4) 自衛隊派遣要請
(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請		(5)消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請 16 -
(6)警察災害派遣隊の派遣要請 17 -		(6) 警察災害派遣隊の派遣要請 17 -
(7)原子力災害医療派遣チームの派遣要請 17 -		(7)原子力災害医療派遣チームの派遣要請 17 -

IB		備考欄	新	
(8) 広域的な応援協力体制等			(8) 広域的な応援協力体制等	_ 17 -
(9) 専門家の派遣要請	- 17 -		(9) 専門家の派遣要請	- 17 -
(10)長期化に備えた動員体制の整備			(10) 長期化に備えた動員体制の整備	- 17 -
(11)防災関係機関相互の連携体制	- 17 -		(11) 防災関係機関相互の連携体制	- 17 -
8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	- 17 -		8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	- 17 -
(1)施設等の維持管理	- 17 -		(1)施設等の維持管理	- 17 -
(2)非常用通信機器	17 -		(2)非常用通信機器	
(3) 防災知識の普及	- 18 -		(3)防災知識の普及	- 18 -
9 緊急時モニタリング体制の整備	- 18 -		9 緊急時モニタリング体制の整備	
(1)県の役割	- 18 -		(1) 県の役割	
(2) 緊急時モニタリング計画の策定	- 18 -		(2) 緊急時モニタリング計画の策定	- 18 -
(3) モニタリング設備・機器の整備・維持	- 18 -		(3) モニタリング設備・機器の整備・維持	
(4) モニタリング要員の確保	19 -		(4)モニタリング要員の確保	19 -
(5) 関係機関との協力体制の整備			(5) 関係機関との協力体制の整備	
(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持	19 -		(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持	- 19 -
10 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	- 19 -		10 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	19 -
1 1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	- 19 -		11 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
(1)広報実施マニュアル等の整備			(1) 広報実施マニュアル等の整備	
(2)情報伝達設備等の整備	19 -		(2)情報伝達設備等の整備	- 19 -
(3)住民相談窓口の整備	- 19 -		(3) 住民相談窓口の整備	
(4) 要配慮者等への広報体制の整備	- 19 -		(4) 要配慮者等への広報体制の整備	19 -
(5) 多様な広報媒体の活用	19 -		(5) 多様な広報媒体の活用	- 19 -
12 避難収容活動体制の整備	- 20 -		1 2 避難収容活動体制の整備	- 20 -
(1)県における広域避難計画の作成	- 20 -		(1)県における広域避難計画の作成	- 20 -
(2)関係市町村における避難計画の作成	- 20 -		(2) 関係市町村における避難計画の作成	- 20 -

В	備考欄	新
(3) 要配慮者等の避難にかかる取組		(3) 要配慮者等の避難にかかる取組
(4) 学校施設等における避難計画		(4) 学校施設等における避難計画
(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画		(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画
(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画 23 -		(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画 23 -
(7) 県有施設における避難計画 23 -		(7) 県有施設における避難計画 23 -
(8) 避難受入市町村の体制整備 23 -		(8) 避難受入市町村の体制整備 23 -
(9) 避難に係る諸整備		(9) 避難に係る諸整備 23 -
1 3 飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限等</mark> - 23 -		1 3 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> - 23 -
(1) 飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限</mark> に関する体制整備 <u>- 23</u> -		(1) 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> に関する体制整備
(2) 飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限</mark> を行った場合の住民への供給体制の確保 23 -		(2) 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> を行った場合の住民への供給体制の確保 - 23 -
1 4 緊急輸送活動体制の整備 24 -		1 4 緊急輸送活動体制の整備 24 -
(1)緊急輸送路の確保体制等の整備		(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備 24 -
(2) 専門家の移送体制の整備 24 -		(2) 専門家の移送体制の整備 24 -
15 原子力災害医療体制の整備 24 -		15 原子力災害医療体制の整備 24 -
(1)原子力災害医療体制の整備 24 -		(1)原子力災害医療体制の整備 24 -
(2)原子力災害医療行動計画の整備		(2) 原子力災害医療行動計画の整備 25 -
(3) 医療活動用資機材等の整備		(3) 医療活動用資機材等の整備 25 -
(4)医療関係者等の参加・連携による体制の構築 25 -		(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 25 -
1 6 消防活動体制等の整備		1 6 消防活動体制等の整備 25 -
(1)救助・救急活動用資機材の整備		(1) 救助・救急活動用資機材の整備 25 -
(2) 消火活動用資機材等の整備		(2) 消火活動用資機材等の整備 25 -
17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 26 -		17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 26 -
(1) 資機材の整備		(1) 資機材の整備 26 -
(2)情報交換		(2)情報交換
18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信-26-		18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信-26-

IB	備考欄	新	
(1) 住民に対する知識の普及と啓発		(1) 住民に対する知識の普及と啓発	- 26 -
(2) 防災教育の充実 26 -		(2)防災教育の充実	_ 26 -
(3) 要配慮者等への配慮		(3) 要配慮者等への配慮	- 26 -
(4) 災害文化の継承 26 -		(4) 災害文化の継承	_ 26 -
(5) 国際的な情報発信		(5)国際的な情報発信	27 -
19 防災業務関係者に対する教育		19 防災業務関係者に対する教育	27 -
20 原子力防災に関する訓練		20 原子力防災に関する訓練	_ 27 -
(1) 訓練の実施		(1)訓練の実施	
(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価 27 -		(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価	27 -
2 1 原子力発電所上空の飛行規制		2 1 原子力発電所上空の飛行規制	28 -
(1) 国の規制措置		(1)国の規制措置	_ 28 -
(2) 事業者の措置		(2) 事業者の措置	
		22 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	_ 28 _
22 重点区域以外の区域に対する体制の整備 - 28 -		23 重点区域以外の区域に対する体制の整備	- 28 -
23 特定事象未満の事象に対する体制の整備 - 28 -		24 特定事象未満の事象に対する体制の整備	- 28 -
24 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 <u></u> - 28 -		25 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	- 28 -
(1)県民の安全確保のための対応 28 -		(1)県民の安全確保のための対応	28 -
(2) 災害が発生した都道府県への応援		(2)災害が発生した都道府県への応援	_ 29 -
(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入		(3)災害が発生した都道府県からの避難者受入	_ 29 -
25 計画に基づく行動マニュアル等の整備 29 -		26 計画に基づく行動マニュアル等の整備	29 -
26 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 - 29 -		27 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	_ 29 -
第 3 緊急事態応急対策		第3 緊急事態応急対策	30 -
1 事故状況の把握及び連絡 30 -		1 事故状況の把握及び連絡	_ 30 -
(1) 情報収集事態が発生した場合		(1) 情報収集事態が発生した場合	- 30 -
(2) 警戒事態が発生した場合 30 -		(2)警戒事態が発生した場合	- 30 -

В		備考欄	新	
(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合	- 31 -		(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合	- 31 -
(4) 全面緊急事態が発生した場合	- 32 -		(4) 全面緊急事態が発生した場合	- 32 -
(5) 県内市町村等に対する情報提供	- 33 -		(5) 県内市町村等に対する情報提供	_ 33 -
2 一般回線が使用できない場合の対処	34 -		2 一般回線が使用できない場合の対処	- 34 -
3 活動体制の確立	_ 37 -		3 活動体制の確立	- 37 -
(1) 県災害対策本部の設置基準	- 37 -		(1) 県災害対策本部の設置基準	_ 37 -
(2) 災害対策本部における活動	_ 37 -		(2) 災害対策本部における活動	_ 37 -
(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌	- 38 -		(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌	- 38 -
(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部	- 53 -		(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部	_ 53 -
(5) 専門家等の派遣要請等	56 -		(5) 専門家等の派遣要請等	_ 56 -
(6) 応援要請及び職員の派遣要請等	_ 56 -		(6) 応援要請及び職員の派遣要請等	_ 56 -
(7)自衛隊の派遣要請	_ 56 -		(7)自衛隊の派遣要請	_ 56 -
(8) 市町村災害対策本部の設置	_ 56 -		(8) 市町村災害対策本部の設置	_ 56 -
4 緊急事態応急対策等拠点施設における活動	_ 57 -		4 緊急事態応急対策等拠点施設における活動	
(1) 対策拠点施設 の設営準備への協力	57 -		(1) <u>原子力災害対策センター</u> の設営準備への協力	57 -
(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣	57 -		(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣	_ 57 -
(3) 原子力災害合同対策協議会への出席	57 -		(3) 原子力災害合同対策協議会への出席	_ 57 -
(4) 対策拠点施設 における機能班での活動	57 -		(4) <u>原子力災害対策センター</u> における機能班での活動	57 -
5 住民等に対する指示の伝達と広報	- 58 -		5 住民等に対する指示の伝達と広報	58 -
(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報			(1)周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報	_ 58 -
(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報	- 59 -		(2)周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報	- 59 -
(3)(1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報	- 59 -		(3)(1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報	59 -
(4) 隣接県への通報	_ 59 -		(4) 隣接県への通報	- 59 -
(5) 問い合わせ窓口の設置	- 59 -		(5) 問い合わせ窓口の設置	- 59 -
(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図	- 60 -		(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図	- 60 -

IB	備考欄	新	
6 緊急時モニタリング	1 -	6 緊急時モニタリング	61 -
(1) 緊急時モニタリング体制	1 -	(1) 緊急時モニタリング体制	61 -
(2) 緊急時モニタリング活動 62	2 -	(2) 緊急時モニタリング活動	62 -
(3) 測定結果等の共有 63	3 -	(3)測定結果等の共有	63 -
(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡	3 -	(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡	63 -
(5) 県内各地における空間線量率等の測定	3 -	(5) 県内各地における空間線量率等の測定	63 -
7 避難及び屋内退避	3 -	7 避難及び屋内退避	_ 63 -
(1) 速やかな住民避難のための準備	3 -	(1) 速やかな住民避難のための準備	63 -
(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施	3 -	(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施	63 -
(3) 避難及び屋内退避	5 -	(3) 避難及び屋内退避	65 -
(4) 情報提供等	5 -	(4) 情報提供等	65 -
(5) 広域避難に係る調整	5 -	(5) 広域避難に係る調整	- 65 -
(6) 指定避難所の設置	5 -	(6) 指定避難所の設置	65 -
(7) 要配慮者への配慮等	7 -	(7) 要配慮者への配慮等	_ 67 -
(8) 学校等施設における避難措置	8 -	(8) 学校等施設における避難措置	68 -
(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	8 -	(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	68 -
(10)警戒区域の設定、避難 <mark>の勧告・</mark> 指示の実効を上げるための措置 68	8 -	(10)警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置	_ 68 -
(11)飲食物、生活必需品等の供給	8 -	(11)飲食物、生活必需品等の供給	68 -
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	9 -	8 犯罪の予防等社会秩序の維持	69 -
9 飲食物の摂取制限	9 -	9 飲食物の摂取制限 <u>及び</u> 出荷制限	69 -
(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限	9 -	(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限	69 -
(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限 - 68	9 -	(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限	- 69 -
(3)農林水産物の採取及び出荷制限	9 -	(3)農林水産物の採取及び出荷制限	69 -
(4) 飲料水及び飲食物の供給	0 -	(4) 飲料水及び飲食物の供給	70 -
10 原子力災害医療活動 - 70	0 -	10 原子力災害医療活動	- 70 -

П	備考欄	新	
(1) 原子力災害医療活動の基本的体制		(1)原子力災害医療活動の基本的体制	70 -
(2)県災害対策本部救援班の原子力災害医療体制		(2) 県災害対策本部救援班の原子力災害医療体制	72 -
(3) 原子力災害医療活動の実施 75 -		(3)原子力災害医療活動の実施	75 -
(4)安定ョウ素剤の <u>予防</u> 服用		(4) 安定ヨウ素剤の服用	76 -
(5) メンタルヘルス対策 76 -		(5) メンタルヘルス対策	_ 76 -
1 1 救助・救急・消火活動		11 救助・救急・消火活動	77 -
(1) 資機材の確保		(1) 資機材の確保	77 -
(2) 応援要請		(2)応援要請	77 -
(3) 緊急消防援助隊等への応援要請 77 -		(3) 緊急消防援助隊等への応援要請	77 -
1 2 緊急輸送活動		1 2 緊急輸送活動	78 -
(1) 緊急輸送の順位 78 -		(1)緊急輸送の順位	78 -
(2) 緊急輸送の範囲 78 -		(2)緊急輸送の範囲	78 -
(3) 緊急輸送体制の確立 78 -		(3)緊急輸送体制の確立	- 78 -
(4) 緊急輸送のための交通確保 78 -		(4) 緊急輸送のための交通確保	78 -
1 3 防災業務関係者の安全確保 79 -		13 防災業務関係者の安全確保	79 -
(1) 防災業務関係者の安全確保方針		(1) 防災業務関係者の安全確保方針	79 -
(2)防災業務関係者の放射線防護に係る指標 79 -		(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標	_ 79 -
(3) 防護対策 79 -		(3) 防護対策	79 -
(4)防災業務関係者の被ばく管理 79 -		(4)防災業務関係者の被ばく管理	79 -
(5) 防護資機材の確保 79 -		(5) 防護資機材の確保	79 -
(6) 防災関係機関との情報交換 80 -		(6) 防災関係機関との情報交換	80 -
1 4 原子力被災者生活支援チームとの連携		14 原子力被災者生活支援チームとの連携	80 -
		15 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	_ 80 -
第 4 原子力災害中長期対策		第4 原子力災害中長期対策	_ 81 -
1 放射性物質による環境汚染への対処 81 -		1 放射性物質による環境汚染への対処	81 -

ΙΒ	備考欄
2 緊急事態解除宣言後の対応	2 緊急事態解除宣言後の対応
(1)原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 81 -	(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 81 -
(2) 各種制限措置の解除	(2) 各種制限措置の解除
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 81 -	3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 81 -
4 心身の健康相談体制の整備	4 心身の健康相談体制の整備
5 災害地域住民に係る記録等の作成	5 災害地域住民に係る記録等の作成
(1) 災害地域住民の記録	(1) 災害地域住民の記録
(2) 影響調査の実施 81 -	(2) 影響調査の実施
(3) 災害対策措置状況の記録	(3) 災害対策措置状況の記録
6 適正な流通の促進	6 適正な流通の促進
(1) 風評被害等の影響の軽減	(1) 風評被害等の影響の軽減
(2)物価の監視 82 -	(2)物価の監視
7 被災者等の生活再建等の支援 82 -	7 被災者等の生活再建等の支援 82 -
(1) 被災者等の生活再建への支援 82 -	(1) 被災者等の生活再建への支援 82 -
(2) 相談窓口の設置等 82 -	(2) 相談窓口の設置等 82 -
(3) 生活再建の推進 82 -	(3) 生活再建の推進
8 被災中小企業等に対する支援	8 被災中小企業等に対する支援
9 復旧・復興事業からの暴力団排除	9 復旧・復興事業からの暴力団排除
1 0 災害対策本部の解散 82 -	1 0 災害対策本部の解散

IB	備考欄	新
第1 総則		第1 総則
1 目的		1 目的
この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平		この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平
成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、 <mark>廃止措置が決定された原子炉及び</mark>	国計画に合わ	成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、 <u>原子力事業者である東京電力ホー</u>
運転を停止している原子炉施設から	せて表現の適	ルディングス株式会社(以下「原子力事業者」という。)が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を
	正化	進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年
		<u>法律第 166 号)に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から</u> 放射性物質又は放射線が異
常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害		常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害
の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、		の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、
総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって県民の安全を図ることを目的とす		総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって県民の安全を図ることを目的とす
వ .		వ .
2 計画の性格		2 計画の性格
(1) 福島県地域防災計画との関係		(1) 福島県地域防災計画との関係
この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地		この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地
域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害		域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害
対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、		対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、
「福島県地域防災計画(一般災害対策編及び地震・津波災害対策編)」に準拠するものとする。		「福島県地域防災計画(一般災害対策編及び地震・津波災害対策編)」に準拠するものとする。
(2) 市町村地域防災計画との関係		(2) 市町村地域防災計画との関係
市町村が地域防災計画(原子力災害対策編)を作成又は修正するに当たっては、この計画を		市町村が地域防災計画(原子力災害対策編)を作成又は修正するに当たっては、この計画を
基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。		基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。
なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。		なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

IB	備考欄	新
(3) 国の役割		(3) 国の役割
国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として <u>あらかじめ指定した</u>	表記の適正化	国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として <mark>緊急事態応急対策等</mark>
緊急事態応急対策等拠点施設 (以下「対策拠点施設」という。)		拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター(以下「原子力災害対策センター」という。)
において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うと		において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うと
ともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して		ともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して
原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備		原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備
するとともに、現地においては、 <mark>対策拠点施設</mark> に設けられる原子力災害合同対策協	表記の適正化	するとともに、現地においては、 <u>原子力災害対策センター</u> に設けられる原子力災害合同対策協
議会(以下「合同対策協議会」という。)に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応		議会(以下「合同対策協議会」という。)に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応
急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。		急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。
(4) 原子力事業者の責務		(4) 原子力事業者の責務
原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性		原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性
物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのな		物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのな
いよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。		いよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。
また、本計画に基づく県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関し		また、本計画に基づく県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関し
て全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠		て全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠
意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。		意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。
さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向		さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向
上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等		上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等
関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連		関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連
携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。		携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。
(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針		(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針
この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委		この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委
員会が定める「原子力災害対策指針」(以下「指針」という。)を基本とするものとする。		員会が定める「原子力災害対策指針」(以下「指針」という。)を基本とするものとする。

IB	備考欄	新
(6) 計画の周知徹底		(6) 計画の周知徹底
県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公		県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公共
共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。		機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。
また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動		また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動
計画等を作成し、万全を期すものとする。		計画等を作成し、万全を期すものとする。
(7) 計画の修正		(7)計画の修正
この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は		この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は
県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更するものとする。		県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更するものとする。
3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え		3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え
原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばく <mark>が通常五感に感じられないこと、</mark>	表記の適正化	原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばく <u>の影響をすぐに五感に感じることがで</u>
被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対す		<u>きず、</u> 被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対
る概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。		する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。
また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路		また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路
及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が		及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が
極めて困難な状況に置かれることとなる。		極めて困難な状況に置かれることとなる。
このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及		このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及
及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資		及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資
機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立する		機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立する
とともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射		とともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射
線モニタリング (以下、「緊急時モニタリング」という。) 等の応急対策活動が迅速かつ的確に		線モニタリング(以下、「緊急時モニタリング」という。)等の応急対策活動が迅速かつ的確に
実施できるよう所要の措置を定めるものとする。		実施できるよう所要の措置を定めるものとする。
4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提		4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

旧田大心水的火作品(備考欄	新
東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」		東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」
という。)は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた		という。)は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた
適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。		適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。
このことを踏まえ、指針では、当該 原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設と	表現の適正化	このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設と
は異なることから、当該 原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	は異なることから、 <mark>当該特定原子力施設</mark> に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設
について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが		について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが
適切とされ、緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) についても別に定められ		適切とされ、緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) についても別に定められ
た。		to
(^。) このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他		/-。 このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他
の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。		の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。
の実用光电用原丁が他故とは別に美施するものとする。		の美用光电用原丁炉配畝とは別に美肥するものとする。
	mar) - HH L v	E BY A THE IS NOT A VALUE TO SEE
	用語に関する	5 緊急事態における判断基準
	説明を追加	原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を
		実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。
		_(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)
		初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区
		分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急
		事態区分と原災法の枠組み等との関係は下表1のとおり。
		緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、
		深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の
		原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(以下「EAL」という)を設定する。原子力
		事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関
		<u>係機関に行う。</u>

IB	備考欄		新	
		(表1) 緊急	急事態区分の説明	
		区分	概要	原災法との関係
			公衆への放射線による影響やそのおそれが緊	
		警戒事態	<u>急のものではないが、原子力施設における異</u>	
			常事象の発生又はそのおそれがある状態	
		施設敷地	原子力施設において公衆に放射線による影響	原災法第10条
		緊急事態	をもたらす可能性のある事象が生じた状態	
		全面緊急	原子力施設において公衆に放射線による影響	原災法第15条
		事態	をもらたらす可能性が高い事象が生じた状態	(原子力緊急事態宣言)
		防災関係機	この介入レベル(OIL:Operational Intervention) 機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に 意試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測 アスレベル(以下「OIL」という)に基づき防護	係る判断基準として、空間放射 可能な値で指針により設定され
<u>5</u> 原子力災害対策重点区域の範囲		<u>6</u> 原子力災	そを表するではいる。	
本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時 <u>放射線</u> モニタリング体制の整	文言整理	本県におい	て、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急	時モニタリング体制の整
備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所		備、原子力防	5災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の	方法の周知、避難経路及び場所
の明示等原子力災害対策重点区域(以下「重点区域」という。)の範囲を定めるに当たっては、		の明示等原子	・ 力災害対策重点区域(以下「重点区域」という。)	の範囲を定めるに当たっては、
平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所及び東京電力ホールディングス株式会社福島		平成23年3	3月に発生した福島第一原子力発電所及び東京電力	ホールディングス株式会社福島
第二原子力発電所(以下「福島第二原子力発電所」という。)の事故に伴う原子力災害において、		第二原子力発	e電所 (以下「福島第二原子力発電所」という。) の ��	事故に伴う原子力災害において、
国の指示に基づく避難(計画的避難を含む)及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮		国の指示に基	まづく避難(計画的避難を含む)及び屋内退避の防	護措置が講じられた範囲を考慮
して、区域を定めるものとする。		して、区域を	定定めるものとする。	
また、地域防災計画(原子力災害対策編)を作成すべき市町村については、この区域を含む		また、地域	戊防災計画(原子力災害対策編)を作成すべき市町	村については、この区域を含む
市町村とする。		市町村とする	0.	

IΒ 備考欄 新 (1) 重点区域の範囲 (1) 重点区域の範囲 重点区域の範囲は、下表(表1)のとおりとする。 重点区域の範囲は、下表(表2)のとおりとする。 なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、指針に基づき設定しない。 なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、指針に基づき設定しない。 また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設から概ね半径5kmを目安 また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設から概ね半径5kmを目安 として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的 として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的 周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するものとする。 周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するものとする。 (表1) 重点区域の設定範囲 (表2) 重点区域の設定範囲 区域区分。 福島第一原子力発電所。 福島第二原子力発電所。 区域区分中 福島第一原子力発電所。 福島第二原子力発電所。 子和的小院事告置太準 原子力施設から概ね半径5km 子が拍りが指揮措置を準 原子力施設から概ね半径5km 備する区域(PAZ) 備する区域(PAZ) 本目安に設定し 本目安に設定 原子力災害対策。 原子力災害対策。 重点区域。 重点区域。 緊急防護措置を準備しいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、 緊急防護措置を準備 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、 する区域 (UPZ) - 川内村、大御町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村(各市町村全域) する区域 (UPZ) 11内村、大御町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村(各市町村全域) (PAZ: Precautionary Action Zone, UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone) (PAZ: Precautionary Action Zone, UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone) (2) 重点区域以外の区域への対応 (2) 重点区域以外の区域への対応 県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線 の測定、健康診断の 文言整理 県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の 実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村か 実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村か らの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するも らの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するも のとする。 のとする。 6 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故

においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の放出前の段階から、

においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の放出前の段階から、

IB	備考欄	新
原子力施設等の状態が指針等に基づく緊急事態区分に応じて、避難等の予防的な防護措置を準		原子力施設等の状態が指針等に基づく緊急事態区分に応じて、避難等の予防的な防護措置を準
備し実施する。		備し実施する。
なお、事故の規模及び進展に応じて、国はPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の		なお、事故の規模及び進展に応じて、国はPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の
予防的な防護措置を実施することがある。		予防的な防護措置を実施することがある。
	用語に関する	また、UPZにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際に
	説明を追加	は予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。
(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置		(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置
発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、		発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、
避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、		避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、
放射性物質が放出される前の初期対応段階における、 $緊急時活動レベル(以下、「EAL」)に$	表現の適正化	放射性物質が放出される前の初期対応段階における、 <u>EAL</u> に
応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のと		応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のと
おり実施する。		おり実施する。
ア 避難指示区域に係る防護措置		ア 避難指示区域に係る防護措置
警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止		警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止
するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地		するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地
緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。		緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。
イ 避難指示区域でない区域に係る防護措置		イ 避難指示区域でない区域に係る防護措置
施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊		施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊
急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。		急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。
なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じること		なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じること
を基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場		を基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場
合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である <mark>運用上の</mark>	表現の適正化	合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるOIL

IB	備考欄	新
<u>介入レベル (OIL:Operational Intervention Level)</u> と照らし合わせ、国の原子力災害対		と照らし合わせ、国の原子力災害対
策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。		策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。
(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置		(2)福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置
福島第二原子力発電所施設に係るEALは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子		福島第二原子力発電所施設に係るEALは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子
炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以		炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以
下の区分に応じて実施する。		下の区分に応じて実施する。
ア PAZに係る防護措置		ア PAZに係る防護措置
警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者(<u>避難</u>	国計画等に合	警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者(<mark>要配</mark>
の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者	わせる修正(指	<u> 慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)のうち、避難の実施に</u>
(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布	針改定)	通常以上の時間がかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある
されていない者及び安定ョウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期		者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。
<u>の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。</u>) の避難等防護措置の準備を開始するものとし、)の避難等防護措置の準備を開始するものとし、
施設敷地緊急事態に至った場合、基本的に <u>すべて</u> の住民等を対象とした避難等の予防的防護措		施設敷地緊急事態に至った場合、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措
置を準備 <u>するとともに、</u> 施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。さらに、全面	国計画等に合	置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。さらに、全面
緊急事態に至った時点で、 <u>原則としてすべて</u> の住民等の避難を即時に実施する。	わせる修正(指	緊急事態に至った時点で、全て の住民等の避難を即時に実施する。
なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコ	針改定)	なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコ
ンクリート建屋への屋内退避が有効である。		ンクリート建屋への屋内退避が有効である。
イ UPZに係る防護措置		イ UPZに係る防護措置
原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モ		原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モ
ニタリングを行い、数時間以内を目処にOIL1 (空間線量率 $500\mu\mathrm{Sv/h}$) を超える区域を特定		ニタリングを行い、数時間以内を目処にOIL1 (空間線量率 $500\mu\mathrm{Sv/h}$) を超える区域を特定
して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にOIL2		して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にOIL2
(空間線量率 $20\mu{\rm Sv/h}$) を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一		(空間線量率 20 μ Sv/h)を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一

	IB		備考欄	新
時移転の実施に	こあたっては、段階的避難やOILに基づく	防護措置を実施するまでの間は屋内		時移転の実施にあたっては、段階的避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内
退避を原則実施	iするものとする。			退避を原則実施するものとする。
福島第二原子とされたが、福	E域における防護措置 →力発電所に係るEALは指針上、他の実用 番島第二原子力発電所の重点区域内に避難推 指示区域における防護措置については、福	f示区域が設定されている現状にある		ウ 避難指示区域における防護措置 福島第二原子力発電所に係るEALは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。
緊急事態区分の	<u>説明</u>		記載場所の変	
<u>区分</u>	対象事象	概要	更	
警戒事態	警戒事態(特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等)が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態。		
施設敷地緊	特定事象 (原災法第10条第1項前段 の規定により通報を行うべき事象) が 発生した段階	原子力施設において公衆に放射 線による影響をもたらす可能性 のある事象が生じた状態		
全面緊急事態	原子力緊急事態(原災法第2条第2号 に規定する原子力緊急事態)が発生し た段階	原子力施設において公衆に放射 線による影響をもらたらす可能 性が高い事象が生じた状態		

			旧					備考欄				新				
₹ <mark>2</mark>) 本県	におけ	る防護措置等						(表 <u>3</u>)本県	具における	る防護措置等					
(011)	空間放射線量	(EAL)	原子力振烈の状況に応じた判断			ā		表記の適正化	(011)	20/2	(EAL)	原子力施設の状			世際本権	
20μSv/h超 (O1L2)	500±Sv/h履 (O1L1)	全国现象 (GE)	斯茨蒙古 教後事間 (SE)	(AL)	1	100			20 y Sy/h 超 (O1 L 2)	500世別/冷暦 (01上1)	全國規律 等額 (GE)	施設機能 開助事間 (SE)	(AL)		in	
1月以内を	(地方以西北海市	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		阿斯				11	11	16	世界後の伊井豊地	機能は他の検討計画を で、ユコヤで持一 で、ユコヤの特別 で、エコヤの特別 で、エコヤの特別 で、エコヤの特別 で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを で、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、エコードを の、こ、こ の、こ の、こ の、こ の の の の の の の の の の の	建 营业公园	福島等	
田地に区域や 連盟技術的に 技術	国籍中发展	萨		III	運動品を制でない 区域 (UPZ)	福島第一原子力発電所			1.11日の日本日本には を表演し、一直を表 カバーの日本日本の	数数間に内を目 基を発行し、要	是他的	国内に関する	ti	運動指示区域でない 区域(UPZ)	福島第一原子力発電所	
(1)	Ĭì	Ü	一件立人している住宅等の過去機会	○一件立人を中国 ○一件立人を中国 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	加度指示因其		原子力		區區區	# 大学	〇日近年の遊費が進 〇日近年~の反正ヨウ 素剤の膨用的分	○原配慮弁等の適應が ○任民等(原配慮者等 今)の適應手機 ○安はヨウ米用ア個用 単確(配布等)	要国連者等小遊轉申請	05 F		
1	1	〇住民等の過剰実施 〇住民等への力に3つ 無務の服用指示	NEW THE PERSON NAMED IN COLUMN 1	要配達者等の截獲季備	養職所から概ね 5㎞個内(PAZ)	- 44	原子力災害対策重点区域		1日以内を日担に を特定し、一個関係 に一部等係を担当	英州本州	だまか	○販売組件等の適割が適 国内に担係を整備 ○住民等 (販売組件等次 本)の通過が組 の次元当り未得の担用 単価 (配布等)		1000	福島第二原子力発電所	
- 表 ::	空豐		海	報	数 AZ)	福島第二原子力発電所			1日以内を日近に延編を発行し、一直開成的内 を発行し、一直開成的内 に一局部落を定備	教時間以内を目的に区 城を伸定し、避難を実施	○総介活送を開始 ○交定ョウ素剤の推動 季機 (配介等) ○延載 - 等料率、避難 出域等等立及び開系(使の事機 (回着・ 等料 伝元、機苦手段、当該機 素及び簡易原染場所の 維制等)	を物情	1	避難指示反域及び PAZを除く区域 (UPZ)	子力発電所	
1日以内を目がに区域を 特定し、一週間程度内に 一時時間を実施	教學問題的各自他的因為 各幹的し、圖羅各因過		聖代法書を弊情	ï	遊離指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	発電所			H	110	-11	中京等のほどを出	○一様な人を9年 ・ 日本な人に17を ・ 日本な人に17を ・ 日本な人に17を ・ 日本な人に17を ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人を9年 ・ 日本な人と17を ・ 日本なんと17を ・	遊響指示問題		
1, 10	■ UPZ内住民等の避難及び 一時得能の受け入れ。		○PAZ州原配連省等の受 け入れ ○PAZ州住民等(原配庫 者等以外)の遊騰物庫(遊艦 先請保等)~の施力	PAZ内委配達者等の指標 準備(道理先施保等)~5 協力	(集広域組織計画・市町村 組織計画に基づく対応)	原子力災害対策 重点区域外市町村				UPZ内田原等の過度及び一等等 長の受け入れ。	○PAZ内住以降の遊騰受け入れ ○UPZ内住以場の遊騰、一等時 低、体表出際気の空棚、遊騰・一 時時本売・遊騰透動特を査場所の 離保等1 ~の遊力	○PAZ州國門總計等の元が小1 ○PAZ州任以等(国際機会等は 外)の影響事情(通義共衝原等) への指力	PAZ内容高速者等の遊離等機 (遊離先環目等) への協力	(無点気器を計画・作用共通報刊 画に基づく対応)	重点区域外市町村	直干力災害対策

旧一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	備考欄	新
(3) 地域の実情に応じた防護措置		(3) 地域の実情に応じた防護措置
避難指示区域における防護措置は、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所で同様と		避難指示区域における防護措置は、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所で同様と
するが、避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。		するが、避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。
(4) 重点区域外における防護措置		(4) 重点区域外における防護措置
重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部		重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部
が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、		が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、
施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。		施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。
<u>7</u> 防災関係機関の事務又は業務の大綱		8 防災関係機関の事務又は業務の大綱
県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災		県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災
機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画(一般災害対策編)第1章第5		機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画(一般災害対策編)第1章第5
節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、原子力防		節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、原子力防
災に関し、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。		災に関し、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。
各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくもの		各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくもの
とする。		とする。

ID ##	考欄 新
(1)福島県 (教育庁、警察本部を除く)	(1)福島県(教育庁、警察本部を除く)
事務又は業務	事務又は業務
1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関	1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に
すること。	すること。
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。	2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 緊急時モニタリングに関すること。	6 緊急時モニタリングに関すること。
7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。	7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。
8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。	8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
9 原子力災害医療活動に関すること(いわき市保健所が担う業務を除く)。	9 原子力災害医療活動に関すること(いわき市保健所が担う業務を除く)。
10 飲食物の摂取制限等に関すること。	10 飲食物の摂取制限等に関すること。
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。	11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
12 汚染物質の除去等に関すること。	12 汚染物質の除去等に関すること。
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。	13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。	14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
15 防災関係機関との連絡調整に関すること。	15 防災関係機関との連絡調整に関すること。
2) 福島県教育庁	(2) 福島県教育庁
事務又は業務	事務又は業務
1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。	1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
2 児童、生徒の安全の確保に関すること。	2 児童、生徒の安全の確保に関すること。
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。	3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。	4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

	IB	備考欄		新
(3) 警察本部			(3)警察本部	
	事務又は業務			事 務 又 は 業 務
1 情報の収集及	び関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。		1 情報の収集及	び関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。
2 避難の誘導及	び屋内退避等の呼びかけに関すること。		2 避難の誘導及	び屋内退避等の呼びかけに関すること。
3 交通の規制及	び緊急輸送の支援に関すること。		3 交通の規制及	び緊急輸送の支援に関すること。
4 犯罪の予防等	被災地における社会秩序の維持に関すること。		4 犯罪の予防等	被災地における社会秩序の維持に関すること。
(4)関係市町村			(4)関係市町村	Т
機関	事務又は業務		機関	事務又は業務
いわき市	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携		いわき市	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に打
田村市	わる者の教育訓練に関すること。		田村市	わる者の教育訓練に関すること。
南相馬市	2 通信連絡網の整備に関すること。		南相馬市	2 通信連絡網の整備に関すること。
川俣町	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関する		川俣町	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関す
広野町	こと。		広野町	こと。
楢葉町	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。		楢葉町	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
富岡町	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。		富岡町	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
川内村	6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。		川内村	6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。
大熊町	7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。		大熊町	7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。
双葉町	8 原子力災害医療活動に関すること(いわき市保健所が担う業務		双葉町	8 原子力災害医療活動に関すること(いわき市保健所が担う業績
浪江町	に限る)。		浪江町	に限る)。
葛尾村	9 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。		葛尾村	9 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
飯舘村	10 飲食物の摂取制限等に関すること。		飯舘村	10 飲食物の摂取制限等に関すること。
	11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。			11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
	12 各種制限措置等の解除に関すること。			12 各種制限措置等の解除に関すること。

	油		ログ火帽/ 7	対ログがな
	IΒ	備考欄		新
	13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。			13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
(5) 県内市町村(関	関係市町村を除く)	_	(5)県内市町村(関	- 関係市町村を除く)
機関	事務又は業務		機関	事務又は業務
県内市町村	1 重点区域にある市町村からの避難者受け入れに関すること。]	県内市町村	1 重点区域にある市町村からの避難者受け入れに関すること。
	2 避難所の立ち上げ及び運営に関すること。			2 避難所の立ち上げ及び運営に関すること。
(6) 指定地方行政機	线 関		(6)指定地方行政模	後 関
機関	事務又は業務		機関	事務又は業務
	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。			1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。
古小笠豆撒索 豆	2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。		東北管区警察局	2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。
東北管区警察局	3 関係職員の派遣に関すること。		果北官区警祭局 	3 関係職員の派遣に関すること。
	4 関係機関との連絡調整に関すること。			4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。]	東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。
711 1 <u>-</u> 711 1 241 1	2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。			2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
福島財務事務所	3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。		福島財務事務所	3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調]	東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調
果北厚生同	整。			整。
	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。]		1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。
東北農政局	2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。		東北農政局	2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。
	3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。			3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
	1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関するこ			1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関するこ
関東森林管理局	٤.		関東森林管理局	と。
	2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。			2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。
市业级次立类中	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。		市业奴汝立平日	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。
東北経済産業局	2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関		東北経済産業局	2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関

	IB	備考欄		新
	すること。			すること。
	3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。			3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関する こと。		東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
関東東北産業保安	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。		関東東北産業保	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
監督部			安監督部	
東北支部			東北支部	
	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情			1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情
東北運輸局	報収集及び伝達に関すること。		東北運輸局	報収集及び伝達に関すること。
福島運輸支局	2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支		福島運輸支局	2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支
	援に関すること。			援に関すること。
東京航空局	1 航空機の安全航行に関すること。		東京航空局	1 航空機の安全航行に関すること。
仙台空港事務所	2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。		仙台空港事務所	2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島空港出張所			福島空港出張所	
	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に			1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に
	限る)及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を			限る)及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を
福島地方気象台	行う。		福島地方気象台	行う。
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。			3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行			4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行
	う。			う。
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。			5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
	1 船舶に対する広報に関すること。			1 船舶に対する広報に関すること。
福島海上保安部	2 海上における治安の維持に関すること。		福島海上保安部	2 海上における治安の維持に関すること。

	П	備考欄		新
	3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。			3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
	4 海上における救助・救急に関すること。			4 海上における救助・救急に関すること。
	5 緊急輸送を行うための支援に関すること。			5 緊急輸送を行うための支援に関すること。
	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。			電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北総合通信局			東北総合通信局	
東北地方整備局	1 国道の通行確保に関すること。		東北地方整備局	1 国道の通行確保に関すること。
福島河川国道事務所	2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。		福島河川国道事務所	2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
郡山国道事務所			郡山国道事務所	
磐城国道事務所			磐城国道事務所	
石	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。			1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
福島労働局	2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。	福島労働局	(2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。
(7)自衛隊	1		(7)自衛隊	
機関	事務又は業務		機関	事務又は業務
陸上自衛隊	1 災害応急救護に関すること。		陸上自衛隊	1 災害応急救護に関すること。
東北方面総監部	2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。		東北方面総監部	2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
海上自衛隊	3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。		海上自衛隊	3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
航空自衛隊	4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。		航空自衛隊	4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
(8) 関係市町村を管轄する消防本部			(8)関係市町村を行	管轄する消防本部
事務又は業務				事 務 又 は 業 務
1 広報車等による住民に対する広報に関すること。			1 広報車等による	6住民に対する広報に関すること。
2 住民避難等の誘導に関すること。			2 住民避難等の認	秀導に関すること。
3 救急、救助活動の実施に関すること。			3 救急、救助活動の実施に関すること。	

IΒ 備考欄 新 4 防護対策地区の防火活動に関すること。 4 防護対策地区の防火活動に関すること。 (9) 県内各消防本部 (9) 県内各消防本部 事務又は業務 事務又は業務 県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施に関すること。 県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施に関すること。 (10) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (10) 指定公共機関及び指定地方公共機関 機関 事務又は業務 機関 事務又は業務 1 原子力災害医療活動に関すること。 国立研究開発法人 1 原子力災害医療活動に関すること。 国立研究開発法人 量子科学技術研究 2 専門機関との連携強化に関すること。 量子科学技術研究 2 専門機関との連携強化に関すること。 開発機構 3 専門家の派遣に関すること。 開発機構 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。 国立研究開発法人 1 関係機関との連携強化に関すること。 国立研究開発法人 1 関係機関との連携強化に関すること。 日本原子力研究開 2 専門家の派遣に関すること。 日本原子力研究開 2 専門家の派遣に関すること。 発機構 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 発機構 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること 6 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること 東日本電信電話㈱ 東日本雷信電話㈱ 1 通信の確保に関すること。 通信の確保に関すること。 福島支店 福島支店 2 災害時優先電話に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 NTT コミュニケーションス*(株) NTT コミュニケーションス゛(株) 3 仮設回線の設置に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。 ㈱NTT ドコモ東北支社 ㈱NTT ドコモ東北支社

	旧	備考欄		新
KDDI(株)			KDDI(株)	
ソフトバンク(株)			ソフトバンク(株)	
東日本旅客鉄道㈱	₩ 15 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		東日本旅客鉄道㈱	N 122 H 125 T 2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1
仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。		仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。		日本赤十字社福島	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。
県支部	2 義援金の募集に関すること。		県支部	2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島			日本放送協会福島	
放送局			放送局	
福島テレビ㈱			福島テレビ㈱	
㈱福島中央テレビ			㈱福島中央テレビ	
㈱福島放送	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。		㈱福島放送	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。
㈱テレビユー福島	2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。		㈱テレビユー福島	2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
㈱ラジオ福島			㈱ラジオ福島	
㈱エフエム福島			㈱エフエム福島	
㈱福島民報社			㈱福島民報社	
福島民友新聞㈱			福島民友新聞㈱	
日本通運㈱			日本通運㈱	
福山通運㈱			福山通運㈱	
佐川急運㈱			佐川急運㈱	
ヤマト運輸(株)			ヤマト運輸㈱	
西濃運輸㈱	緊急輸送に対する協力に関すること。		西濃運輸㈱	緊急輸送に対する協力に関すること。
(公社)福島県バス			(公社)福島県バス	
協会			協会	
福島交通㈱			福島交通㈱	
新常磐交通㈱			新常磐交通㈱	

	福 岛宗地域防災計画	「水丁リ火」	5 7 风 木 木	列口对照仪
	IΒ	備考欄		新
会津乗合自動車㈱			会津乗合自動車㈱	
(公社)福島県トラ			(公社)福島県トラ	
ック協会			ック協会	
東日本高速道路㈱	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。		東日本高速道路㈱	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。
いわき管理事務所	2 緊急輸送に対する協力に関すること。		いわき管理事務所	2 緊急輸送に対する協力に関すること。
	3 高速道路の通行確保(緊急交通路指定時を含む)に関すること。			3 高速道路の通行確保(緊急交通路指定時を含む)に関すること。
(一社)福島県医師会			(一社)福島県医師会	
(公社)福島県診療	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。		(公社)福島県診療	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
放射線技師会			放射線技師会	
事務又は業務			事務又は業務	
(11) 未水电//小	ルディングス株式会社		(11) 未水电力小	ールディングス株式会社
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。			1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。	
2 原子力施設の防災管理に関すること。			2 原子力施設の防災管理に関すること。	
3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。			3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。	
4 関係機関に対する情報の提供に関すること。			4 関係機関に対する情報の提供に関すること。	
5 放射線防護活動	及び施設内の防災対策に関すること。		5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。	
6 緊急時モニタリ	ング活動に対する協力に関すること。		6 緊急時モニタリ	ング活動に対する協力に関すること。
7 原子力災害医療	活動に関すること。		7 原子力災害医療活動に関すること。	
8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。			8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。	
(12) その他の公共	的団体		(12) その他の公共	的団体
機関	事務又は業務		機関	事務又は業務
農業協同組合	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。		農業協同組合	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。
森林組合	2 農林水産物の出荷制限に関すること。		森林組合	2 農林水産物の出荷制限に関すること。

福島県地域防災計画 (原	8十刀灭舌刈束橅)和旧刈炽衣
IB	備考欄 新
漁業協同組合 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給	漁業協同組合 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給
商工会議所、	商工会議所、
商工会等商工業関	商工会等商工業関
係団体	係団体
燃料供給業者	燃料供給業者
(福島県石油業協	(福島県石油業協
同組合、福島県石油	同組合、福島県石
商業組合)	油商業組合)
8 広域的な活動体制	9 広域的な活動体制
原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とす	原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とす
ることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員	ることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員
等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確	等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確
立に努めるものとする。	立に努めるものとする。
9 本県以外で発生した原子力災害への支援	10 本県以外で発生した原子力災害への支援
県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生	県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生
した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行うものとする。	した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行うものとする。
また、県及び市町村は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル等により	また、県及び市町村は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル等により
対応するものとする。	対応するものとする。
第2 原子力災害事前対策	第2 原子力災害事前対策
本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前	本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前
対策を中心に定めるものである。	対策を中心に定めるものである。

В	備考欄	新
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等		1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等
(1) 防災業務計画に関する協議		(1) 防災業務計画に関する協議
県 [危機管理総室] は、原子力事業者が原災法第7条第2項に基づき作成又は修正しようと		県 [危機管理総室] は、原子力事業者が原災法第7条第2項に基づき作成又は修正しようと
する原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案		する原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案
を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議		を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議
に当たっては、発電所所在町を除く関係市町村へその写しを送付し、関係市町村の意見を聴き、		に当たっては、発電所所在町を除く関係市町村へその写しを送付し、関係市町村の意見を聴き、
必要に応じて協議に反映させるものとする。		必要に応じて協議に反映させるものとする。
(2) 事業者の届出の受理等		(2) 事業者の届出の受理等
県〔危機管理総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、		県〔危機管理総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、
その写しを速やかに関係市町村へ送付するものとする。		その写しを速やかに関係市町村へ送付するものとする。
ア 原子力防災要員の現況 (原災法第8条第4項)		ア 原子力防災要員の現況 (原災法第8条第4項)
イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任(原災法第9条第5項及び第		イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任 (原災法第9条第5項及び第
6項)		6項)
ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況(原災法第 11 条第 3 項及び第 4 項)		ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況(原災法第11条第3項及び第4項)
2 報告の徴収及び立入検査		2 報告の徴収及び立入検査
(1) 報告の徴収		(1) 報告の徴収
県 [危機管理総室] は、必要に応じ原災法第 31 条、第 32 条の規定に基づき、原子力事業者		県〔危機管理総室〕は、必要に応じ原災法第31条、第32条の規定に基づき、原子力事業者
から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者		から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者
が行う原子力災害の予防(再発防止を含む)のための措置が、適切に行われているかどうかに		が行う原子力災害の予防(再発防止を含む)のための措置が、適切に行われているかどうかに
ついて確認するものとする。		ついて確認するものとする。
(2) 身分証明書の携帯		(2) 身分証明書の携帯

旧	備考欄	新
立入検査を実施する県の職員は、原災法第32条第2項に基づき、知事から立入権限の委任を		立入検査を実施する県の職員は、原災法第32条第2項に基づき、知事から立入権限の委任を
受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。		受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。
3 国との連携		3 国との連携
(1) 地域原子力防災協議会との連携		(1) 地域原子力防災協議会との連携
国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする		国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地
地域原子力防災協議会を設置することと <mark>され</mark> ており、同協議会において、要配慮者対策、避難	表記の適正化	域原子力防災協議会を設置することと <u>し</u> ており、同協議会において、要配慮者対策、避難先
先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体		や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化
化を通じて、県、関係市町村の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこ		を通じて、県、関係市町村の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこと
とと <u>され</u> ている。		と <u>し</u> ている。
(2) 原子力防災専門官との連携		(2) 原子力防災専門官との連携
県 〔危機管理総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連		県〔危機管理総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連
絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <mark>対策拠点施設</mark> の運用、住民等に対する原子力防災	表記の適正化	絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <u>原子力災害対策センター</u> の運用、住民等に対する原子力防災
に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策 (避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊		に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊
急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機		急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機
関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。		関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
(3) 上席放射線防災専門官との連携		(3) 上席放射線防災専門官との連携
県 [危機管理総室] は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時		県〔危機管理総室〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モ
モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、		ニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他
他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と		関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密
密接な連携を図り、実施するものとする。		接な連携を図り、実施するものとする。
4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備		4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備

IB	備考欄	新
(1) 情報の収集・連絡体制の整備		(1)情報の収集・連絡体制の整備
県は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者その		県は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者その
他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項につい		他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項につい
て体制を整備し、充実を図るものとする。		て体制を整備し、充実を図るものとする。
ア 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備		ア 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備
県〔危機管理総室〕は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確に		県〔危機管理総室〕は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にす
するとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、		るとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通
通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・ <mark>休日</mark> におい	表現の適正化	信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・ <u>土日祝日</u> において
ても対応できる体制となるよう考慮するものとする。		も対応できる体制となるよう考慮するものとする。
イ 機動的な情報収集体制		イ 機動的な情報収集体制
県〔危機管理総室〕及び警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村		県〔危機管理総室〕及び警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村
と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を		と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を
図るものとする。		図るものとする。
ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定		ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
県「危機管理総室」は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の		県「危機管理総室」は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状
状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図		況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る
るものとする。		ものとする。
エ 非常通信協議会との連携		エ 非常通信協議会との連携
県〔危機管理総室〕は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信シス		県〔危機管理総室〕は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信シス
テムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとす		テムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとす
ప .		పె.
オ 移動通信系の活用体制		オ 移動通信系の活用体制
県〔危機管理総室〕及び警察本部は、関係機関と連携し、移動系防災無線(車載型、携帯型)、		県 [危機管理総室] 及び警察本部は、関係機関と連携し、移動系防災無線(車載型、携帯型)、
携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチ		携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチ
ュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。		ュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

旧曲示范域的交前自己	備考欄	新
(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備		(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備
県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような 資料を適切に整備		県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような 資料を適切に整備
し、危機管理総室を通じて <mark>対策拠点施設</mark> に適切に備え付けるとともに、常に最新の	表記の適正化	し、危機管理総室を通じて <u>原子力災害対策センター</u> に適切に備え付けるとともに、常に最新の
ものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。		ものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。
ア 原子力発電所に関する資料		ア 原子力発電所に関する資料
(7)原子力事業者防災業務計画		(7)原子力事業者防災業務計画
(イ)原子力事業所の施設の配置図		(4)原子力事業所の施設の配置図
イ 社会環境に関する情報		イ 社会環境に関する情報
(ア)周辺の地図〔危機管理総室〕		(7)周辺の地図〔危機管理総室〕
(イ)周辺地域の人口及び世帯数〔危機管理総室〕		(4)周辺地域の人口及び世帯数〔危機管理総室〕
(距離・方位別 <u>。</u> 要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む)		(距離・方位別、要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む)
(ウ)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料		(ウ)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料
(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。)		(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。)
〔危機管理総室、土木部〕及び警察本部		〔危機管理総室、土木部〕及び警察本部
(エ)コンクリート屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画〔危機管理総室〕		(エ)コンクリート屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画 〔危機管理総室〕
(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む)		(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む)
(オ)周辺地域の公共施設、特殊施設(幼稚園、学校、病院、福祉施設等)に関する資料		(オ)周辺地域の公共施設、特殊施設(幼稚園、学校、病院、福祉施設等)に関する資料
(位置に関する情報を含む)〔危機管理総室、文書管財総室、保健福祉部、県教育庁〕		(位置に関する情報を含む) 〔危機管理総室、文書管財総室、保健福祉部、県教育庁〕
(カ)原子力災害医療施設(原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関)に関する資料〔健		(カ) 原子力災害医療施設 (原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関) に関する資料 〔健
康衛生総室〕		康衛生総室〕
(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む)		(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む)
(キ) <mark>対策拠点施設</mark> における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔危機管	表記の適正化	(キ) <u>原子力災害対策センター</u> における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔危機管
理総室〕		理総室〕
ウ 防護措置の判断に関する資料		ウ 防護措置の判断に関する資料

旧曲大地域的交前凹入	備考欄	新
(7)周辺地域の気象・海象資料 [危機管理総室]		(7)周辺地域の気象・海象資料 [危機管理総室]
(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)		(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)
(イ)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地		(イ)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地
点図〔危機管理総室〕		点図〔危機管理総室〕
(ウ)平常時環境放射線モニタリング資料(事故前 10 年間及び過去 3 ~10 年間の統計値等)〔危		(ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前 10 年間及び過去 3~10 年間の統計値等)〔危
機管理総室〕		機管理総室〕
(エ)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕		(エ)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕
(オ)農林水産物の生産及び出荷状況〔生産流通総室〕		(オ) 農林水産物の生産及び出荷状況〔生産流通総室〕
エ 防護活動資機材等に関する資料		エ 防護活動資機材等に関する資料
(ア)資機材の整備・配備状況〔危機管理総室〕		(7) 資機材の整備・配備状況 〔危機管理総室〕
(イ) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制 [危機管理総室]		(4) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制 [危機管理総室]
(ウ)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕		(ウ)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕
オ 災害復旧に関する資料 [危機管理総室]		オ 災害復旧に関する資料 〔危機管理総室〕
県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等		県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等
を図るものとする。		を図るものとする。
5 情報の分析整理		5 情報の分析整理
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制		(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
県〔危機管理総室、各関係部局〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・		県〔危機管理総室、各関係部局〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・
確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める		確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める
ものとする。		ものとする。
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進		(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
県〔危機管理総室〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。		県〔危機管理総室〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。ま
また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村と		た、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とと

IB	備考欄	新
ともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるもの		もに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものと
とする。		する。
6 通信手段の確保		6 通信手段の確保
県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、		県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、
原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のと		原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のと
おり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟		おり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟
に努めるものとする。		に努めるものとする。
なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、		なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、
多重化の確保に努めるものとする。		多重化の確保に努めるものとする。
ア 専用回線網の整備		ア 専用回線網の整備
(7) 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備		(7) 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備
県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回		県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線
線網の整備・維持に努めるものとする。		網の整備・維持に努めるものとする。
(イ) <u>対策拠点施設</u> との間の専用回線網の整備	表記の適正化	(イ) <u>原子力災害対策センター</u> との間の専用回線網の整備
県〔危機管理総室〕は、国と連携し、 <mark>対策拠点施設</mark> と県及び関係市町村との間の		県〔危機管理総室〕は、国と連携し、 <u>原子力災害対策センター</u> と県及び関係市町村との間の
通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。		通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。
イ 通信手段・経路の多様化		イ 通信手段・経路の多様化
(ア) 県総合情報通信ネットワーク (防災行政無線) の原子力防災への活用		(7) 県総合情報通信ネットワーク (防災行政無線) の原子力防災への活用
県〔危機管理総室〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものと		県〔危機管理総室〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものと
する。		する。
(イ) 機動性のある緊急通信手段の確保		(イ) 機動性のある緊急通信手段の確保
県〔危機管理総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域		県 [危機管理総室] は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛
衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。		星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。
また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。		また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

ΙΒ	備考欄	新
(ウ) 多様な情報収集・伝達システムの整備		(ウ) 多様な情報収集・伝達システムの整備
県 [危機管理総室] 及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、画像伝送		県〔危機管理総室〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、画像伝送
システム、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものと		システム、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものと
する。		する。
(エ) 災害時優先電話等の活用		(エ) 災害時優先電話等の活用
県 [危機管理総室] 及び警察本部は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害		県 [危機管理総室] 及び警察本部は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害
時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対		時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対
して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。		して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。
(オ) 非常用電源等の確保		(オ) 非常用電源等の確保
県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁		県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎
舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備し、専門的な知見・		等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備し、専門的な知見・技
技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。		術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。
また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整		また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整
するものとする。		するものとする。
(カ) 保守点検の実施		(カ) 保守点検の実施
県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、		県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、
保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。		保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。
7 緊急事態応急体制の整備		7 緊急事態応急体制の整備
県、関係市町村及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以		県、関係市町村及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以
下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手		下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手
順書・マニュアル等に定めておくものとする。		順書・マニュアル等に定めておくものとする。
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備		(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備
[危機管理総室]		[危機管理総室]
ア 職員の参集配備体制 (参集職員の名簿の整備)		ア 職員の参集配備体制 (参集職員の名簿の整備)

IB	備考欄	新
イ 組織図、所掌事務、職務権限の範囲		イ 組織図、所掌事務、職務権限の範囲
ウ 運営に必要な資機材の調達方法		ウ 運営に必要な資機材の調達方法
エ 原子力現地災害対策本部への職員移動交通手段		エ 原子力現地災害対策本部への職員移動交通手段
(2) 国が行う <u>対策拠点施設</u> の立ち上げ準備への協力体制	表記の適正化	(2) 国が行う <mark>緊急事態応急対策等拠点施設</mark> の立ち上げ準備への協力体制
県〔危機管理総室〕は、国、関係市町村及び防災関係機関と協力して、 <mark>対策拠点施設</mark>		県〔危機管理総室〕は、国、関係市町村及び防災関係機関と協力して、 <u>原子力災害対策センタ</u>
における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を		一における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を
整備するものとする。		整備するものとする。
(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制		(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制
県 [危機管理総室] は、 <mark>対策拠点施設</mark> において開催される現地事故対策連絡会議	表記の適正化	県〔危機管理総室〕は、 <mark>原子力災害対策センター</mark> において開催される現地事故対策連絡会議
(施設敷地緊急事態) 及び原子力災害合同対策協議会機能班(全面緊急事態) への職員の派遣		(施設敷地緊急事態) 及び原子力災害合同対策協議会機能班(全面緊急事態) への職員の派遣
体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移		体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移
動交通手段等についても定めておくものとする。		動交通手段等についても定めておくものとする。
(4) 自衛隊派遣要請		(4) 自衛隊派遣要請
県〔危機管理総室〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請先及び要		県〔危機管理総室〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請先及び要
請手順等を定めておくとともに、要請の区分及び受入の体制等についても関係部隊と事前に調		請手順等を定めておくとともに、要請の区分及び受入の体制等についても関係部隊と事前に調
整を行うものとする。		整を行うものとする。
(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請		(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請
県 [危機管理総室] は、消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるとともに、迅		県〔危機管理総室〕は、消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるとともに、迅速
速に緊急消防援助隊の派遣要請を行うため、要請手順等の整備に努めるものとする。		に緊急消防援助隊の派遣要請を行うため、要請手順等の整備に努めるものとする。
(6) 警察災害派遣隊の派遣要請		(6) 警察災害派遣隊の派遣要請

水丁刀火	吉对策編)新旧对照表
備考欄	新
	警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備
	を図るものとする。
	(7) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請
	県 [健康衛生総室] は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援セン
	ター、原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関に所属し、原子力災害が発生または
	そのおそれがある被災都道府県において救急医療等を行うことができる専門的な研修、訓練を
	受けた原子力災害医療派遣チームの派遣要請手順及び受け入れ体制等の整備を図るものとす
	る。
	(8) 広域的な応援協力体制等
	県〔危機管理総室〕は、緊急時に必要な人員、資機材及び避難先や避難退域時検査場所等に
	関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県、防災関係機関及び民間事業者からの応援要請
	について、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定等の締結を図り、要請先・要請手順・
	受入体制及び資機材等の集積輸送体制等について必要な体制を整備するものとする。
	なお、県内市町村間においても相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結等の促進を
	図るものとする。
	また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行
	っておくものとし、要請先及び要請手順等を定めておくものとする。
	(9) 専門家の派遣要請
	県〔危機管理総室〕は、原災法第10条第2項に基づき、必要に応じ国に対して事態把握の
	ために専門的知識を有する職員の派遣を要請する場合、同法施行令第5条の規定に基づき派遣
	要請を行うものとする。

IB	備考欄	新
(10) 長期化に備えた動員体制の整備		(10) 長期化に備えた動員体制の整備
県〔危機管理総室、各関係部局〕は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化し		県〔危機管理総室、各関係部局〕は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化し
た場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。		た場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。
(11)防災関係機関相互の連携体制		(11) 防災関係機関相互の連携体制
県〔危機管理総室〕は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係市町村、自衛		県〔危機管理総室〕は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係市町村、自衛
隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及び		隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及び
その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を		その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を
あらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。		あらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備		8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備
(1) 施設等の維持管理		(1) 施設等の維持管理
国、県〔危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に		国、県〔危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に
応じて、 <mark>対策拠点施設</mark> 及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実	表記の適正化	応じて、 <u>原子力災害対策センター</u> 及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実
に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持、 管理を行うも		に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うも
のとする。		のとする。
なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対		なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対
策支援拠点(後方支援拠点)を選定し、 <mark>対策拠点施設</mark> 等との確実に連携を図るため	表記の適正化	策支援拠点(後方支援拠点)を選定し、 <u>原子力災害対策センター</u> 等との確実に連携を図るため
に必要な機能の整備を行うものとする。		に必要な機能の整備を行うものとする。
(2) 非常用通信機器		(2) 非常用通信機器
県〔危機管理総室〕及び国は、相互に連携して、 <mark>対策拠点施設</mark> に非常用電話、ファ	表記の適正化	県 [危機管理総室] 及び国は、相互に連携して、 <u>原子力災害対策センター</u> に非常用電話、ファ
クシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。		クシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
(3) 防災知識の普及		(3) 防災知識の普及

旧	備考欄	新
国、県〔危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、対策拠点施設を地域に	表記の適正化	国、県〔危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、原子力災害対策センターを地域に
おける原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に		おける原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に
活用するものとする。		活用するものとする。
9 緊急時モニタリング体制の整備		9 緊急時モニタリング体制の整備
緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンタ		緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンタ
一が設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団		一が設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団
体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実		体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実
施する。また、上記以外の関係省庁(海上保安庁等)は、要請があった場合で対応可能な範囲		施する。また、上記以外の関係省庁(海上保安庁等)は、要請があった場合で対応可能な範囲
で支援するものとする。		で支援するものとする。
(1) 県の役割		(1) 県の役割
県は、国が定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリンググループで構成		県は、国が定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリンググループで構成
するモニタリング実施組織及びセンター長、グループの役割等に協力するものとし、緊急時に		するモニタリング実施組織及びセンター長、グループの役割等に協力するものとし、緊急時に
おける原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する		おける原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する
観点から、国の技術的支援の <u>もと</u> 、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとと	国計画等に合	観点から、国の技術的支援の <u>下</u> 、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとと
もに、緊急時モニタリングの測定の結果 <mark>に</mark> 基づく防護措置の実施の判断に活用できる	わせる修正	もに、緊急時モニタリングの測定の結果 $\underline{^{\mathbf{c}}OILC}$ 基づく防護措置の実施の判断に活用できる
ように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。		ように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。
そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング		そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング
計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との		計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との
協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。		協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。
(2) 緊急時モニタリング計画の策定		(2) 緊急時モニタリング計画の策定
県〔危機管理総室〕は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係市町村及び原子		県〔危機管理総室〕は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係市町村及び原子力
力事業者の協力を得て、体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策		事業者の協力を得て、体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策定

IΒ	備考欄	新
定するものとする。		するものとする。
(3) モニタリング設備・機器の整備・維持		(3) モニタリング設備・機器の整備・維持
県「危機管理総室」は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線によ		県「危機管理総室」は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線によ
る影響を把握するため、モニタリングポスト(可搬型を含む)等のモニタリング設備・機器、		る影響を把握するため、モニタリングポスト(可搬型を含む)等のモニタリング設備・機器、
環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作		環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作
の習熟に努めるものとする。		の習熟に努めるものとする。
なお、空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災		なお、空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災
害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるもの		害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるもの
とする。		とする。
また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切		また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切
に確保しておくものとする。		に確保しておくものとする。
(4) モニタリング要員の確保		(4) モニタリング要員の確保
国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされて		国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされて
いる。県〔危機管理総室〕は、これに協力し必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。		いる。県〔危機管理総室〕は、これに協力し必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。
なお、初期における迅速な活動体制を確保するため、関係市町村及び県機関は、モニタリン		なお、初期における迅速な活動体制を確保するため、関係市町村及び県機関は、モニタリン
グ要員の派遣について協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を		グ要員の派遣について協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を
実施するものとする。		実施するものとする。
また、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタ		また、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタ
リング要員として活用できる体制を整備するものとする。		リング要員として活用できる体制を整備するものとする。
(5) 関係機関との協力体制の整備		(5) 関係機関との協力体制の整備
ア 測定品質の向上		ア 測定品質の向上
県〔危機管理総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関		県〔危機管理総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関

福島県地域防災計画(原	京十 刀炎	舌刈束橅/
IΒ	備考欄	新
し、平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。		し、平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。
イ 関係機関の協力		イ 関係機関の協力
関係市町村は、緊急時モニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて		関係市町村は、緊急時モニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて
協力するものとする。なお、県は、関係市町村、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣		協力するものとする。なお、県は、関係市町村、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣
される緊急時モニタリング要員の受入体制及び役割分担について、緊急時モニタリング計画に		される緊急時モニタリング要員の受入体制及び役割分担について、緊急時モニタリング計画に
定めるものとする。		定めるものとする。
(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持		(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持
県〔危機管理総室〕は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システム、環境		県〔危機管理総室〕は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システム、環境放
放射能監視テレメータシステム等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。		射能監視テレメータシステム等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。
10 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備		10 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備
県〔健康衛生総室〕は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に		県〔健康衛生総室〕は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公
公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ—等の配備・維持管理、測	誤記修正	衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・
定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の		評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ば
被ばく線量評価体制を整備するものとする。		く線量評価体制を整備するものとする。
1 1 住民等への的確な情報伝達体制の整備		11 住民等への的確な情報伝達体制の整備
(1) 広報実施マニュアル等の整備		(1) 広報実施マニュアル等の整備
県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべ		県〔危機管理総室〕は、国及び関係市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべ
き情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施		き情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施
マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよ		マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよ
う、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、関係市町村に対し、広報マニュアル等		う、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、関係市町村に対し、広報マニュアル等
の作成について支援するものとする。		の作成について支援するものとする。
また、県〔危機管理総室〕は、重点区域以外の住民に提供すべき情報についても、指示内容、		また、県「危機管理総室」は、重点区域以外の住民に提供すべき情報についても、指示内容、

IB	備考欄	新
頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。		頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。
(2)情報伝達設備等の整備		(2)情報伝達設備等の整備
県 [危機管理総室、各関係部局] は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常		県「危機管理総室、各関係部局」は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常
に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県総合情報通信ネットワーク、広報車両等の		に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県総合情報通信ネットワーク、広報車両等の
整備を図るものとする。		整備を図るものとする。
また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対す		また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対す
る情報伝達手段を確保するものとする。		る情報伝達手段を確保するものとする。
(3) 住民相談窓口の整備		(3) 住民相談窓口の整備
県〔知事公室〕は、国、市町村、事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談		県〔知事公室〕は、国、市町村、事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相
窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。		談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
(4) 要配慮者等への広報体制の整備		(4) 要配慮者等への広報体制の整備
県「危機管理総室、総務部、企画調整部、保健福祉部、商工労働部、県教育庁〕及び警察本部		県「危機管理総室、総務部、企画調整部、保健福祉部、商工労働部、県教育庁」及び警察本部
は、国、市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、		は、国、市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、
傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達		傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達
できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設		できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設
備等の整備に努めるものとする。		備等の整備に努めるものとする。
(5) 多様な広報媒体の活用		(5) 多様な広報媒体の活用
県〔危機管理総室、知事公室、情報統計総室〕は、テレビ、ラジオ等による報道を住民への情		県〔危機管理総室、知事公室、情報統計総室〕は、テレビ、ラジオ等による報道を住民への情
報伝達に活用するため、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあら		報伝達に活用するため、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあら
かじめ整理しておくものとする。また、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、		かじめ整理しておくものとする。また、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、
インターネットホームページ及びツイッターなどのインターネット上の情報共有ツール等を含		インターネットホームページ及びツイッターなどのインターネット上の情報共有ツール等を含

IΒ	備考欄	新
めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。		めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
1 2 避難収容活動体制の整備		1 2 避難収容活動体制の整備
県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡ると		県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡ると
いう特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民		いう特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民
等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。		等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。
(1) 県における広域避難計画の作成		(1) 県における広域避難計画の作成
県 [危機管理総室] は、関係市町村の他の市町村(県外市町村を含む)への避難について調		県 [危機管理総室] は、関係市町村の他の市町村(県外市町村を含む)への避難について調整
整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。		し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。
ア 指定避難所の名称、場所、収容可能人数		ア 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
イ 避難要請を行う関係市町村の措置		イ 避難要請を行う関係市町村の措置
ウ 県の措置		ウ 県の措置
エ 避難要請を受けた市町村の措置		エ 避難要請を受けた市町村の措置
オ 避難者の輸送体制		オ 避難者の輸送体制
カ 市町村を越える広域的な避難経路等		カ 市町村を越える広域的な避難経路等
キ 避難中継所の役割		キ 避難中継所の役割
ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整		ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
ケ その他広域避難に必要な事項		ケーその他広域避難に必要な事項
(2) 関係市町村における避難計画の作成		(2) 関係市町村における避難計画の作成
関係市町村は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難(コンクリート建物		関係市町村は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難(コンクリート建物
への屋内退避を含む)、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が		への屋内退避を含む)、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が
行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。		行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。
避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)を有する市町村は、		避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)を有する市町村は、

IΒ	備考欄	新
原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準		原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準
備する区域(UPZ)を有する市町村は、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避		備する区域(UPZ)を有する市町村は、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避
難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。		難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。
なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するもの		なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するもの
とする。		とする。
県〔危機管理総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等		県〔危機管理総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を
を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。		通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。
ア 避難等に関する指標		ア 避難等に関する指標
屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるも		屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるも
のとする。		のとする。
イ 避難等の指示の伝達方法		イ 避難等の指示の伝達方法
住民等への指示の伝達については、関係市町村において定める広報実施マニュアル等による		住民等への指示の伝達については、関係市町村において定める広報実施マニュアル等による
ほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。		ほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。
(ア) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要		(7) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要
配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。		配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。
(イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等について確認		(イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等について確認
しておくものとする。		しておくものとする。
ウ 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者		ウ 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。		一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。
(ア) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定する		(7) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定する
ものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。		ものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。
(イ) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとす		(イ) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとす
る。		వ .

IΒ	備考欄	新
エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者		エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。		避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。
(7) 指定避難所の選定		(7) 指定避難所の選定
関係市町村は、県が定める広域避難計画に基づきあらかじめ指定避難所を定めるものとする。		関係市町村は、県が定める広域避難計画に基づきあらかじめ指定避難所を定めるものとする。
(イ)コンクリート建物の把握		(イ)コンクリート建物の把握
関係市町村は、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握してお		関係市町村は、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握してお
くものとする。		くものとする。
オ 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者		オ 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
関係市町村は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するもの		関係市町村は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するもの
とする。		とする。
カ 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法		カ 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法
関係市町村は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものと		関係市町村は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものと
する。		する。
キ 避難状況の確認体制		キ 避難状況の確認体制
避難のための立 <u>ち</u> 退きの <u>勧告又は</u> 指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に	国計画等に合	避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に
確認するための体制について整備しておくものとする。	わせる修正	確認するための体制について整備しておくものとする。
ク 住民輸送に関する事項		ク 住民輸送に関する事項
関係市町村は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるも		関係市町村は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるも
のとする。		のとする。
(ア) 輸送車両の数		(7) 輸送車両の数
(イ) 輸送の経路		(イ) 輸送の経路
(ウ) その他避難に必要な資機材等		(f) その他避難に必要な資機材等
ケ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項		ケ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
負傷者に対する応急救護については、 <u>県災害対策本部救援班</u> 及び <u>県災害対策地方本部保健福</u>	組織改編等に	負傷者に対する応急救護については、 <mark>保健医療福祉調整本部</mark> 及び <u>県保健医療福祉調整地方本</u>
<u>祉班</u> の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔健	よる修正	・ の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔健

IB	備考欄	新
康衛生総室、危機管理総室〕と調整して定めるものとする。		康衛生総室、危機管理総室〕と調整して定めるものとする。
(7) 給水措置		(ア) 給水措置
(4) 給食措置		(イ) 給食措置
(ウ) 毛布、寝具等の支給		(ウ) 毛布、寝具等の支給
(エ) 衣類、日用必需品の支給		(エ) 衣類、日用必需品の支給
(オ) 負傷者に対する応急救護		(オ) 負傷者に対する応急救護
(カ) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援		(カ) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
コ 指定避難所の管理に関する事項		コ 指定避難所の管理に関する事項
指定避難所の管理者については、原則として関係市町村職員を指定するものとす	地域防災計画	指定避難所の管理 <u>・運営責任</u> 者については、原則として関係市町村職員を指定するものとす
వ .	一般災害編に	వ .
(ア) <u>指定避難所の管理 者</u> 及び運営方法	合わせるため	(7) <u>避難所の管理・運営責任者</u> 及び運営方法
(イ) 避難 <u>収容</u> 中の秩序保持	の修正	(イ) 避難 <mark>受入</mark> 中の秩序保持
(ウ) 避難者に対する災害情報の伝達		(ウ) 避難者に対する災害情報の伝達
(エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底		(エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
(オ) 避難者に対する各種相談業務		(オ) 避難者に対する各種相談業務
(カ) 指定避難所における衛生管理		
サ 要配慮者に対する救援措置に関する事項		サ 要配慮者に対する救援措置に関する事項
関係市町村は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の		関係市町村は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の
協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。		協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。
なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。		なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
(7) 情報の伝達方法		(7) 情報の伝達方法
(イ) 避難及び避難誘導		(イ) 避難及び避難誘導
(ウ) <u>指定避難所</u> における配慮等		(ウ) <u>避難所</u> における配慮等
(エ) <u>老人デイサービスセンター</u> の活用等	国防災基本計	(エ) <u>障害福祉サービス事業者</u> の活用等
	画に合わせる	

IB	備考欄	新
シ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項	ための修正	シ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
関係市町村は、災害時における避難の万全を期すため、次に掲げる方法により、住民に地域		関係市町村は、災害時における避難の万全を期すため、次に掲げる方法により、住民に地域
内の一時集合場所、指定避難所、避難経路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以		内の一時集合場所、指定避難所、避難経路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以
上は、広報を行うなど周知徹底を図る。		上は、広報を行うなど周知徹底を図る。
(ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行		(ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
(イ) 標識、誘導標識等の設置		(イ) 標識、誘導標識等の設置
(ウ) 住民に対する巡回指導		(f) 住民に対する巡回指導
(ェ) 防災訓練の実施 <mark>等</mark>	地域防災計画	(ェ) 防災訓練の実施 <u>や防災マップの作成・配布</u>
	一般災害編に	
(3) 要配慮者等の避難にかかる取組	合わせるため	(3) 要配慮者等の避難にかかる取組
県〔危機管理総室〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を	の修正	県〔危機管理総室〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を
受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取		受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取
り組むものとする。		り組むものとする。
(7) 要配慮者及び一時滯在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防		(7) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防
災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラン		災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボラン
ティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、		ティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、
関係者との共有に努めるものとする。		関係者との共有に努めるものとする。
(イ) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町村及		(イ) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町村及
び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。		び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
(ウ) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。		(f) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
(エ) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を		(エ) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を
支援するものとする。		支援するものとする。
(オ) 市町村に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。		(オ) 市町村に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。
(4) 学校施設等における避難計画		(4) 学校施設等における避難計画

IB	備考欄	新
学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所)の施設管理者は、多		学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所)の施設管理者は、多
数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、		数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、
それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難		それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難
計画を作成するものとし、県〔文書管財総室、子ども未来局、県教育庁〕は計画の作成に必要		計画を作成するものとし、県〔文書管財総室、子ども未来局、県教育庁〕は計画の作成に必要
な支援を行うものとする。		な支援を行うものとする。
(7) 避難実施責任者		(7) 避難実施責任者
(イ) 避難の順位		(イ) 避難の順位
(ウ) 避難誘導責任者及び補助者		(ウ) 避難誘導責任者及び補助者
(エ) <u>避難経路及び誘導方法</u>	地域防災計画	(エ) <u>避難誘導の要領及び措置</u>
(オ) 避難場所、時期及びその指示伝達方法	一般災害編に	(オ) 避難場所、 <mark>経路、</mark> 時期及びその指示伝達方法
(カ) 避難場所の選定、 <mark>収容</mark> 施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等	合わせるため	(カ) 避難場所の選定、 <mark>受入</mark> 施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
(キ) 避難者の確認方法	の修正	(キ) 避難者の確認方法
(ク) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法		(ク) 児童、生徒等の <mark>父母又は</mark> 保護者等への引渡方法
(ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法		(ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法
(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画		(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画
病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者及び入所者を適切な避難先に避難させるた		病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者及び入所者を適切な避難先に避難させるた
め、地域の特性や対象者の活動能力等について十分配慮した上で、県が作成した「医療機関・		め、地域の特性や対象者の活動能力等について十分配慮した上で、県が作成した「医療機関・
社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、次の事項に留意して避		社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、次の事項に留意して避
難計画を作成するものとし、県〔保健福祉部、病院局〕は計画の作成に必要な支援を行うもの		難計画を作成するものとし、県〔保健福祉部、病院局〕は計画の作成に必要な支援を行うもの
とする。		とする。
(7) 避難実施責任者		(ア) 避難実施責任者
(イ) 避難の順位		(イ) 避難の順位
(ウ) 避難誘導責任者及び補助者		(ウ) 避難誘導責任者及び補助者
(エ) 避難経路及び誘導方法	医療機関・社会福	

IΒ	備考欄	新
(t) 避難の <u>時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達の方法</u>	祉施設等原子力災	(エ) 避難の指示伝達 方法
(力) 患者等の避難に必要な資機材の確保 (特殊車両等の確保)	害避難計画策定ガ	(大) 患者等の避難に必要な資機材の確保(特殊車両等の確保)
(キ) 入院患者及び入所者の他施設等への転院・転所方法	イドラインに合わ	
(<u>ク</u>) 避難時における <u>医療の維持方法等</u>	せる修正	(h) 避難時における搬送や医療維持の方法等
<u>(ゲ)</u> 避難者の把握方法		(4) 避難者の把握方法
(1) 入院患者及び入所者の家族等への連絡方法		(<u>/</u>) 入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
(<u>†)</u> 被災時における施設内の衛生の確保		(<u>b</u>) 被災時における施設内の衛生の確保
<u>(シ)</u> 外来 <u>患</u> 者の避難誘導及び周知の方法		(三) 外来者の避難誘導及び周知の方法
(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画		(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画
駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県〔危機管理総室〕、所在市町村と		駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県〔危機管理総室〕、所在市町村と
連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者		連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者
の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の		の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の
方法について定めるものとする。		方法について定めるものとする。
(7) 県有施設における避難計画		(7) 県有施設における避難計画
県〔各関係部局〕は、関係市町村と協力し県有施設利用者の避難誘導体制を整備するものと		県〔各関係部局〕は、関係市町村と協力し県有施設利用者の避難誘導体制を整備するものと
する。		する。
(8) 避難受入市町村の体制整備		(8) 避難受入市町村の体制整備
関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、避難元市町村		関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、避難元市町村
と協議のうえそれぞれ市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。		と協議のうえそれぞれ市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。
(9) 避難に係る諸整備		(9) 避難に係る諸整備
ア 指定避難所における設備等の整備〔危機管理総室〕		ア 指定避難所における設備等の整備 [危機管理総室]

一		1
IΒ	備考欄 ————	新
県は、関係市町村と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易		県は、関係市町村と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易
ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に		ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に
も配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び被災者		も配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び被災者
による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。		による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
イ 物資の備蓄に係る整備 [危機管理総室]		イ 物資の備蓄に係る整備 [危機管理総室]
県は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、		県は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊
炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所として指		き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所として指定
定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。		した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。
ウ 救助に関する施設等の整備〔危機管理総室〕		ウ 救助に関する施設等の整備〔危機管理総室〕
県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施		県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施
設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。		設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。
エ 被災者支援の仕組みの整備		エ 被災者支援の仕組みの整備
県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの		県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの
整備等に努めるものとする。		整備等に努めるものとする。
オ 応急仮設住宅等の整備〔危機管理総室、建築総室〕		オ 応急仮設住宅等の整備 [危機管理総室、建築総室]
県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能		県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能
量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対す		量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対す
る安全性に配慮しつつ,応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらか		る安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらか
じめ供給体制を整備しておくものとする。		じめ供給体制を整備しておくものとする。
13 飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限等</mark>	国計画等に	13 飲食物の摂取制限及び出荷制限
(1)飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限に関する体制整備</mark>	合わせる修正	(1) 飲食物の <mark>摂取制限及び出荷制限</mark> に関する体制整備
県〔健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、飲食物の <u>出荷制限、摂取制限</u> に関する		県 〔健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、飲食物の <mark>摂取制限及び出荷制限</mark> に関する
体制をあらかじめ定めておくものとする。		体制をあらかじめ定めておくものとする。
(2) 飲食物の <mark>出荷制限、摂取制限等</mark> を行った場合の住民への供給体制の確保		(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

IΒ 備者欄 新 県「健康衛生総室」は、関係市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住 県 [健康衛生総室] は、関係市町村に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合、住 民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。 民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。 14 緊急輸送活動体制の整備 14 緊急輸送活動体制の整備 (1) 緊急輸送路の確保体制等の整備 (1) 緊急輸送路の確保体制等の整備 ア 県 [危機管理総室、道路総室] は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発 ア 県 [危機管理総室、道路総室] は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生 生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠 時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点 点(トラックターミナル、御売市場等)・集積拠点について把握・点検するものとする。 (トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検するものとする。 また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協 また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協 議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める 議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める ものとする。 ものとする。 イ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 イ 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 また、警察本部は、緊急時の通行規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者 また、警察本部は、緊急時の通行規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者 等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。 等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。 ウ 警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において道路通行規制が実施された場合の運転者 ウ 警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において道路通行規制が実施された場合の運転者 の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。 の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。 エ 警察本部は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っ エ 警察本部は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っ ていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。 ていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。 オー県「危機管理総室」及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急 オー県「危機管理総室」及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急 時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、 時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、 気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るもの 気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るもの とする。 とする。 カ 県「危機管理総室」は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポート カ 県「危機管理総室」は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポート の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとと の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとと もに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底 もに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底 を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議し を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議し

旧田田永远城内久时日(加	備考欄	新
ておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努		ておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努
めるものとする。		めるものとする。
キ 県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事		キ 県 [危機管理総室] は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事
業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠		業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠
点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。		点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
ク 県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整		ク 県 [危機管理総室] は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整
理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備		理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備
の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。		の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
ケ 県 [危機管理総室] は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、		ケ 県 [危機管理総室] は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、
緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行		緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行
車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、		車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、
自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。		自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。
コ 県〔危機管理総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線		コ 県 [危機管理総室] は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線
に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。		に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。
(2) 専門家の移送体制の整備		(2) 専門家の移送体制の整備
県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科		県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学
学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への		技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移
移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制		送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)
等)についてあらかじめ定めておくものとする。		についてあらかじめ定めておくものとする。
1 5 原子力災害医療体制の整備		1 5 原子力災害医療体制の整備
(1) 原子力災害医療体制の整備		(1) 原子力災害医療体制の整備
県[健康衛生総室]は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子		県[健康衛生総室]は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子
力災害医療協力機関(以下、「原子力災害拠点病院等」という。)の整備を図るなど、原子力災		カ災害医療協力機関(以下、「原子力災害拠点病院等」という。)の整備を図るなど、原子力災

П	備考欄	新
害医療体制を整備・維持するものとする。		害医療体制を整備・維持するものとする。
原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施する		原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施する
ための組織体制の整備を図るものとする。		ための組織体制の整備を図るものとする。
原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害		原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害
の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能す		の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能す
ることで実効性を向上させる必要がある。		ることで実効性を向上させる必要がある。
このことから、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るととも		このことから、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るととも
に、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した原子力災害医療ネットワークを構築し、		に、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した原子力災害医療ネットワークを構築し、
国と協力し、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行う。		国と協力し、原子力災害医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行う。
また、県は国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原		また、県は国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原
子力災害拠点病院等 における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害		子力災害拠点病院等 における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害
拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。		拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。
なお、公立大学法人福島県立医科大学は、国から原子力災害拠点病院では対応できない高度		なお、公立大学法人福島県立医科大学は、国から原子力災害拠点病院では対応できない高
専門的な診療を行う高度被ばく医療センター及び平時から原子力災害拠点病院に対する支	表記の適正化	度専門的な診療を行う高度被ばく医療 <mark>支援</mark> センター及び平時から原子力災害拠点病院に対する
援等を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けている。		支援等を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けている。
(2) 原子力災害医療行動計画の整備		(2) 原子力災害医療行動計画の整備
県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員		県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員
の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ョウ素剤の <u>予防</u> 服用の方法等について、	国計画等に	の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の <mark>配布及び</mark> 服用の方法等について、
原子力災害医療行動計画に定めておくものとする。	合わせる修正	原子力災害医療行動計画に定めておくものとする。
(3) 医療活動用資機材等の整備		(3) 医療活動用資機材等の整備
県〔健康衛生総室〕は、国の協力の下、放射線測定資機材、除染資機材、安定ョウ素剤、応急		県〔健康衛生総室〕は、国の協力の下、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急
救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。		救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。
なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急		なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急

IΒ	備考欄	新
時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。		時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。
また、県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療についての資料を収集、整理しておくものと		また、県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療についての資料を収集、整理しておくものと
する。		する。
原子力災害拠点病院等、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、原子力災害医療		原子力災害拠点病院等、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、原子力災害医療
体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、危機管理総室〕は、必要に応じ、助言、資機材		体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、危機管理総室〕は、必要に応じ、助言、資機材
の貸与等を行うものとする。		の貸与等を行うものとする。
(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築		(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築
県〔健康衛生総室〕は、実効的な医療分野における原子力災害対策が行われるよう原子力災		県〔健康衛生総室〕は、実効的な医療分野における原子力災害対策が行われるよう原子力災
害医療及び救急・災害医療の関係者と密接な連携を図り、医療関係者に対する基礎的な研修や		害医療及び救急・災害医療の関係者と密接な連携を図り、医療関係者に対する基礎的な研修や
実践的な研修・訓練を実施するものとする。		実践的な研修・訓練を実施するものとする。
また、原子力災害拠点病院等は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するた		また、原子力災害拠点病院等は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するた
めの資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図		めの資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図
るものとする。		るものとする。
1 6 消防活動体制等の整備		16 消防活動体制等の整備
(1) 救助・救急活動用資機材の整備		(1) 救助・救急活動用資機材の整備
県〔危機管理総室〕は、国の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機		県〔危機管理総室〕は、国の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機
材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の		材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の
整備に努めるよう助言するものとする。		整備に努めるよう助言するものとする。
(2) 消火活動用資機材等の整備		(2) 消火活動用資機材等の整備
県〔危機管理総室〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びそ		県〔危機管理総室〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその
の周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について		周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助
助言するものとする。		言するものとする。

IB	備考欄	新
17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備		17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
(1)資機材の整備		(1) 資機材の整備
県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村と協力し、応急対策を行		県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村と協力し、応急対策を行
う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。		う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。
(2)情報交換		(2)情報交換
県[危機管理総室]は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、		県〔危機管理総室〕は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、
関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。		関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。
18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信		18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
(1) 住民に対する知識の普及と啓発		(1) 住民に対する知識の普及と啓発
県〔危機管理総室〕は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱		県〔危機管理総室〕は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と
と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関		動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関す
する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、重点区域以外の住民に対しても、平常時か		る知識の普及と啓発に努めるものとする。また、重点区域以外の住民に対しても、平常時から
らわかりやすい知識の普及に努めるものとする。		わかりやすい知識の普及に努めるものとする。
さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関		さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関
し、必要な助言を行うものとする。		し、必要な助言を行うものとする。
特に、安定ヨウ素剤の <u>予防</u> 服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発	国計画等に	特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発
生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供して	合わせる修正	生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供して
おくものとする。		おくものとする。
ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。		ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
イ 原子力発電所の概要に関すること。		イ 原子力発電所の概要に関すること。
ウ 原子力災害とその特性に関すること。		ウ 原子力災害とその特性に関すること。

IB	備考欄	新
エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。		エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
オ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。		オ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
カ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。		カ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
キ 要配慮者の支援に関すること		キ 要配慮者の支援に関すること
ク 避難に関すること(コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検		ク 避難に関すること (コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検
査及び簡易除染、避難手段等)		査及び簡易除染、避難手段等)
ケ 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。		ケ 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
コ 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。		コ 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
サ 安定ヨウ素剤の <mark>予防</mark> 服用に関すること。	国計画等に	サ 安定ョウ素剤の服用に関すること。
シ その他必要と認める事項	合わせる修正	シ その他必要と認める事項
(2) 防災教育の充実		(2) 防災教育の充実
県〔危機管理総室〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するも		県〔危機管理総室〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するもの
のとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。		とし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。
(3) 要配慮者等への配慮		(3) 要配慮者等への配慮
県〔危機管理総室〕が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮す		県〔危機管理総室〕が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮す
ることにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災		ることにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災
時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。		時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
(4) 災害 <u>文化の継承</u>	地域防災計画	(4) 災害 <u>教訓の伝承</u>
県〔危機管理総室〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった <u>大 災害</u> の教訓や災害文	一般災害編に	県〔危機管理総室〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった <u>大規模災害</u> の教訓や災害文
化を確実に後世に伝えていくため、 <u>大災害</u> に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料	合わせるため	化を確実に後世に伝えていくため、 <u>大規模災害</u> に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料
を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧でき	の修正	を <u>アーカイブとして</u> 広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧でき
るよう公開に努めるものとする。		るよう公開に努めるものとする。

П	備考欄	新
(5) 国際的な情報発信		(5) 国際的な情報発信
災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防		災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防
災対策の強化にも資することから、県〔危機管理総室、生活環境総室〕は国及び市町村と連携		災対策の強化にも資することから、県〔危機管理総室、生活環境総室〕は国及び市町村と連携
し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報		し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報
発信・共有するよう努めるものとする。		発信・共有するよう努めるものとする。
19 防災業務関係者に対する教育		19 防災業務関係者に対する教育
県〔危機管理総室〕及び関係市町村は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災		県「危機管理総室〕及び関係市町村は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災
業務関係者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に		業務関係者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に
掲げる教育を実施するものとする。		掲げる教育を実施するものとする。
また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。		また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。
(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。		(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
(2) 原子力施設の概要に関すること。		(2) 原子力施設の概要に関すること。
(3) 原子力災害とその特性に関すること。		(3) 原子力災害とその特性に関すること。
(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。		(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関する		(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関する
こと。		こと。
(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。		(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
(7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。		(7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。		(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
(9) 原子力災害医療活動(応急手当を含む)に関すること。		(9) 原子力災害医療活動(応急手当を含む)に関すること。
(10)その他緊急時対応に関すること。		(10)その他緊急時対応に関すること。
20 原子力防災に関する訓練		20 原子力防災に関する訓練

IB	備考欄	新
(1) 訓練の実施		(1) 訓練の実施
県〔危機管理総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携		県〔危機管理総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携
及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施		及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施
するものとする。		するものとする。
ア 緊急時通信連絡訓練		ア 緊急時通信連絡訓練
イ 災害対策本部等の設置運営訓練		イ 災害対策本部等の設置運営訓練
ウ 対策拠点施設 への参集、運営訓練	表記の適正化	ウ 原子力災害対策センターへの参集、運営訓練
エ 緊急時モニタリング訓練		エ 緊急時モニタリング訓練
才 原子力災害医療活動訓練		才 原子力災害医療活動訓練
力 広報訓練		力 広報訓練
キ 住民避難訓練		キー住民避難訓練
ク 通行規制、立入制限訓練		ク 通行規制、立入制限訓練
ケーア~クの要素を組み合わせた訓練		ケーア~クの要素を組み合わせた訓練
コ 原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練		コ 原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練
(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価		(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価
県〔危機管理総室〕は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携の		県〔危機管理総室〕は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のう
うえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確		え作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な
な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。		活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。
また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参		また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参
加者に事前に訓練目的を周知するものとする。		加者に事前に訓練目的を周知するものとする。
さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に		さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に
応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものと		応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものと
する。		する。
県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会にお		県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会にお

IB	備考欄	新
いて、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものと		いて、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものと
する。		する。
また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画		また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画
やマニュアルの改善等を行うものとする。		やマニュアルの改善等を行うものとする。
21 原子力発電所上空の飛行規制		2 1 原子力発電所上空の飛行規制
(1) 国の規制措置		(1) 国の規制措置
国は、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力発電所上空の航空安全		国は、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力発電所上空の航空安全
確保に関する規制等の措置を行う。		確保に関する規制等の措置を行う。
(2)事業者の措置		(2) 事業者の措置
事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるもの		事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるもの
とする。		とする。
	国計画等に合	22 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
	わせて新設	核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設
		のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者
		と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を
		<u>踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</u>
		(1)事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事
		故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、
		原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
		(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故
		の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、
		避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

IB	備考欄	新
		(3) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の
		<u>状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場</u>
		所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する
		<u>ものとする。</u>
		(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の
		指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保する
		ために必要な措置を講ずるものとする。
22 重点区域以外の区域に対する体制の整備		23 重点区域以外の区域に対する体制の整備
県は、重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、重点区域以外の区域に対しても、以下		県は、重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、重点区域以外の区域に対しても、以下
の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。		の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。
(1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔危機管理総室、警察本部〕		(1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔危機管理総室、警察本部〕
(2) 事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施 [危機管理総室]		(2) 事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施 [危機管理総室]
(3) 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕	表記適正化	(3)
(4) その他必要な事項		(4) その他必要な事項
23 特定事象未満の事象に対する体制の整備		24 特定事象未満の事象に対する体制の整備
県 [危機管理総室、健康衛生総室] 及び警察本部は、原災法第 10 条に定める特定事象未満 (5		県 [危機管理総室、健康衛生総室] 及び警察本部は、原災法第 10 条に定める特定事象未満 (5
マイクロシーベルト/時未満)の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制		マイクロシーベルト/時未満)の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制
に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものと		に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものと
する。		する。
(1) 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制		(1) 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制
(2) 関係課における連絡体制		(2) 関係課における連絡体制
(3) 国との連絡体制		(3) 国との連絡体制
(4) 原子力事業者との連絡体制		(4) 原子力事業者との連絡体制

IB	備考欄	新
(5) 関係市町村、関係機関との連絡体制		(5) 関係市町村、関係機関との連絡体制
(6) 県が実施すべき対応の整理		(6) 県が実施すべき対応の整理
(7) 広報すべき内容の整理		(7)広報すべき内容の整理
(8) 県民等に対する健康相談等の実施		(8) 県民等に対する健康相談等の実施
(9) 農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕		(9)農林水産物等の風評被害対策 [農林水産部]
(10) その他必要な事項		(10) その他必要な事項
24 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備		25 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備
(1) 県民の安全確保のための対応		(1) 県民の安全確保のための対応
県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は		県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は
業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。		業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。
ア 原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供〔危機管理総室、警		ア 原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供〔危機管理総室、警
察本部〕		察本部〕
イ 本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施		イ 本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施
[危機管理総室]		[危機管理総室]
ウ 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕		ウ 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕
エーその他必要な事項		エ その他必要な事項
(2) 災害が発生した都道府県への応援		(2) 災害が発生した都道府県への応援
原子力災害が発生した都道府県に対する人員、資機材等の応援等については、関係都道府県		原子力災害が発生した都道府県に対する人員、資機材等の応援等については、関係都道府県
との応援協定等に基づき実施するものとする。		との応援協定等に基づき実施するものとする。
なお、県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に		なお、県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に
対し、防護対策活動、緊急時モニタリング活動及び原子力災害医療活動等に必要な要員及び資		対し、防護対策活動、緊急時モニタリング活動及び原子力災害医療活動等に必要な要員及び資
機材等の派遣等について、関係道府県との相互応援協定に基づき実施するものとする。		機材等の派遣等について、関係道府県との相互応援協定に基づき実施するものとする。

IB	備考欄	新
in the second se	1 用	初
(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入		(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入
県〔危機管理総室〕は、県内市町村と連携し他道府県からの避難者の受入の体制について整		県「危機管理総室」は、県内市町村と連携し他道府県からの避難者の受入の体制について整
備しておくものとする。		備しておくものとする。
25 計画に基づく行動マニュアル等の整備		26 計画に基づく行動マニュアル等の整備
県〔危機管理総室〕、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行		県〔危機管理総室〕、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行
うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動		うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動
についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。		についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。
また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、		また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、
毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。		毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。
<u>26</u> 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表		<u>27</u> 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表
県〔危機管理総室〕は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取		県〔危機管理総室〕は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取
りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。		りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。
第3 緊急事態応急対策		第3 緊急事態応急対策
本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同		本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同
法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示した		法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示した
ものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示		ものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示
した対策に準じて対応するものとする。		した対策に準じて対応するものとする。
1 事故状況の把握及び連絡		1 事故状況の把握及び連絡
(1) 情報収集事態が発生した場合		(1)情報収集事態が発生した場合
原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態 <u>(発電所所在町における</u>	文言整理	原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態 <u>(発電所所在町において</u>
震度5弱又は5強の地震、 原子力施設の運転に影響を及ぼすお		震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそ

П	備考欄	新
<u>それがある核物質防護情報等</u> の通報)が発生した場合、次により連絡を行うものと		れがある核物質防護情報等が通報された場合)が発生した際には、次により連絡を行うものと
する。		する。
※参照 通報連絡系統図 (<u>情報収集事態・警戒事象及び特定事象</u> が発	文言整理	※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態</u> が発
生した場合)		生した場合)
ア 国が行う連絡		ア 国が行う連絡
原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の		原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の
状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとする。		状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとする。
原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等		原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等
の必要な体制をとるよう連絡をするものとする。		の必要な体制をとるよう連絡をするものとする。
イ 県が行う連絡		イ 県が行う連絡
県〔危機管理総室〕は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するもの		県〔危機管理総室〕は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するもの
とする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地		とする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地
方公共機関に連絡するものとする。		方公共機関に連絡するものとする。
(2) 警戒事態が発生した場合		(2) 警戒事態が発生した場合
原子力発電所(以下「発電所」という。)において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至		原子力発電所(以下「発電所」という。)において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至
っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場		っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場
合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。		合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。
※参照 通報連絡系統図 (<u>情報収集事態・警戒事象及び特定事象</u> が発	文言整理	※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態</u> が発
生した場合)		生した場合)
ア 原子力事業者からの通報連絡		ア 原子力事業者からの通報連絡
原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸(内閣官房)、		原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸 (内閣官房)、
原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等への連絡するものとされている。		原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等への連絡するものとされている。

IB	備考欄	新
イ 国が行う連絡		イ 国が行う連絡
原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害(発電所所在町における震度 6 弱以上 <u>の</u>	文言整理	原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害(発電所所在町における震度 6 弱以上 <u>を</u>
地震、発電所所在町沿岸を含む津波予報区における大津波警報)を認知したとき又は		観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合) を認知したとき又は
原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の		原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の
発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行うもの	表記適正化	発生及びその後の状況について、関係省庁及び県 <u>並びに関係市町村</u> に対し情報提供を行うもの
とされている。		とされている。
また、	文言整理	また、国は警戒事態が発生した場合に原子力規制庁緊急時対策センター(ERC: Emergency
		Response Center)に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県
及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、 <mark>それぞ</mark>		及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、 <mark>それぞ</mark>
<u>れに対して</u> 以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するも		<u>れの場合において</u> 以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するも
のとされている。		のとされている。
(ア) 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合		(7) 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合
a 関係地方公共団体		a 関係地方公共団体
連絡体制の確立等の必要な体制をとること。		連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
(イ) 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合		(イ) 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合
a 県		a 県
緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力。	国計画等に合	緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力 <u>、モニタリングポストの監視強化その他の</u>
緊急時モニタリング <u>センター</u> の準備。	わせる修正	緊急時モニタリングの準備。
b PAZを含む <u>町</u>	文言整理	b PAZを含む <mark>関係市町村</mark>
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。		施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。
施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。	国計画等に合	
c 避難指示区域を含む市町村	わせる修正	c 避難指示区域を含む市町村
一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。		一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。
d UPZ外の市町村		d UPZ外の市町村
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。		施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。

旧	備考欄	新
ウ 県が行う連絡〔危機管理総室〕		ウ 県が行う連絡〔危機管理総室〕
県は、原子力規制委員会 <mark>若しくは</mark> 原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態	文言整理	県は、原子力規制委員会 <mark>又は</mark> 原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態
の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び		の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び
関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。		関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合		(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合
発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互に		発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互に
おいて、次により通報連絡を行うものとする。		おいて、次により通報連絡を行うものとする。
※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事象及び特定事象</u> が発	文言整理	※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態</u> が発生
生した場合)		した場合)
ア 原子力事業者からの通報連絡		ア 原子力事業者からの通報連絡
原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に定める特定事象発見又は発見の通報を		原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を
受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部		受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部
及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファク		及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファク
シミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認するものとする。		シミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認するものとする。
なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電		なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電
話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。		話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。
また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係		また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係
市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。		市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
(7)特定事象発生の時刻		(7)特定事象発生の時刻
(イ)特定事象発生の場所		(イ)特定事象発生の場所
(ウ)特定事象の種類		(ウ)特定事象の種類
(エ)想定される原因		(エ)想定される原因
(オ)検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況		(オ)検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況

IB	備考欄	新
(カ)その他特定事象の把握に参考となる情報		(カ)その他特定事象の把握に参考となる情報
さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては		さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては
随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。		随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。
県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び <u>対策拠点施設</u>	表記の適正化	県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び <mark>原子力災害対</mark>
の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。		<u>策センター</u> の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。
イ 国が行う連絡		イ 国が行う連絡
原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態 <u>宣言を発出</u>	国計画等に	原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態 <mark>が発生して</mark>
<u>すべきか</u> 否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官	合わせる修正	<u>いるか</u> 否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官
邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。		邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。
また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請		また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請
を行うこととされている。		を行うこととされている。
(7) PAZを含む関係市町村		(7) PAZを含む関係市町村
施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。		施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。		施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。
(イ)避難指示区域を含む関係市町村		(イ)避難指示区域を含む関係市町村
一時立入している住民等の退去開始。		一時立入している住民等の退去開始。
(ウ) UPZを含む関係市町村		(ウ) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の準備。		住民等の屋内退避の準備。
(エ) UPZ外の市町村		(エ) UPZ外の市町村
避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。		避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。		施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。
	国計画等に	<u>(オ)その他</u>
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事	合わせる修正	県 〔災害対策本部〕及び関係市町村は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当
故合同警戒本部と関係地方公共団体が相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数		たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と
や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った		共有するとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県〔災害対

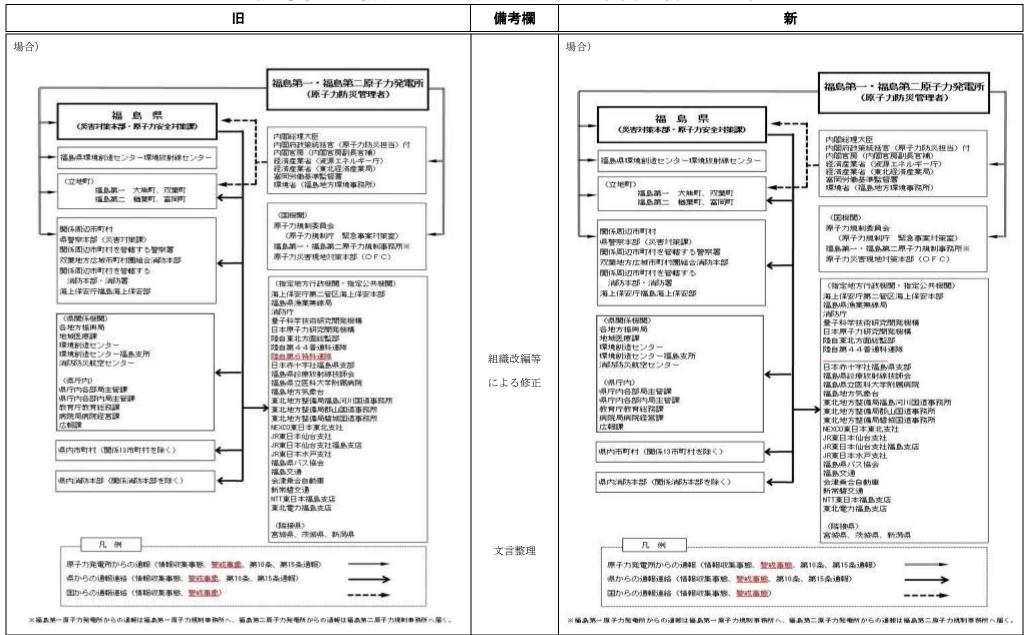
旧	備考欄	新
後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識		策本部〕及び関係市町村は国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
の共有を図るものとされている。		
		・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
		_・避難ルート、避難先の概要
		・移動手段の確保見込み
		<u>・その他必要な事項</u>
ウ 原子力防災専門官等が行う連絡		ウ 原子力防災専門官等が行う連絡
(7) 原子力 <mark>保安</mark> 検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果につい	国計画等に	(7) 原子力 <u>運転</u> 検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果につい
て速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情	合わせる修正	て速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情
報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。		報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。
(イ) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、		(イ) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、
事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととさ		事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととさ
れている。		れている。
エ 県が行う連絡〔危機管理総室〕		エ 県が行う連絡〔危機管理総室〕
県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うも		県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うも
のとする。		のとする。
(7) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕		(7) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕
からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連		からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連
絡するものとする。		絡するものとする。
(イ)県 [危機管理総室] は、発電所からの通報がない状態において、県 [危機管理総室] が設		(イ)県 [危機管理総室] は、発電所からの通報がない状態において、県 [危機管理総室] が設
置しているモニタリングポスト等により <u>特定事象発生</u> の通報を行うべき数値(5マイクロ	文言整理	置しているモニタリングポスト等により <u>施設敷地緊急事態</u> の通報を行うべき数値(5マイクロ
シーベルト/時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門		シーベルト/時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門
官に連絡するものとする。		官に連絡するものとする。

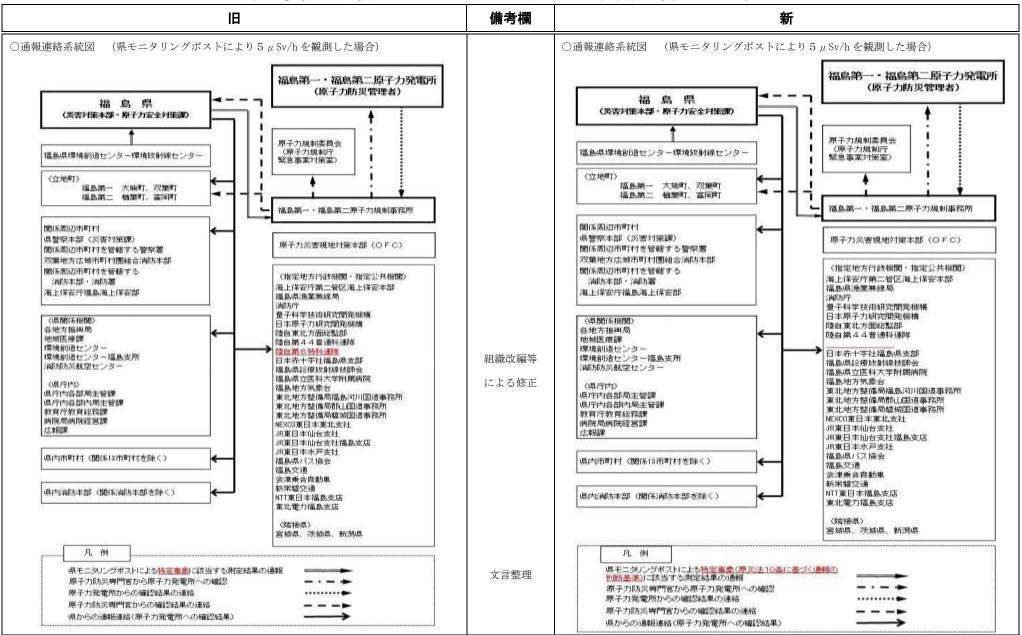
旧一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	備考欄	新
また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量	PIN - O IPIO	また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量
(3ヶ月平均) +5マイクロシーベルト/時検出時とする。		(3ヶ月平均) +5マイクロシーベルト/時検出時とする。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	国計画等に	
なお、県「危機管理総室」から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官		なお、県「危機管理総室」から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官
と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果につい	合わせる修正	と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果につい
て県 [危機管理総室] <u>、</u> 関係市町村に連絡することとされている。		て <u>国、</u> 県〔危機管理総室〕 <u>及び</u> 関係市町村に連絡することとされている。
※参照 通報連絡系統図(県モニタリングポストにより5マイクロシーベルト/時を検出し		※参照 通報連絡系統図(県モニタリングポストにより5マイクロシーベルト/時を検出し
た場合)		た場合)
(ウ) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間に		(ウ) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間に
おいて、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、		おいて、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、
連絡を密にするものとする。		連絡を密にするものとする。
オ 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡		オ 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡
関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の		関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の
通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔危機管理総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに		通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔危機管理総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに
関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。		関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。
(4) 全面緊急事態が発生した場合		(4) 全面緊急事態が発生した場合
発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機		発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機
関相互において、次により通報連絡を行うものとする。		関相互において、次により通報連絡を行うものとする。
※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事象及び特定事象</u> が発生	文言整理	※参照 通報連絡系統図(<u>情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態</u> が発生
した場合)		した場合)
ア 原子力事業者からの通報連絡		ア 原子力事業者からの通報連絡
発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直		発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直
ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に		ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に
対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。		対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。

一	ホーノ」火	古刈泉柵/利口刈思衣
IΒ	備考欄	新
さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移に		さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移に
よっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するものとする。		よっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するものとする。
また、県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び <mark>対策拠</mark>	表記の適正化	また、県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び <u>原子力災</u>
<u>点施設</u> の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。		<u>害対策センター</u> の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。
なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携		なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携
帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。		帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。
また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係		また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係
市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。		市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
イ 国が行う連絡		イ 国が行う連絡
原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第 15 条の原子力緊急事態に該当す		原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当す
ると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。		ると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。
内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき		内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき
市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す <u>避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又</u>	国計画等に	市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す <u>避難又は屋内退避及び安定ョウ素剤の服用又は</u>
<u>は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を</u> 文書をもって連絡す	合わせる修正	<u>その準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を</u> 文書をもって連絡す
ることとされている。		ることとされている。
なお、国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施		なお、国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施
すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき		すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき
市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。		市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。
また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。		また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。
(ア) P A Z を含む関係市町村		(ア)PAZを含む関係市町村
住民等の避難実施。		住民等の避難実施。
(イ) UPZを含む関係市町村		(イ) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。		住民等の屋内退避の開始。
OILに基づく住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。		OILに基づく住民の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)。
(ウ)UPZ外の市町村		(ウ)UPZ外の市町村

Ш	備考欄	新
住民の受入。		住民の受入。
OILに基づく避難の準備への協力(避難先、輸送手段の確保等)。		OILに基づく避難の準備への協力(避難先、輸送手段の確保等)。
必要に応じて、屋内退避。		必要に応じて、屋内退避。
	国計画等に	<u>(エ) その他</u>
合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣	合わせる修正	県 [災害対策本部] 及び関係市町村は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、
府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したPAZ内の避		国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有す
難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行っ		<u>るとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県〔災害対策本部〕</u>
た後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。		及び関係市町村は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。
		・PAZ内の避難者の数及び避難の方針
		・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
		・避難ルート、避難先の概要
		・移動手段の確保見込み
		・その他必要な事項
ウ 県が行う連絡		ウ 県が行う連絡
県 [危機管理総室] は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国 [原		県〔危機管理総室〕は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原
子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時 <u>放射線</u> モニタリン	表記の適正化	子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリン
グ情報 <u>や</u> 、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する		グ情報 <mark>等</mark> 、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する
ものとする。		ものとする。
エ 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡		エ 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡
関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第		 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第
15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項		 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項
の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し		 の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し
連絡を行うものとする。		連絡を行うものとする。

IB	備考欄	新
(5) 県内市町村等に対する情報提供		(5) 県内市町村等に対する情報提供
県〔危機管理総室〕は、県内市町村(関係市町村を除く)、県内各消防本部(関係市町村を管		県〔危機管理総室〕は、県内市町村(関係市町村を除く)、県内各消防本部(関係市町村を管
轄する消防本部を除く)及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、		轄する消防本部を除く)及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、
発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、		発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、
その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やか		その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やか
に連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。		に連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。
なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについて		なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについて
は、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。		は、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。
2 一般回線が使用できない場合の対処		2 一般回線が使用できない場合の対処
県 [危機管理総室] は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途		県 [危機管理総室] は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整
整備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連		備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連絡
絡を行うものとする。		を行うものとする。
○通報連絡系統図 (<u>情報収集事態・警戒事象及び特定事象</u> が発生した	文言整理	○通報連絡系統図 (<u>情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態</u> が発生した

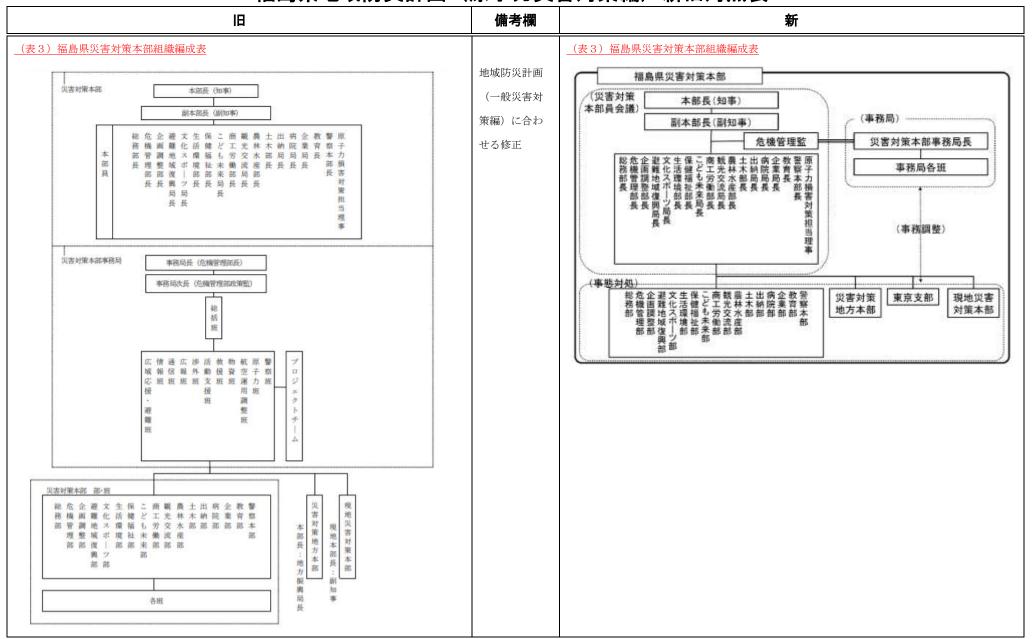


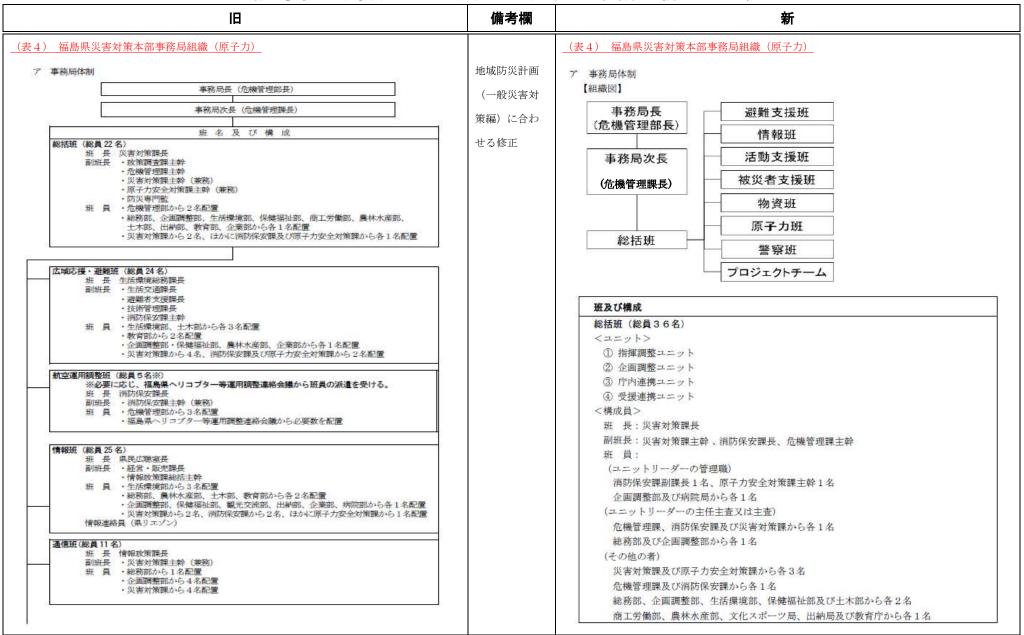


旧一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	備考欄	新
IP	1 佣	利
3 活動体制の確立		3 活動体制の確立
(1) 県災害対策本部の設置基準		(1) 県災害対策本部の設置基準
知事は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並		知事は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並
びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、県災害対策本部(以下「災		びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、県災害対策本部(以下「災
害対策本部」という。)を設置し、非常配備の体制をとるものとする。なお、災害対策本部を設		害対策本部」という。)を設置し、非常配備の体制をとるものとする。なお、災害対策本部を設
置した場合には、国〔原子力規制委員会、消防庁〕に連絡するものとする。		置した場合には、国〔原子力規制委員会、消防庁〕に連絡するものとする。
ア 発電所の原子力防災管理者から <mark>警戒事象発生</mark> の通報を受	文言整理	ア 発電所の原子力防災管理者から <mark>警戒事態(自然災害による場合を除く)発生</mark> の通報を受
け、知事が必要と認めた場合		け、知事が必要と認めた場合
イ 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合		イ 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合
ウ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値(5		ウ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値(5
マイクロシーベルト/時)を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された		マイクロシーベルト/時)を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された
場合(なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射		場合(なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射
線量 (3ヶ月平均) +5マイクロシーベルト/時検出時とする。)		線量(3ヶ月平均)+5マイクロシーベルト/時検出時とする。)
エ内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を	表記の適正化	エ <u>原災法第15条第2項の規定に基づき</u> 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を
発出した場合		発出した場合
オ その他知事が必要と認めたとき		オ その他知事が必要と認めたとき
(2) 災害対策本部における活動		(2) 災害対策本部における活動
本部長(知事)及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を		本部長(知事)及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を
発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。		発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。
また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な		また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な
住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長(知事)は関係市町村が行う住民避難等の		住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長(知事)は関係市町村が行う住民避難等の
応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、		応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、
助言及び支援を行うものとする。		助言及び支援を行うものとする。

IΒ	備考欄	新
なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市		なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市
町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的に実施することにより、県民の		町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的に実施することにより、県民の
安全確保に努めるものとする。		安全確保に努めるものとする。
※災害対策本部の所掌事務		※災害対策本部の所掌事務
(7)災害対策の総括に関すること。		(7)災害対策の総括に関すること。
(イ)原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関すること。		(イ)原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関すること。
(ウ)災害情報の収集に関すること。		(ウ)災害情報の収集に関すること。
(エ)応急対策の決定、実施に関すること。		(エ)応急対策の決定、実施に関すること。
(緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く)		(緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く)
(オ) 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。		(オ)応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。
(カ)原子力現地災害対策本部の活動の支援に関すること。		(カ)原子力現地災害対策本部の活動の支援に関すること。
(キ)災害報道要請に関すること。		(キ)災害報道要請に関すること。
(ク)県有施設に対する連絡に関すること。[県有施設]		(ク) 県有施設に対する連絡に関すること。[県有施設]
(ケ)水道の給水制限に関すること。		(ケ)水道の給水制限に関すること。
(コ)農作物の採取制限、農耕制限に関すること。		(コ)農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
(サ)農作物の出荷制限に関すること。		(サ) 農作物の出荷制限に関すること。
(シ)畜産物の出荷制限に関すること。		(ジ) 畜産物の出荷制限に関すること。
(ス)水産物の出荷制限に関すること。		(ス)水産物の出荷制限に関すること。
(セ)漁業通信に関すること。		(t)漁業通信に関すること。
(ツ) 道路施設の確保に関すること。		(ツ) 道路施設の確保に関すること。
(タ)教育施設との連絡に関すること。		(タ)教育施設との連絡に関すること。
(f) 重点区域以外への情報提供、対策の実施に関すること。		(チ)重点区域以外への情報提供、対策の実施に関すること。
(ツ)他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関すること。		(ツ)他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関すること。
(テ)「(3) 各班の事務分掌」に定めること。		(テ)「(3) 各班の事務分掌」に定めること。
(ト)その他本部長が指示する事項に関すること。		(ト)その他本部長が指示する事項に関すること。

IB	備考欄	新
(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌		(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌
「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局		「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局
運営要綱」に基づき、次のとおりとする。		運営要綱」に基づき、次のとおりとする。
ア 災害対策本部組織、災害対策本部事務局組織及び事務分掌		ア 災害対策本部組織、災害対策本部事務局組織及び事務分掌
地域防災計画(一般災害対策編)第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」		地域防災計画(一般災害対策編)第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」
(表3) とする。ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。		(表3) とする。ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。
また、災害対策本部事務局組織及び事務分掌については、地域防災計画(一般災害対策編)		また、災害対策本部事務局組織及び事務分掌については、地域防災計画(一般災害対策編)
第3章第1節に定める組織編制及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部設置後にはオ		第3章第1節に定める組織編制及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部設置後にはオ
フサイトセンターへ要員が派遣されることを考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対		フサイトセンターへ要員が派遣されることを考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対
策本部事務局組織(原子力)」(表4) のとおりとする。		策本部事務局組織(原子力)」(表4) のとおりとする。
イ 組織編成の変更		イ 組織編成の変更
大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対		大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対
策活動に即応するために、目的別に組織編成(部、班編制)を変更することができる。		策活動に即応するために、目的別に組織編成(部、班編制)を変更することができる。
ウ 災害対策本部員会議		ウ 災害対策本部員会議
災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の		災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の
指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。		指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。
なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以		なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以
降は本部長の指示により開催する。		降は本部長の指示により開催する。
また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表(自衛隊、応援都道府県、		また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表(自衛隊、応援都道府県、
医療関係者、物資関係者等)をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。		医療関係者、物資関係者等)をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。





В	備考欄	新
広報班(総員12名) 班 長 広報課長 副班長 ・広報課主幹 班 貝 ・総務部から10名配置		避難支援班 (総員24名) <ユニット> ① 避難アセスメントユニット
渉外班 (総員7名) 班 長 企画調整課長 副批長・復興・総合計画課長 班 貝 ・企画調整部から5名配置		② 避難支援ユニット <構成員> 班 長:生活環境総務課長 副班長:避難者支援課長、技術管理課長
活動支援班(総員 10 名) 班 長 人事課長 副別長 ・教育庁主幹 班 員 ・総務部、教育部から各 4 名配置		班 員: (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から各1名 避難地域復興局及び土木部から各1名
教援班(総員 22 名) 班 長 保健福祉総務院長 副班長 - 教庭棄物課長 ・地域医療課長 ・地域医療課長 ・食品生活衛生課長 ・建築指導課主幹 ・特院監督課長 班 員 保護福祉部から5名配置		歴無地域復興局及び土木部からむ1名 (その他の者) 消防保安課から3名、原子力安全対策課から2名 危機管理課及び災害対策課から各1名 生活環境部から3名、教育庁から2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名
(※必要に応じて増員) ・生活環境部、土木部、病院部から各2名配置 ・農林木産部、企業部から各1名配置 ・消防保女課及び原子力安全対策課から1名配置 ・原子力災害医療調整官 ・原子力災害医療調整官 ・日本赤十字社福島県支部、福島県医師会及び統括災害医療コーディネーター 及び災害派遣精神医療チーム統括者から配置		情報班 (総員39名) <ユニット> ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット
物資班 (総員 17名) 班 長 商工総務課長 副財長 ・農林総務課長 ・出却総務課長 班 員 ・商工労働部から4名配置 ・農林水産部、出納部から各3名配置 ・保煙福祉部、教育部から各2名配置 連絡員 ・(公社) 福島県トラック協会から2名及び福島県倉庫協会から配置		① インノン板を情報エーット ② 州の日本 () 間合せ対応ユニット <構成員> 班 長: 県民広聴室長 副班長: 経営・販売課長、デジタル変革課総括主幹 班 員: (ユニットリーダーの管理職)
原子力班 (総員 22名) 班 長 原子力安全対策課長 副班長 ・放射線監視室長 ・原子力安全対策課主幹 (兼務) 班 員 ・原子力安全対策課及び放射線監視室から 19 名配置		(ユニットリーターの管理職) 総務部及び生活環境部から各1名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育 庁から各1名 (その他の者)
警察班(必要数) 班 長 警察本部外事課長 副組長 ・警察本部警備部から配置 班 員 ・警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。		災害対策課から3名、消防保安課から2名 危機管理課及び原子力安全対策課から各1名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名
プロジェクトチーム		総務師、頻元文流局、工不師及び口割局から各2名 企画調整部、病院局及び企業局から各1名

IB	備考欄	新
		活動支援班 (総員21名) <ユニット> ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援サニット ② 予事・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット 〈構成員〉 班 長:人事課長 副班長:行政経営課管理職、危機管理部部主幹 班 員: (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名 (その他の者) 危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名 出納局から1名 被災者支援班(総員30名) 〈ユニット> ① 災害救助法ユニット ② 応急修理ユニット ② 信と使電ユニット ③ 借上任ニニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット 〈構成員〉 班 長:災害対策課主幹 副班長:延禁指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班 員: (ユニットリーダーの管理職) 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名 (その他の者) 災害対策課2名、危機管理課1名、土木部から4名 総務部及び企画調整部から各3名 簡工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名 こども未来局及び病院局から各1名
		商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名 こども未来局及び病院局から各1名 物資班(総員33名)
		<ユニット>① 物資調整ユニット② 要請・調達ユニット③ 輸送調整ユニット<構成員>
		班 長: 商工総務課長 副班長: 農林総務課長、出納総務課長 班 員: (ユニットリーダーの主任主査又は主査)

IB	備考欄	新
		生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 (その他の者) 危機管理課から2名、災害対策課から1名 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福社部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名 原子力班(総員30名) (ユニット) ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ② 発電所監視ユニット ② 手電所監視ユニット ③ モニタリングユニット 〈構成員〉 班 長、原子力安全対策課長 副班長: 放射線監視宏長、原子力安全対策課主幹 班 員: (ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全対策課から1名 (その他の者) 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名 警察班(必要数) 班 長・警察本部外事課長 副班長・警察本部外事課長 副班長・警察本部外事課長 副班長・警察本部衛衛部から配置 班 員・警察本部警備部から配置 班 月、警察本部管備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。 プロジュクトチーム ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。

IΒ	備考欄	新
(7)本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため		(7)本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため
必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。		必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。
(イ)情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先		(イ)情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先
市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。		市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。
(ウ)事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。		(ウ)事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。
イ 事務局共通事務分掌		イ 事務局共通事務分掌
1 事務局各班の業務計画の作成に関すること。	地域防災計画	1 事務局各班の業務計画の作成 <mark>及び進捗管理</mark> に関すること。
2 行動記録の作成に関すること。	(一般災害対	2 行動記録の作成に関すること。
3 所管事務に関する <mark>関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施</mark> に関すること。	策編)に合わ	3 所管事務に関する <u>作成資料の整理、保存</u> に関すること。
4 所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。	せる修正	4 所管事務に関する <u>情報発信に関すること。(福島県公式防災ツイッター等)</u>
5 関係する各部各班との連絡調整に関すること。		
6 所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関		
<u>すること。</u>		
7 その他事務局長の命ずること。		
<u>ウ 事務局特定事務分掌</u>	地域防災計画	ウ ユニットリーダー及び分掌事務
班 名 事 務 分 掌	(一般災害対	(7)総括班 総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部から
総括班 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。	策編)に合わ	の受援調整を行う。
<u>2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。</u>	せる修正	<u>ユニット</u> <u>リーダー</u> <u>分 掌 事 務</u>
<u>3 本部の予算に関すること。</u>		指揮調整ユ 災害対策課長 1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。
4 本部員会議の運営及び記録に関すること。		<u>ニット</u> 消防保安課長 2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に 危機管理課主 関すること。
5 本部長の補佐に関すること。		<u> </u>
6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。		4 応急救助(被災者の捜索・救助、死体の検索)に係る救助部
7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。		<u>隊との連携調整に関すること。</u>
8 災害救助法(市町村への事務委任手続きを含む。)の適用に関すること。		5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調

	IB	備考欄			新
	9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。				整本部の運営に関すること。
	10 緊急消防援助隊の要請に関すること。				6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。				7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関すること。
	12 プロジェクトチームの設置に関すること。				8 情報連絡員(県リエゾン)の市町村への派遣指示に関すること。
	13 その他の災害対策に関すること。				9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する
	14 ホットライン方式による情報収集に関すること。				<u>こと。</u>
広域応援・	1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。				10 プロジェクトチームの設置に関すること。
					11 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。 12 総括班の総括に関すること。
避難班	2 救助部隊の調整に関すること。		企画調整ユ	企画調整部及	1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組
	3 防災関係機関との連絡調整に関すること。		ニット	び病院局の管	
	4 国現地災害対策本部との調整に関すること。			理職	2 災害対応に係る市町村からの要望への対応の取りまとめに
	5 応急救助(被災者の捜索・救助、死体の検索)に関すること。				関すること。
	6 市町村が行う住民避難の支援に関すること。				3 本部長の現地視察に関すること。
	7 被災住民の避難(避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。)に				4 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関すること。
	<u>関すること。</u>		庁内連携ユ	総務部及び企	1 福島県災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)
	8 指定避難所の開設、運営及び指定避難所における通信設備の確保に関す		ニット	画調整部の主	
	<u>ること。</u>			任主査等	2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する
	9 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。				<u></u>
	10 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に				3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関すること。 4 班長会議及びユニットリーダー会議(複数班のユニットリー
	関すること。				ダーによるものに限る。) の運営と記録に関すること。
	11 県外避難を含む広域避難対策 (7から11までに掲げる事務) に関する				5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関すること。
					6 福島県災害対策本部条例 (昭和 37 年福島県条例第 53 条) 第
					3条に基づき設置する各部(以下「対策本部各部」という。)
	12 役場機能の移転に関すること。				の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に 関すること。
	13 社会秩序の維持及び安全の確保(立入制限地域の設定及び危険物質の				7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関す
	除去等を含む。)に関すること。				<u>ること。</u>
航空運用	1 ヘリコプター等による活動の実施に関すること。				

	IB	備考欄	_		新
調整班	2 各防災関係機関等とのヘリコプター等の運用調整に関すること。		受援連携ユ	災害対策課主	1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること
情報班	 被害情報の収集及び集計に関すること。 生活情報 (ライフラインの被害及び復旧状況等を含む。) の収集に関すること。 道路被害及び通行規制状況 (位置情報含む。) の収集に関すること。 被災地支援情報 (ボランティア活動等を含む。) の収集に関すること。 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること。 各班及び地方対策本部等への情報提供に関すること。 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること。 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動 		(イ) 避難支 避難支援 J	幹 原子力安全対 策課主幹 選班 経調整等を行う。 生活環境総務 課長	(物資班に係るものを除く。)。 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援 活動の調整並びにその活動の記録に関すること。 3 災害時応援協定締結団体への応援要請に関すること(物資班 に係るものを除く。)。 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。 5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への 対応に関すること。 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。 7況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握
通信班	等の問い合わせへの対応に関すること。 10 情報及び記録の整理及び保存に関すること。 1		<u> </u>	<u>長</u> 技術管理課長	が必要な者等)の実施及び保健福祉部保健福祉医療調整本部等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 市町村の避難所運営に係る県応援職員のニーズ把握及び派遣人数の調整に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。
<u> </u>	 1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関すること。 2 災害用ホームページの開設に関すること。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること。 1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 2 政府及び国会の視察団の対応に関すること。 		<u>避難支援ユ</u> ニット		6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。 遊難支援・サトは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。
活動支援	3 激甚災害法の各部調整に関すること。 1 県災害対策本部の庶務に関すること。				2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援 に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に

	IB	備考欄	新
班	2 対策本部室等の確保及び設置に関すること。		関すること。
	3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。		4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること(県
	4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関すること。		<u>申し出があった場合に限る。)。</u>
			5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関
	5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する		<u>ること。</u>
	<u>こと。</u>		(ウ)情報班 情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ
	6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。		応を行う。
	7 県有車両の運用に関すること (土木作業用車両を除く。)。		即報作成 危機管理課長 1 被害状況即報の作成に関すること。
	8 事務用品、備品の管理・補給に関すること。		・広報ユニ 企業総務課長 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関すること。
	9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関すること。		ット デジタル変革 3 記者ブリーフィングの資料作成に関すること。
44.4m rtr			課総括主幹 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関すること。
救援班	1 保健医療福祉活動の総合調整に関すること (下記2~8に関すること)。		5 情報班の総括に関すること。
	2 応急救助(医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等)の実施に関する		人的被害 保健福祉部、病 1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関する
	<u>こと。</u>		・住家被害 院局及び教育 と。
	3 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること。		情報ユニッ 庁の主任主査 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災
	4 医療及び医薬品の確保に関すること(統括災害医療コーディネーター		上 等 対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握
	による DMAT 及び医療救護班の調整、原子力災害医療調整官による原子		3 解核音系の次音列東平部成直小机及の被音小机等の征復 関すること。
			インフラ被 農林水産部、土 1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ
	力災害医療派遣チームの調整等を含む)。		害情報ユニ 木部及び企業 害と復旧に係る情報の収集と集計に関すること。
	5 医療救護班(所)の編成及び設置(支援)に関すること。		ット 局の主任主査 2 道路の交通規制状況の収集に関すること。
	6 保健衛生の確保に関すること。		等 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災
	7 要配慮者対策に関すること。		対策地方本部等への共有に関すること。
	8 被災住宅の応急修理等に関すること。		4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
	9 借上げ住宅に関すること(制度構築等)。		被害情報ユー人的被害・住家を被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害を
			<u>ニット</u> 被害情報ユニ <u>住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合し</u>
	10 ライフラインの確保に関すること。		ット及びイン 設置する。 フラ被害情報 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関す
	11 廃棄物の処理に関すること。		フク 飲 音
	12 動物(ペットに限る。)救援対策に関すること。		ニットリーダ 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災
	13 医療関係団体への要請に関すること。		一 対策地方本部等への共有に関すること。

	IB	備考欄	新	
物資班	1 応急救助(食品、生活必需品)の実施に関すること。		3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害	状況等の把握に
	2 食品、生活必需品等の確保に関すること。		<u>関すること。</u>	
	3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関すること。		4 被災地における支援活動情報の収集に関する	
西フ もな			問い合わせ 県民公聴室長 1 発災時以降における県民等からの被害情報、	
原子力班	1 緊急時モニタリングに関すること。		対応ユニッ 及び生活環境 ンティア活動等の問い合わせへの対応に関する 市の管理職 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応	
	2 原子力発電所の被害状況に関すること。		3 その他、事務局への各種問い合わせに関す	
	3 原災法に基づく通報連絡に関すること。		(工)活動支援班	J C C 0
	4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供(原子力発電所の被害状況、		活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務	5 ローテーション
	原災法に基づく通報連絡)に関すること。		の調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。	
	5 防災関係機関等への情報提供(原子力発電所の被害状況、原災法に基づ		安全監理調 人事課長 1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理	こ関すること。
			整ユニット 2 県職員の安否及び県管理施設の被害の把握	と集計に関する
			<u> </u>	
	6 屋内退避及び避難の指示に関すること。		3 市町村に応援派遣する職員の調整に関する。	<u>こと。</u>
警察班	1 県本部災害警備本部との連絡調整に関すること。		4 事務局への応援職員の調整に関すること。	
			5 活動支援班の総括に関すること。 活動支援ユ 総務部及び出 1 事務局の庶務に関すること。	
			コープラン は から)勤務ローテーシ
			査等 ョン及び勤務記録の整理に関すること。	
			3 事務局を設置する危機管理センター内のレ	イアウト調整や
			追加執務スペースの確保に関すること。	
			4 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確	保と管理に関す
			<u>ること。</u>	
			5 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関する。	
			6 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に	
			7 関係機関やボランティア等の車両を含む緊	急通行車両の甲
			<u>請手続きに関すること。</u> 予算・経理 危機管理部部 1 事務局の予算に関すること。	
			1	
			3 災害復興寄付金の受入に関すること。	
			防災行政無 災害対策課専 1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に	関すること <u>。</u>
			線ユニット 門通信技師及 2 福島地方気象台から提供される気象情報等	の収受及び共有

IB	備考欄			新
			び主任通信技	に関すること。
			<u>師</u>	3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制の確保に関すること。
		(オ)被災者支	援班	
		被災者支持	受班は、災害救助	法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認
		定調査や罹災		村支援を行う。
		災害救助法	災害対策課副	1 災害救助法の適用に関すること。
		ユニット	課長	2 災害救助法に係る市町村への事務委任に関すること。
				3 災害救助費の予算調整に関すること。
				4 災害救助法の運用に関すること。
				5 被災者生活再建支援法に関すること。
				6 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。
				7 建設型応急住宅の建設場所や棟数の調整に関すること。
				8 被災者支援班の総括に関すること。
		応急修理ユ	土木部及び教	
		<u>ニット</u>	育庁の管理職	用に関すること。
		借上住宅ユ	避難地域復興	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に
		<u>ニット</u>	局管理職	関すること。
				2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に関する
		D. eta lala eta 377	幹	
		住家被害認	総務部及び企	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関すること。
		定調査支援	画調整部の管理機	
		ユニット	理職	3 住家被害認定調査に係る市町村への応援職員ニーズの把握、
				派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る 応援職員への支援に関すること。
		(カ)物資班		<u>心1な収員、ベルス1なに関すること。</u>
			跨難記去經	の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。
		物資調整ユ	商工総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関すること。
		<u>物質調整ユ</u> ニット	農林総務課長	西無別又援初員の能床子校に床る調整に関すること。 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関すること。
			出納総務課長	3 物資班の総括に関すること。
		要請・調達	企画調整部、商	
		ユニット	工労働部及び	語に関すること。
			農林水産部の	2 避難所文援物質の災害時心援協定締結団体からの調達に関

IB	備考欄			新
			主任主査等	<u>すること。</u>
				3 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。
		輸送調整ユ	生活環境部及	1 避難所支援物資搬送に係る調整に関すること。
		ニット		2 搬送状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。
			の主任主査等	
		(キ)原子力班	1	
		原子力災害	原子力安全対	
		<u>対策ユニッ</u>	策課主任主査	2 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。
		<u></u>		3 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。
				4 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。
				5 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。
				6 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。
				7 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整
				に関すること。
				8 原子力班の総括に関すること。
		発電所監視	原子力安全対	
		ユニット	策課主任主査	3-2.
		T - 5 11 V	北紅竹田	2 原子力事業者との連絡調整に関すること。
			放射線監視室 主任主査等	1 緊急時モニタリングに関すること。
		<u>クユニット</u> (ク)警察班	工厂工工工工	
			警備本部との連	絡調整に関すること。
エ 県災害対策本部・班組織共通事務分掌		工 県災害対	策本部・班組織	共通事務分掌
(ア)所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。		(ア)所属職員	員及び家族の被割	『状況の把握に関すること。
(イ)管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。		(イ)管理する	る施設、備品の初	支害状況の把握に関すること。
(ウ)関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。		(ウ)関係する	る各部各班に対す	「る業務予定及び業務報告の提出に関すること。
(エ)所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。		(エ)所掌事務	용に係る関係部署	暑・機関との連絡調整に関すること。
(オ) 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。		(オ) 班内の対	対応要員の確保及	なびローテーションに関すること。

		IB		備考欄			新	
(力) =	事務局各班から要請が	ぶあった場合における対応要員の派遣に関するこ	と。		(カ)	事務局各班から要請だ	があった場合における対応要員の派遣に関するこ	と。
(‡) j	所掌事務に係る応急復	夏旧計画の作成及び実行に関すること。			(‡)	所掌事務に係る応急	復旧計画の作成及び実行に関すること。	
(1):	公用令書の発行及びこ	れに伴う損失の補償に関すること。			(1)	公用令書の発行及び	これに伴う損失の補償に関すること。	
才県	具災害対策本部部・班	組織特定事務分掌		1	才県	具災害対策本部部・班	組織特定事務分掌	
部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班		部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班
総	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班		総	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班
部		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内(以下「庁内」という。)調整に関すること(臨時災害相談所への派遣を含む。)。 3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。 4 広報活動	情報班 <u>広報班</u>	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ せる修正	務部		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内(以下「庁内」という。)調整に関すること(臨時災害相談所への派遣を含む。)。 3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。 4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。 5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。 6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。 7 プレスルームの運営に関すること。	情報班
-	財務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 災害応急対策費の予算措置に関すること。 3 県議会との連絡に関すること。 4 県税の減免及び猶予措置に関すること。 5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 7 部内他班の所掌に属しない事務に関す	総括班 活動支援班 関係班			財務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 県議会との連絡に関すること。 3 県税の減免及び猶予措置に関すること。 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 5 災害応急対策費の予算措置に関すること。 6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班 総括班 活動支援班

IE	I	備考欄		新	
人事班 1 災害時におけ と。 2 職員の非常招: 3 対応要員の確 係る庁内調整に関 4 被災地の職員 5 被災職員(家が	- る職員の動員に関するこ 活動支援班 集に関すること。 : 保及びローテーションに			7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 1 災害時における職員の動員に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。 3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	関係班動支援班
7 都道府県等に び派遣のあっせん 8 借上げ避難所 施設に限る。)。	全確保に関すること。 対する職員の派遣要請及 要請に関すること。 等に関すること(共済組合 及び私立学校の被害の調 情報班	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ		4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 被災職員(家族も含む。)の集計等に関すること。 6 対応要員の安全確保に関すること。 7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	総括班
文書管財班 査に関すること。 2 公立大学法人 及び学生の安否情 3 被災者情報等 いに関すること。 4 県庁舎、合同 属施設等の被害の	及び私立学校の児童、生徒報に関すること。 の個人情報の適正な取扱 庁舎、公舎及びこれらの附 情報班、 調査に関すること。 活動支援班	せる修正	文書	8 借上げ避難所等に関すること(共済組 <u>避</u> 合施設に限る。)。	情報班
信回路の設置に関 6 通信連絡体制 トワークシステ ークを除く。) の 7 集中管理自動	3室等の確保及び本部内通 すること。 (福島県総合情報通信ネッ ム及び総合行政ネットワ)確保に関すること。 車の配車に関すること。 まける要配慮者対策に関す			4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの 情 附属施設等の被害の調査に関すること。 活	青報班、 動支援班 動支援班
9 被災した私立 する学用品の支給 10 被災した私立 健管理及び学校給 11 被災地におけ び生徒の健康管 アに関すること。	で学校の児童及び生徒の保 食に関すること。 こる私立学校の被災児童及 で理及びメンタルヘルスケ			7 集中管理自動車の配車に関すること。 8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	関係班
市町村班等に関すること。	す災害復旧事業債の許可 総括班 する職員の派遣及び派遣 <u>広域応援・避難班</u> ること				総括班
			市	等に関すること。	

		П		備考欄			新	
危機管理部企画調	企画調整班	と。 ※危機管理総室職員は、事務局各班員として 災害対策に係る事務を行う。 2 水道の給水制限 に関すること。 1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班 総括班 渉外班	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ せる修正	危機管理部	危機管理班	2 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること (総務省が所管する 広急対策職員派遣制度に係るものを含む。)。 3 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。 1 部内の連絡 調整に関すること。 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班
整部	地域づくり班 情報統計班	□こと。 3 政府及び国会の視察団の視察の 総合調整に関すること。 4 激甚災害法の各部調整に関すること。 5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 6 部内における国、他県_からの応援職員の把握に関すること。 7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 1 各部各班、事務局各班の応援に関すること。 と。	活動支援班 関係班 活動支援班 通信班		企画調整部	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。 4 激甚災害法の各部調整に関すること。 5 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。 6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班 関係班 活動支援班 総括班
避難地	避難地域復興班	ークシステム及び総合行政ネットワークに限る。)の確保に関すること。 1 駐在先市町村の被害状況の把握に関すること。 2 駐在先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整に関すること。	活動支援班教援班			地域づくり班 情報統計班	8 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 1 各部各班、事務局各班の応援に関すること。 1 通信連絡体制(福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。)の確保に関すること。	関係班 活動支援班 活動支援班
域復興部文化	文化スポーツ班	及び提供に関すること。	情報班		避難地域復	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害状況の把握に関すること。 2 駐在先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整に関すること。 3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関すること。 5 東日本大震災に係る災害・慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。	情報班 総括班 被災者支援班

		旧		備考欄				新	
スポ		と。 3 災害教訓の伝承に関すること。	活動支援班	地域防災計画 (一般災害対	興部			6 <u>東日本大震災に係る賃貸型応急</u> 住宅に 関すること (制度構築等)。	
ー ツ 部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班	策編)に合わ せる修正	文化ス	文化スポ	ーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集 及び提供に関すること。 2 文化施設、体育施設等の被害に関する こと。	情報班 情報班 活動支援班
生活環	111 / 20 / 21	2 生活交通関係の被害の調査に関すること。 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。 4 避難所運営等における人権・男女共参画	情報班 広域応援・避難班	- - -	ポーツ部				
部		に関すること。	救援班		生活	生 活 環	境 班	2 生活交通関係の被害の調査に関すること。	総括班 情報班
		6 発沢時以降における安省情報(外国籍の者に限る。)の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 7 被災地区における消費者保護対策に関すること。	広報班	_	環境			3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。 4 避難所運営等における人権・男女共参画に関すること。	避難支援班
		8 輸送事業者等である指定公共機関及び 指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。 9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。	広域応援・避難班	-	部			5 外国人等の要配慮者対策に関すること。 6 発災時以降における安否情報(外国籍の者に限る。)の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。	情報班
		10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班					7 被災地区における消費者保護対策に関すること。 8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。	物資班
		12 災害復興寄付金の受け入れに関すること。 13 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班					9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
	環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。	情報班					11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	<u>総括班</u> 関係班
	744 Ldz /D A vie	2 被災地における環境汚染(水・大気・土 壌関係に限る。)の応急対策に関すること。 1 被災地における廃棄物の処理及び清掃	広域応援・避難班 救援班					13 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。)
	環境保全班	に関すること。 2 被災地における環境汚染(廃棄物 <mark>関係</mark> に	広域応援・避難班]		環境共	生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に 関すること。	情報班

		IB		備考欄			新	
		限る。)の応急対策に関すること。 3 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。		地域防災計画(一般災害対			2 被災地における環境汚染(水 <u>、</u> 大気・ 土壌関係に限る。)の応急対策に関するこ と。	関係班
保	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 福祉関係施設における被害の取りまと	総括班 情報班	策編)に合わ		環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃 に関すること。	総括班
健福		めに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及		せる修正			2 被災地における環境汚染(廃棄物 に限る。)の応急対策に関すること。	関係班
祉		び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに						(1) low-step
部		関すること。 5 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	救援班		保健福祉	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	総括班 情報班
		8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班		部		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	関係班
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班				8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	避難支援班
	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、 障害福祉サービス事業所及び障害者支援 施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集 及び整理に関すること。					9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関す	活動支援班 <u>総括班</u>
		3 社会福祉協議会(ボランティアセンター)との連絡体制に関すること。 4 高齢者、障がい者等の要配慮者対策に関すること。 5 被災地における障がい者の援護対策に関すること。 6 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障がい者支	情報班 <u>救援班</u>			生活福祉班	11 おけんのが事に属しない事務に関すること。 1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 4 社会福祉協議会(ボランティアセンター)との連絡体制に関すること。	情報班情報班活動支援班
		援施設の応急復旧に関すること。8 被災地における高齢者等のメンタルへルスケアに関すること。9 福祉避難所に関すること(生活福祉班が					5 高齢者、障がい者等の要配慮者対策に 関すること。 6 被災地における障がい者の援護対策に	関係班

	IΒ		備考欄			新	
	所掌するものに限る。)。 10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等 に係る庁内調整に関すること。	物資班	地域防災計画 (一般災害対		7	すること。 救護施設、老人福祉施設、老人保健施	
健康衛生班	1 市町村保健センター、 <u>災害医療センタ</u> 一、感染症指定医療機関等の医療機関及び水 道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、 <u>災害医療センタ</u> 一、感染症指定医療機関等の医療機関及び水 道施設等の安否情報の収集及び整理に関す	情報班	策編)に合わ せる修正		8 /\mu	設、障害福祉サービス事業所及び <mark>障害者 支援施設 の応急復旧に関すること。 被災地における高齢者等のメンタルへ スケアに関すること。 福祉避難所に関すること(生活福祉班 所掌するものに限る。)。</mark>	避難支援班
	ること。 3 被災地における感染症の予防に関する	救援班			-	災害義援金の受入れ及び配分手続き等 係る庁内調整に関すること。	<u>総括班</u>
	こと。	<u>1X1&41</u>		健原	表衛生班 1 	市町村保健センター、 <u>災害拠点病院</u> 、感染症指定医療機関等の医療機関及び 道施設等の被害の調査に関すること。 市町村保健センター、 <u>災害拠点病院</u> 、感染症指定医療機関等の医療機関及び 道施設等の安否情報の収集及び整理に関 ること。	情報班
	6 被災地における被災者の健康管理及び メンタルヘルスケアに関すること。					被災地における飲料水の供給に関すると。	<u>総括班</u>
	7 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。 8 被災地への医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 9 環境衛生に関すること(衛生害虫駆除を除く。)。 10 被災地における飲料水の供給に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 12 被災地における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 14 動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 広域火葬調整				こ <u>5</u> <u>7</u> メ8産 - 整 <u>9</u> を <u>10</u> 11に12 療	被災地における感染症の予防に関すると。 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 市町村保健センター、感染症指定医療機関をの医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 被災地における被災者の健康管理及びンタルヘルスケアに関すること。災害時における応急医療の提供及び助に関すること。(統括災害医療コーディネターにおるDMAT及び医療救護班の調等を含む。) 被災地への医療救護班(県立病院関係除く。)の派遣に関すること。環境衛生に関すること。 「要、品その他衛生資材の確保及び配分関すること。 「要、こと。」 「要、品その他衛生資材の確保及び配分関すること。」 「を要、品その他衛生資材の確保及び配分関すること。」 「を要、品その他衛生資材の確保及び配分関すること。」 「を要、品その他衛生資材の確保及び配分関すること。」 「と、要、関係団体である指定公共機関及び	関係班

	IΒ	備考欄	新
こ こども未来班 ど も .	17 被災地における毒物及び劇物の管理に 関すること。 18 難病患者等の要配慮者対策 に関すること。 19 災害防疫対策本部に関すること。 20 借上げ避難所に関すること(観光交流班 広域支 が所掌するものを除く。)。 1 青少年の育成施設の被害の調査に関す 情報: ること。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関する 情報:	世域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ せる修正	指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 動物 (ペットに限る。) 救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 遺体の処理 (検案や広域火葬調整等)の実施に関すること。 17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。 18 難病患者等の要配慮者対策 に関すること。
帝 高 市 市 市 市 市 市 市 市 ・ ・ ・ ・ ・	対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること(こども未来班が所掌するものに限る。)。 1 部内各班の連絡調整に関すること。 総括: 2 商工関係施設の被害の調査に関するこ 情報:	班	19 災害防疫対策本部に関すること。
工 労 働 部	と。 3 商工関係施設の応急復旧に関すること。 4 協力事業者等による災害支援に関する	班	子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルへルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること(こども未来班が所掌するものに限る。)。 商 商工労働班 1 部内各班の連絡調整に関すること。 総括班
	7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示(庁内調整を含む。)に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	支援班	2 協力事業者等による災害支援に関すること。 3 商工関係施設の被害の調査に関すること。 4 商工関係施設の応急復旧に関すること。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確物資班

		旧		備考欄			—————————————————————————————————————	
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班				保に関すること。	
	産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送	物資班	地域防災計画 (一般災害対			8 災害支援物資等の集積所での受入及び 配送の指示(庁内調整を含む。)に関する こと。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテ ーションに関すること。	活動支援班
観	観光交流班	に係る庁内調整に関すること。 1 外国人旅行者の支援に関すること。	広域支援・避難班	策編) に合わ			10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班
光	,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	2 災害支援物資等の受入及び配送に関す	教援班 物資班	せる修正			11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
交流部		ること。 3 借上げ避難所に関すること(健康衛生班が所掌するものを除く。)。	広域支援・避難班			産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班
農	農林水産班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 災害復旧予算に関すること。	総括班		観	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関すること。	<u>関係班</u>
林水産部		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関すること。 4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。			光交流部		2 借上げ避難所に関すること(健康衛生 班が所掌するものを除く。)。	避難支援班
	曲 米十 ⁻ 42-17	6 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 1 農業災害の調査に関すること。	関係班	_	農	農林水産班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 災害復旧予算に関すること。	総括班
	農業支援班	1 農業災害の調査に関すること。 2 農業気象に関すること。 3 被災農業者に対する農業金融(他班の所	情報班 関係班	_	林		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関 すること。	情報班
		3 被災農業者に対する農業金融(他班の所 掌に属しないものに限る。)及び農業災害 補償法に関すること。)		水産		4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		4 農作物の技術対策に関すること。 5 農業災害の応急対策に関すること。	総括班	-	部		5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	<u>総括班</u>
	生産流通班	1 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の被害の調査に関すること。	情報班	-			6 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
		2 応急救助のための主食の調達に関すること。 3 応急救助のための農産物の調達に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 5 応急救助のための畜産物の調達に関す	物資班			農業支援班	1 農業災害の調査に関すること。 2 農業気象に関すること。 3 被災農業者に対する農業金融(他班の所掌に属しないものに限る。)及び農業保険法に関すること。 4 農作物の技術対策に関すること。 5 農業災害の応急対策に関すること。 1 水産関係施設(漁港関係施設を除	情報班 関係班

		旧		備考欄			新	
		ること。 6 応急救助のための水産物の調達及び応 急救助用漁船の調達に関すること。 7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業	関係班				く。)、漁船等の被害の調査に関すること。 2 応急救助のための主食の調達に関すること。 3 応急救助のための農産物の調達に関す	物資班
		災害補償に関すること。 8 農作物等の出荷制限に関すること。 9 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。		地域防災計画			ること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜 飼料の調整に関すること。 5 応急救助のための畜産物の調達に関す	
		10 水産関係施設 (漁港関係施設を除 く。)、漁船等の応急復旧に関すること。 11 家畜救護対策に関すること。	<u>救援班</u> 情報班	(一般災害対			ること。 6 応急救助のための水産物の調達及び応 急救助用漁船の調達に関すること。	<u>総括班</u> 物資班
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。	情報班	() 策編) に合わせる修正			7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業 災害補償に関すること。 8 農作物等の出荷制限に関すること。 9 農作物の採取制限、農耕制限に関する	関係班
_	森林林業班	3 農業水利の確保に関すること。 4 災害発生時における福島市農道離着陸 場活用の福島市等との調整に関すること。 1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道	総括班 広域支援・避難班 情報班				こと。 10 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関すること。 11 家畜救護対策に関すること。	
	MYNYTH XYL	施設及び治山施設の被害の調査に関すること。 2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関すること。	IH TRAJE			農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。 3 農業水利の確保に関すること。	関係班 総括班
		3 被災林業者に対する林業金融に関する こと。 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及	関係班				4 災害発生時における福島市農道離着陸 場活用の福島市等との調整に関するこ と。	
土	土木班	び払下げのあっせん並びに森林管理局と の連絡に関すること。 1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班			森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林 道施設及び治山施設の被害の調査に関す ること。	情報班
木		2 災害復旧予算に関すること。 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4 部内における国、他県等からの応援職員	活動支援班				2 森林、林産物及び林産物生産施設、林 道施設及び治山施設の応急復旧に関する こと。 3 被災林業者に対する林業金融に関する	関係班
-	企画技術班	の把握に関すること。5 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。1 土木関係の被害の取りまとめに関する	関係班				こと。 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及 び払下げのあっせん並びに森林管理局と の連絡に関すること。	
		こと。 2 部内の災害応急対策の取りまとめに関	関係班		土木	土木班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 災害復旧予算に関すること。 3 部内の災害対応要員の確保及びローテ	総括班 活動支援班
	道路班	すること。1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可	情報班		//		ーションに関すること。	11 31 / 10/1

	П		備考欄			新	
	能な箇所の被害に関すること。	広域支援・避難班	地域防災計画	部		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	<u>総括班</u>
	関すること。 3 通行路線の調整 (自衛隊、東日本高速道		(一般災害対 策編)に合わ			5 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	路(株)等の調整を含む。) に関すること。		大福 に 日 47 に 日 4		企画技術班	1 土木関係の被害の取りまとめに関すること。	情報班
	4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 災害発生時における道の駅等の施設利 用に関すること。					2 部内の災害応急対策の取りまとめに関すること。	関係班
河川港湾班	用に関すること。 1 水防情報の収集及び通報に関すること。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関す	情報班			道路班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不 可能な箇所の被害に関すること。	情報班
	2 公共工不施設被害の取りよどのに関すること。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施					2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関すること。	関係班
	設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。 4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関す					3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速 道路(株)等の調整を含む。) に関するこ と。	総括班 活動支援班
	ること。 5 水防活動に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急					4 緊急輸送路の確保に関すること。	<u>総括班</u> <u>避難支援班</u> 物資班
	成、後月、低色対称地成及UHL 局至後の心忌 復旧に関すること。					5 災害発生時における道の駅等の施設利 用に関すること。	総括班
	7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。	広域支援・避難班			河川港湾班	1 水防情報の収集及び通報に関すること。	総括班 情報班 活動支援班
	8 港湾及び漁港における緊急救援及び住 民避難等のための船舶の受入に関するこ と。					2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係	情報班
	9 福島空港における緊急救援及び住民避 難等のための航空機の受入に関すること。					る 何川、海岸施設、タム施設、砂防関係 施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港 の被害の調査に関すること。	
						4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。	
都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。	情報班				5 水防活動に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係	総括班 関係班
	2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。	救援班				施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の 応急復旧に関すること。 7 十砂災害、雪崩災害の応急復旧に関す	<u> </u>
建築班	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調 達及びあっせん並びに住宅関係の資金融 通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する	救援班				ること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。	避難支援班
	こと。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。						

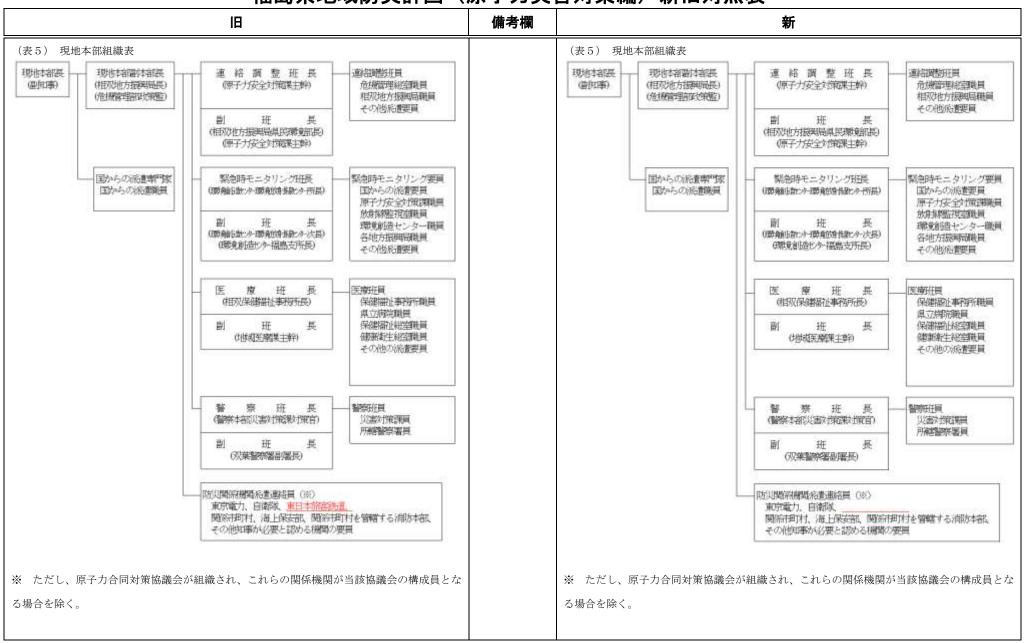
	IB			備考欄	新			
		5 <u>借上げ住宅</u> に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。		地域防災計画 (一般災害対			9 福島空港における緊急救援及び住民避 難等のための航空機の受入に関するこ と。	総括班 避難支援班
		7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関すること。	情報班活動支援班	(表編) に合わ(せる修正)		都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関す	情報班
出納	出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に関すること。	活動支援班			建築班	ること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 1 応急仮設住宅の建設に関すること。	被災者支援班 被災者支援班
病院	病院班	1 県立病院の被害の調査に関すること。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に 関すること。	救援班 活動支援班			在 未如	2 応急仮設住宅の建設に関する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	<u> </u>
局		3 災害時における応急医療及び助産に関すること。 4 被災地への医療救護班(県立病院関係に限る。)の派遣に関すること。 5 県立病院の応急復旧に関すること。	<u>救援班</u>				4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 賃貸型応急住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。	活動支援班
企業	企業班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに 関すること。 2 所管する施設の応急復旧に関すること。	情報班			出納班	7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関すること。 1 部内各班、事務局各班の応援に関する	関係班 情報班 活動支援班
教育	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関すること。 2 災害発生時における教育関係職員の動 員に関すること。	総括班 活動支援班		出納部	HIMITAL	2 E.	ПЭОЛОЙ
<u>庁</u>		3 教育関係職員の非常招集に関すること。 4 被災教育関係職員(家族を含む。)の集計 等に関すること。 5 部内の災害対応要員の確保及びロ			病院	病院班	1 県立病院の被害の調査に関すること。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に 関すること。	情報班
		コーディング音列心を負い確保及びローテーションに関すること。 6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班		<u>部</u>		3 災害時における応急医療及び助産に関すること。 4 被災地への医療救護班(県立病院関係に限る。)の派遣に関すること。 5 県立病院の応急復旧に関すること。	関係班
	財務班職員班	関 9 ること。	<u>救援班</u> 活動支援班		企業	企業班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに 関すること。 2 所管する施設の応急復旧に関するこ	情報班 <u>関係班</u>
	福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関すること。	<u>救援班</u>		局		と。	

	旧		備考欄	新				
	2 被災教育関係職員(家族を含む。)(福利厚生に関すること。	活動支援班	地域防災計画	教	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関すること。	総括班	
社会参	育班 1 社会教育施設の被害に関すること。	情報班 活動支援班	(一般災害対	育		2 災害発生時における教育関係職員の動 員に関すること。	活動支援班	
	2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に すること。 3 社会教育施設における避難所の開設 援等に関すること。		〒 策編) に合わ - せる修正	部		3 教育関係職員の非常招集に関すること。 4 被災教育関係職員(家族を含む。)の集	活動支援班	
文化		情報班				計等に関すること。 5 教育部内の災害対応要員の確保及びロ		
義務者	清班 1 被災した公立学校(小学校、中学校)(児童及び生徒に対する学用品の支給に すること。					ーテーションに関すること。 6 教育部内における国、他県等からの応	総括班	
	2 被災地における公立学校(小学校、中学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル					を 教育部内における国、他県等からの応 接職員の把握に関すること。 7 教育部内他班の所掌に属しない事務に	関係班	
	ケアに関すること。 3 被災地の義務教育の確保及び教職員の				財務班	関すること。 1 公立学校の応急復旧に関すること。	関係班	
	動員に関すること。				職員班	1 公立学校の心忌復日に関すること。 1 対応要員(教育関係職員に限る。)の安全確保に関すること。	活動支援班	
	4 対応要員(義務教育関係職員に限る。)(宿泊及び食料確保に関すること。	り 活動支援班			福利班	全権保に関すること。 1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に 関すること。	避難支援班	
	5 公立学校(小学校、中学校)の児童及び 生徒の安否情報の収集及び整理に関する					2 被災 <mark>地の</mark> 教育関係職員(家族を含む。) の福利厚生に関すること。	活動支援班	
	こと。 6 公立学校(小学校、中学校)の被害の 香に関すること。	問			社会教育班	1 社会教育施設の被害に関すること。 2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関	情報班	
高校教	—: V47 = =V	こ 物資班	-			2 美術館及び博物館等収慮品の保室に関すること。 3 社会教育施設における避難所の開設支	関係班 避難支援班	
	2 被災地における公立学校(高等学校)	り救援班	1			援等に関すること。		
	被災生徒のメンタルヘルスケアに関する こと。	5			文化財班	1 文化財の被害の調査に関すること。 2 文化財の保全に関すること。	情報班 関係班	
	3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。				義務教育班	1 被災した公立学校(小学校、中学校) の児童及び生徒に対する学用品の支給に	物資班	
	4 公立学校(高等学校)における避難所の 開設支援等に関すること。	<u> </u>	_			関すること。 2 被災地における公立学校(小学校、中	関係班	
	5 対応要員(高校教育関係職員に限る。)(宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班				学校)の被災児童及び生徒のメンタルへ ルスケアに関すること。		
	6 公立学校(高等学校)の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。					3 被災地の義務教育の確保及び教職員の 動員に関すること。		
	7 公立学校(高等学校)の被害の調査に「すること。	ēl				4 対応要員(義務教育関係職員に限る。) の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班	

IΒ			備考欄	備考欄新			
特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職	救援班	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ			5 公立学校(小学校、中学校)の児童及び 生徒の安否情報の収集及び整理に関する こと。 6 公立学校(小学校、中学校)の被害の 調査に関すること。	情報班
	員の動員に関すること。 4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童 及び生徒に対する学用品の支給に関する	物資班	せる修正		高校教育班	1 被災した公立学校(高等学校)の生徒 に対する学用品の支給に関すること。 2 被災地における公立学校(高等学校)	物資班 関係班
	こと。 5 対応要員(特別支援教育関係職員に限 る。)の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班				の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
	6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関すること。	情報班				4 公立学校(高等学校)における避難所の開設支援等に関すること。 5 対応要員(高校教育関係職員に限る。)	<u>避難支援班</u> 活動支援班
健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること(特別支援教育班が所掌するものを除く。)。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	救援班				の宿泊及び食料確保に関すること。 6 公立学校(高等学校)の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校(高等学校)の被害の調査に関すること。	情報班
警 県本部 災害警備本部 察 本	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。	関係班			特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班
	9 ること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又 は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書					4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童 及び生徒に対する学用品の支給に関する こと。 5 対応要員(特別支援教育関係職員に限	物資班活動支援班
	の発行等に関すること。 ない 日本 日					る。) の宿泊及び食料確保に関すること。 6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒 の安否情報の収集及び整理に関するこ と。	情報班
その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関すること (議会事務局)。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員	活動支援班、 関係班			健康教育班	7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に 関すること。 1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対	<u>関係班</u>
	の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。	関係班				策に関すること(特別支援教育班が所掌するものを除く。)。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	<u> </u>

旧	備考欄	新
	地域防災計画(一般災害対策編)に合わせる修正	警 県本部 災害警備本部 1 災害情報の収集がに気象情報及び警 報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部が運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広線、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。 2 をの他委員会事務局 関係班 活動支援班 活動支援班 その他委員会事務局 1 他都道所県議会からの調査に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。 関係班 活動支援班

IB	備考欄	新
(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部		(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部
本部長(知事)は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力		本部長(知事)は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現
現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)及び災害対策地方本部を設置するものとする。		地災害対策本部(以下「現地本部」という。)及び災害対策地方本部を設置するものとする。
現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。		現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。
なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地域防災計画(一般災害対策編及び地震・津波		なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地域防災計画(一般災害対策編及び地震・津波
災害対策編)に準拠するものとする。		災害対策編)に準拠するものとする。
ア 現地本部の所掌事務		ア 現地本部の所掌事務
(7)現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。		(7)現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。
(イ)機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。		(4)機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。
(ウ)災害対策本部との連絡調整に関すること。		(ウ)災害対策本部との連絡調整に関すること。
(エ)国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。		(エ)国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。
(オ) 応急対策の決定に関すること。		(オ)応急対策の決定に関すること。
(カ)緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等の現地における応急対策の実施に関するこ		(カ)緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等の現地における応急対策の実施に関するこ
と。		٤.
(キ)実施状況に関する情報の収集に関すること。		(キ)実施状況に関する情報の収集に関すること。
(ク) <mark>応急対策拠点施設</mark> の管理に関すること。	表記の適正化	(ク) <u>原子力災害対策センター</u> の管理に関すること。
(ケ)次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。		(ケ)次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。
(コ) その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。		(コ)その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。
イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌		イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌
現地本部の活動は、(表5) 現地本部組織表及び(表7) 現地本部の各班の事務分掌により実		現地本部の活動は、(表5)現地本部組織表及び(表7)現地本部の各班の事務分掌により実
施するものとする。		施するものとする。



	I	B	備考欄			新	
(表6) 災害対策本部	部事務局による現地本部の	代行		(表6)	災害対策本部事務局による現地本	本部の代行	
現地本部体	制	代行			現地本部体制	代行	
現地本部		災害対策本部事務局			現地本部	災害対策本部事務局]
連絡調整班	E	総括班			連絡調整班	総括班	
緊急時モニ	-タリング班	原子力班			緊急時モニタリング班	原子力班	
医療班		<u> 救援班</u>	地域防災計画		医療班	健康衛生班	
警察班		警察班	(一般災害対		警察班	警察班	
			策編)に合わ				
			せる修正				
(表7) 現地本部の	各班の事務分掌			(表7)	現地本部の各班の事務分掌		

	IΒ	備考欄	新		
班名	事 務 分 掌		班 名	事 務 分 掌	
	1 現地本部の総括に関すること。			1 現地本部の総括に関すること。	
	2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。			2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。	
	3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。			3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。	
	4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。			4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。	
	5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。			5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。	
	6 住民からの問い合わせに関すること。			6 住民からの問い合わせに関すること。	
	7 災害情報の収集、提供に関すること。			7 災害情報の収集、提供に関すること。	
`= \d ===+r!r	8 気象情報 (予報を含む) の収集に関すること。		連絡調整班	8 気象情報 (予報を含む) の収集に関すること。	
連絡調整班	9 現地本部活動の記録に関すること。			9 現地本部活動の記録に関すること。	
	10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。			10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	
	11 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。			11 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。	
	12 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。			12 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。	
	13 災害対策本部との連絡調整に関すること。			13 災害対策本部との連絡調整に関すること。	
	14 応急対策の決定に関すること。	班の役割整理			
	15 実施状況に関する情報の収集に関すること。			14 実施状況に関する情報の収集に関すること。	
	16 <u>応急対策拠点施設</u> の管理に関すること。			<u>15</u> <u>原子力災害対策センター</u> の管理に関すること。	
	1 緊急時モニタリングに関すること。			1 緊急時モニタリングに関すること。	
	2 放射能影響評価解析に関すること。			2 放射能影響評価解析に関すること。	
	3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。			3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。	
緊急時モニタ	4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。		緊急時モニタ	4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	
リング班	5 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。		リング班	5 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。	
	<u>6</u> <u>応急対策の決定に関すること。</u>				
	7 緊急時モニタリング、緊急時医療、警備等の現地における応急対策の実			6 緊急時モニタリング、緊急時医療、警備等の現地における応急対策の実	
	施に関すること。			施に関すること。	

1 原子 2 現地 医療班 3 その 4 現地 5 実施 1 県本 2 情報	展施状況に関する情報の収集に関すること。 原子力災害医療措置に関すること。 現地本部要員(緊急時モクリング・班を除く)の個人線量管理に関すること。 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。 展施状況に関する情報の収集に関すること。 現本部災害警備本部との連絡調整に関すること。		医療班	7 実施状況に関する情報の収集に関すること。 1 原子力災害医療措置に関すること。 2 現地本部要員(緊急時モタリング 班を除く)の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 4 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。
2 現地 医療班 3 その 4 現地 5 実施 1 県本 2 情報	現地本部要員(緊急時モクリング) 班を除く)の個人線量管理に関すること。 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。 医施状況に関する情報の収集に関すること。 具本部災害警備本部との連絡調整に関すること。		医療班	2 現地本部要員(緊急時モータリング 班を除く)の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
医療班 3 その 4 現地 5 実施 1 県本 2 情報	その他現地本部長が指示する事項に関すること。 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。 実施状況に関する情報の収集に関すること。 具本部災害警備本部との連絡調整に関すること。		医療班	3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
4 現地 5 実施 1 県本 2 情報	見地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。 尾施状況に関する情報の収集に関すること。 県本部災害警備本部との連絡調整に関すること。		医療班	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
5 実施 1 県本 2 情報 警察班	実施状況に関する情報の収集に関すること。 県本部災害警備本部との連絡調整に関すること。			4 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。
1 県本 2 情報 警察班	具本部災害警備本部との連絡調整に関すること。			
2 情報 警察班				5 実施状況に関する情報の収集に関すること。
警察班	青報の収集に関すること。			1 県本部災害警備本部との連絡調整に関すること。
			White the water	2 情報の収集に関すること。
	見地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。		警察班	3 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。
4 その	その他現地本部長が指示する事項に関すること。			4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
安部、関係市町村を管轄するを要請し、応急対策の円流なお、原子力緊急事態に該協議会の構成員となる場 エ 現地本部の設置場所現地本部は、原則としてオ 対策拠点施設 本部長(知事)は、特定に現地事故対策通	出地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保 書する消防本部及び東日本旅客鉄道 円滑な実施を図るものとする。 態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当 る場合は除くものとする。 場所 して対策拠点施設 に設置するものとする。	表記の適正化表記の適正化	本部長 (知事) 安部、関係市町でを要請し、応急はなお、原子力! 該協議会の構成 エ 現地本部は 現地本部は プロール 東京 大 原子力災 本部長 (知事) センターに現地	機関の連絡員の派遣 は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保 村を管轄する消防本部及び

旧局东地域的火制图(加	が 」 フェクス 備考欄	新
複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部の		複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部の
 機能を本部事務局が代行する際は、(表 6) 災害対策本部事務局による現地本部の代行のとおり		機能を本部事務局が代行する際は、(表6)災害対策本部事務局による現地本部の代行のとおり
 		とする。また、その際、現地本部から本部事務局に派遣する職員は、現地本部長が別に指定す
るものとする。		るものとする。
(5) 専門家等の派遣要請等		(5) 専門家等の派遣要請等
本部長(知事)は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員		本部長(知事)は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員
会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣		会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣
を要請するものとする。		を要請するものとする。
(6) 応援要請及び職員の派遣要請等		(6) 応援要請及び職員の派遣要請等
ア 県 [危機管理総室] は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都		ア 県 [危機管理総室] は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都
道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。		道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。
イ 県〔危機管理総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町		イ 県〔危機管理総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町
村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。		村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。
ウ 警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣		ウ 警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣
隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。		隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。
エ 県 [危機管理総室] は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める		エ 県 [危機管理総室] は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める
ときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大		ときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大
臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものと		臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものと
する。		する。
オ 県 [危機管理総室] は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める		オ 県 [危機管理総室] は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認める
ときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診		ときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診
断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。		断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。
カ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリング		カ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリング

IB	備考欄	新
に関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合		に関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合
に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。		に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。
(7) 自衛隊の派遣要請 本部長(知事)は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町村長から要請		(7) 自衛隊の派遣要請 本部長(知事) は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町村長から要請
があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請する		があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請する
ものとする。		ものとする。
(8) 市町村災害対策本部の設置 関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事(本部長)に対し報告を行うものと する。		(8) 市町村災害対策本部の設置 関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事(本部長)に対し報告を行うものと する。
4 緊急事態応急対策等拠点施設における活動 県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が <u>対策拠点施設</u> に	表記の適正化	4 緊急事態応急対策等拠点施設における活動 県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が <u>原子力災害対策センター</u> に
現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議		現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議
会が組織される場合に、職員を <mark>対策拠点施設</mark> に派遣し、国、市町村、事業者及び防		会が組織される場合に、職員を <mark>原子力災害対策センター</mark> に派遣し、国、市町村、事業者及び防
災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等		災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等
の応急対策活動を行うものとする。		の応急対策活動を行うものとする。
(1) <u>対策拠点施設</u> の設営準備への協力 県〔危機管理総室〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う <mark>対策拠点施設</mark> の設営準備への協力を行うものとする。	表記の適正化	(1) <u>緊急事態応急対策等拠点施設</u> の設営準備への協力 県 [危機管理総室] は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う <u>緊急事態応急対策等拠</u> <u>点施設</u> の設営準備への協力を行うものとする。
(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣		(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣
ア 現地事故対策連絡会議の開催		ア 現地事故対策連絡会議の開催

旧一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	備考欄	新
国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行		国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行
うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を		うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を
対策拠点施設 に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有	表記の適正化	原子力災害対策センターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有
化を図ることとされている。		化を図ることとされている。
現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュア		現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュア
ル(福島県)」によるものとされている。		ル (福島県)」によるものとされている。
イ 県は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を <u>対策拠点施設</u>	表記の適正化	イ 県は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を <u>原子力災害対策センター</u>
にて開催する場合、職員を派遣するものとし、派遣する職員は別に定めるものとする。		にて開催する場合、職員を派遣するものとし、派遣する職員は別に定めるものとする。
ウ 県は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急		ウ 県は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急
事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村等との連		事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村等との連
絡・調整、情報の共有を行うものとする。		絡・調整、情報の共有を行うものとする。
(3) 原子力災害合同対策協議会への出席		(3) 原子力災害合同対策協議会への出席
ア 原子力災害合同対策協議会の設置		ア 原子力災害合同対策協議会の設置
国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者		国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者
から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目		から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目
的とする「全体会議」を開催することとされている。		的とする「全体会議」を開催することとされている。
合同対策協議会の役割及び運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニ		合同対策協議会の役割及び運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニ
ュアル(福島県)」により実施される。		ュアル(福島県)」により実施される。
イ 県は、原子力緊急事態宣言の発出等により、 <mark>対策拠点施設</mark> において合同対策	表記の適正化	イ 県は、原子力緊急事態宣言の発出等により、 <u>原子力災害対策センター</u> において合同対策
協議会が設置されることとなった場合は、別に定める職員を出席させ、緊急事態応急対策の実		協議会が設置されることとなった場合は、別に定める職員を出席させ、緊急事態応急対策の実
施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。		施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。
ウ 県は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応		ウ 県は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応
急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村、事業者等との		急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村、事業者等との
連絡・調整、情報の共有を行うものとする。		連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

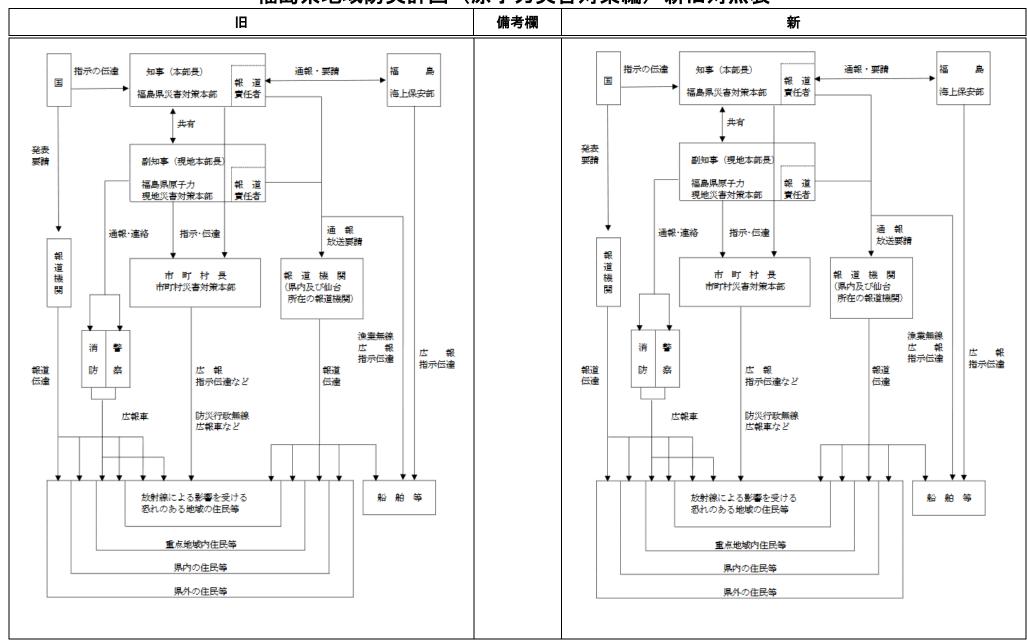
IΒ 備者欄 新 (4) 対策拠点施設 における機能班での活動 (4) 原子力災害対策センターにおける機能班での活動 表記の適正化 ア 機能班の設置 ア 機能班の設置 国現地対策本部は、対策拠点施設 において、県現地本部、応急対策実施区域を管 国現地対策本部は、原子力災害対策センターにおいて、県現地本部、応急対策実施区域を管 轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、 轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、 情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共 情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共 有するとともに、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会(全体会議)への報告及び決定事 有するとともに、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会(全体会議)への報告及び決定事 項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。 項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。 なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マ なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マ ニュアル (福島県) による。 ニュアル (福島県) による。 イ 県は、対策拠点施設 において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の 表記の適正化 イ 県は、原子力災害対策センターにおいて、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の 組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニ 組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニ タリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事 タリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事 させるものとする。 させるものとする。 なお、各機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機 なお、各機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機 能班に引き継ぐものとする。 能班に引き継ぐものとする。 ウ 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会(機能班)及び現地本部 ウ 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会(機能班)及び現地本部 長(各班長)の指示等により応急対策活動に従事するものとする。 長(各班長)の指示等により応急対策活動に従事するものとする。 5 住民等に対する指示の伝達と広報 5 住民等に対する指示の伝達と広報 (1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報 (1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報 県「危機管理総室、知事公室」及び関係市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感 県「危機管理総室、知事公室」及び関係市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感 に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報 に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報 マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。 マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

IΒ	備考欄	新
ア 県における指示の伝達と広報		ア 県における指示の伝達と広報
(7) 広報の一元化		(ア) 広報の一元化
県は、住民等への情報提供に当たっては国や市町村と連携し、広報の一元化と的確な災害応		県は、住民等への情報提供に当たっては国や市町村と連携し、広報の一元化と的確な災害応
急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について報道責任者	地域防災計画	急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について報道責任者
を定める。	(一般災害対	を定める。
報道責任者は災害対策本部においては <u>広報</u> 班長、現地本部においては現地本部副本部長をも	策編) に合わ	報道責任者は災害対策本部においては <mark>情報</mark> 班長、現地本部においては現地本部副本部長をも
って充てるものとする。	せる修正	って充てるものとする。
なお、原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては合同対策協議会として情報提供を行い、		なお、原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては合同対策協議会として情報提供を行い、
報道機関等への発表等は <u>対策拠点施設</u> において行うものとする。	表記の適正化	報道機関等への発表等は <u>原子力災害対策センター</u> において行うものとする。
(イ) 広報の内容		(イ) 広報の内容
県は、住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらか		県は、住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらか
じめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。		じめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。
なお、この際、住民の安全確保及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。		なお、この際、住民の安全確保及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。
また、役割に応じて周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、緊急時モ		また、役割に応じて周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、緊急時モ
ニタリング結果、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、通行規制		ニタリング結果、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、通行規制
等、周辺地域の住民特に要配慮者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するもの		等、周辺地域の住民特に要配慮者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するもの
とする。		とする。
さらに、広報に当たっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かな		さらに、広報に当たっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かな
い表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないよ		い表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないよ
うに、定期的な広報に努めるものとする。		うに、定期的な広報に努めるものとする。
(ウ) 関係機関との連携		(ウ) 関係機関との連携
県は、災害対策本部、現地本部及び合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、		県は、災害対策本部、現地本部及び合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、
国及び市町村等と連携して、県民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。		国及び市町村等と連携して、県民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。
また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、		また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、
タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過		タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過

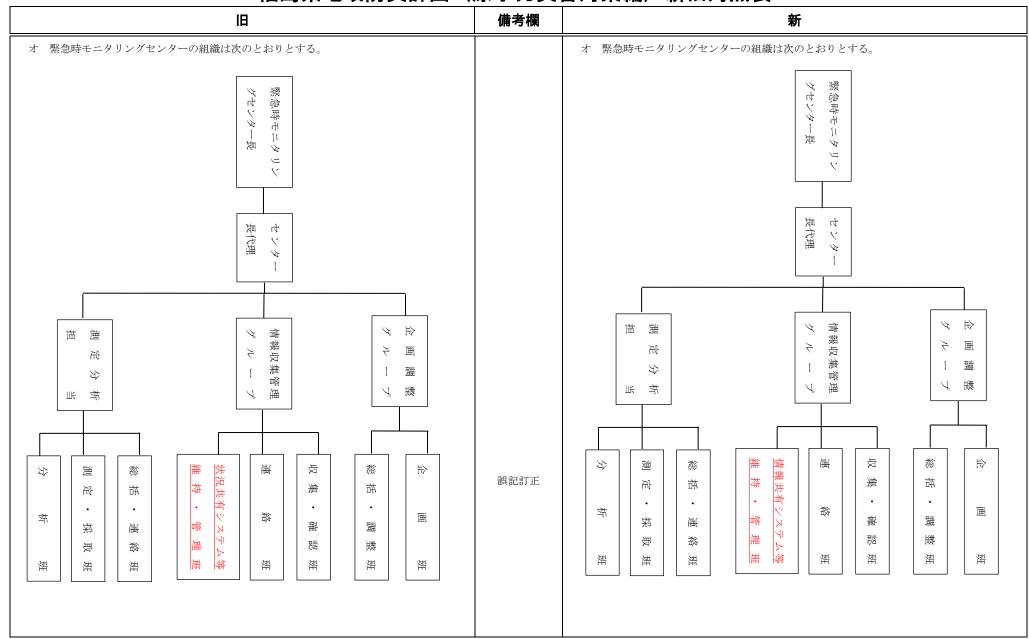
IΒ 備者欄 新 者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。 者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。 (エ) 情報伝達の手段 (エ) 情報伝達の手段 県は、情報伝達に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関「県政記者クラブ」に対す 県は、情報伝達に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関「県政記者クラブ」に対す る緊急報道の実施要請、情報掲示板、広報車等によるほか、データ放送、ファクシミリ、イン る緊急報道の実施要請、情報掲示板、広報車等によるほか、データ放送、ファクシミリ、イン ターネット等を活用し、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を的確な情報を提供できる ターネット等を活用し、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を的確な情報を提供できる よう努めるものとする。 よう努めるものとする。 なお、要配慮者に配慮した情報伝達を行うものとする。 なお、要配慮者に配慮した情報伝達を行うものとする。 (オ) 県有施設の利用者等に対する情報提供 (オ) 県有施設の利用者等に対する情報提供 県は、病院、福祉施設、学校、観光施設等の県有施設の利用者等に対し、所在する市町村が 県は、病院、福祉施設、学校、観光施設等の県有施設の利用者等に対し、所在する市町村が行 行う広報とは別に、県の伝達ルートにより、指示の伝達、情報の提供を行うものとする。 う広報とは別に、県の伝達ルートにより、指示の伝達、情報の提供を行うものとする。 (カ) 配慮すべき事項 (カ) 配慮すべき事項 県は、浜通り地域の電波事情を踏まえ、必要に応じて隣接県に所在する報道機関に対しても 県は、浜通り地域の電波事情を踏まえ、必要に応じて隣接県に所在する報道機関に対しても 要請を行うものとする。また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であること 要請を行うものとする。また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であること に鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者 に鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者 は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で も情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 も情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 イ 関係市町村における指示の伝達と広報 イ 関係市町村における指示の伝達と広報 関係市町村は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、国及び県と連携し、住民、一般事業 関係市町村は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、国及び県と連携し、住民、一般事業 所等に対して、指示の伝達と広報を行うものとする。 所等に対して、指示の伝達と広報を行うものとする。 なお、指示の伝達と広報にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。 なお、指示の伝達と広報にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。 (7) 防災行政無線、広報車、インターネット、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジ (7) 防災行政無線、広報車、インターネット、携帯電話への緊急凍報メール、テレビ・ラジ オ、臨時災害 FM 局の開設、現在のコミュニティ FM 放送局及び消防団員等の巡回などを活用 オ、臨時災害 FM 局の開設、現在のコミュニティ FM 放送局及び消防団員等の巡回などを活用 する。 する。 (イ) 広報に当たっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、 (4) 広報に当たっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、

	原丁刀火	音 刈泉柵/
IB	備考欄	新
伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、電光掲示板		伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、電光掲示板
等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。		等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。
(2)周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報		(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報
ア 浜通り地方の各漁業協同組合は、県 [現地本部] の指示の下、漁業無線等により、周辺		ア 浜通り地方の各漁業協同組合は、県 [現地本部] の指示の下、漁業無線等により、周辺海
海域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるもの		域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるものと
とする。		する。
イ 福島海上保安部は、県〔災害対策本部〕からの要請を受け、周辺海域の船舶等に対し、		イ 福島海上保安部は、県〔災害対策本部〕からの要請を受け、周辺海域の船舶等に対し、必
必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示を伝達するものとする。		要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示を伝達するものとする。
(3)(1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報		(3)(1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報
ア 県 〔災害対策本部〕は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネット		ア 県 〔災害対策本部〕は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネット
ワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、		ワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、
電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する		電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する
市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮す		市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮す
るものとする。		るものとする。
イ 県 [災害対策本部] は、(1)及び(2)以外の地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞		イ 県〔災害対策本部〕は、(1)及び(2)以外の地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞
及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の		及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の
円滑な実施に対する協力を求めるものとする。		円滑な実施に対する協力を求めるものとする。
また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求めるものとする。		また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求めるものとする。
(4) 隣接県への通報		(4) 隣接県への通報
県〔災害対策本部〕は、隣接県に対して、事故情報等の通報を行うものとする。		県〔災害対策本部〕は、隣接県に対して、事故情報等の通報を行うものとする。
(5) 問い合わせ窓口の設置		(5) 問い合わせ窓口の設置

IB	備考欄	新
県〔災害対策本部〕は、国、市町村、原子力事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問		県〔災害対策本部〕は、国、市町村、原子力事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問
い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。		い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。
なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新		なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新
聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。		聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。
ア 現地本部(<mark>対策拠点施設</mark>) に設置する窓口における対応	表記の適正化	ア 現地本部(<u>原子力災害対策センター</u>)に設置する窓口における対応
イ 災害対策本部(県庁)に設置する窓口における対応		イ 災害対策本部(県庁)に設置する窓口における対応
ウ 関係市町村等に設置する窓口における対応		ウ 関係市町村等に設置する窓口における対応
(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図		(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



旧	備考欄	新
6 緊急時モニタリング		6 緊急時モニタリング
(1) 緊急時モニタリング体制		(1) 緊急時モニタリング体制
ア 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施		ア 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施
県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、		県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、
緊急時モニタリングの準備(主に空間放射線量率の測定)を直ちに開始する。		緊急時モニタリングの準備(主に空間放射線量率の測定)を直ちに開始する。
イ 緊急時モニタリングセンターの設置協力		イ 緊急時モニタリングセンターの設置協力
県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第 10 条の特定事象発生の通報		県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第 10 条の特定事象発生の通報
を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。		を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。
ウ 緊急時モニタリングセンターの活動		ウ 緊急時モニタリングセンターの活動
緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急		緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急
時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策		時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策
本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリン		本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリン
グ実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。		グ実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。
エ 関係機関の協力		エ 関係機関の協力
(ア) 情報の提供		(7) 情報の提供
発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの		発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの
実施に当たり、必要な情報を提供するものとする。		実施に当たり、必要な情報を提供するものとする。
(イ) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請		(イ) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請
緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、関係機関相互の連絡を取り、緊急時		緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、関係機関相互の連絡を取り、緊急時
モニタリングの実施調整を図るものとする。		モニタリングの実施調整を図るものとする。



		П	備考欄			新
カ 緊急時モ	緊急時モニタリングセンターの機能は、次のとおりとする。			カ 緊急時子	モニタリングセンター	- の機能は、次のとおりとする。
グループ名		機能		グループ名		機能
センター長		・EMCの統括		センター長		・EMCの統括
センター長代	理	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行		センター長代	· 理	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ	企画班	・緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・緊急時モニタリング指示書、作業手順書の作成 ・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見 の提案 ・ERCへの動員要請リストの作成		企画調整グループ	企画班	・緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・緊急時モニタリング指示書、作業手順書の作成 ・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見 の提案 ・ERCへの動員要請リストの作成
	総括・調整班	・EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集・文書の原本管理・EMCの運営支援			総括・調整班	・EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線 量管理状況の収集 ・文書の原本管理 ・EMCの運営支援
情報収集管 理グループ	収集・確認班	・緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・モニタリング地点周辺状況、気象情報等の付与 ・モニタリング結果妥当性確認における再確認		情報収集管理グループ	収集・確認班	・緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・モニタリング地点周辺状況、気象情報等の付与 ・モニタリング結果妥当性確認における再確認
	連絡班	・ERC放射線班との情報伝達・EMC内の情報伝達・OFC放射線班との情報伝達・県災害対策本部への情報提供・活動内容の記録			連絡班	・ERC放射線班との情報伝達 ・EMC内の情報伝達 ・OFC放射線班との情報伝達 ・県災害対策本部への情報提供 ・活動内容の記録
	情報共有システ ム等維持・管理班	・情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ・異常値への対応			情報共有システ ム等維持・管理班	・情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ・異常値への対応
測定分析担当	総括・連絡班	 各班内のチーム編成 ・緊急時モニタリング指示書の共有及び測定、分析の指示 ・現地における緊急時モニタリング結果及び関連情報の取りまとめと情報収集管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 		測定分析担当	総括・連絡班	・各班内のチーム編成 ・緊急時モニタリング指示書の共有及び測定、分析の指示 ・現地における緊急時モニタリング結果及び関連情報の取りまとめと情報収集管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理
	測定・採取班	・緊急時モニタリング指示書に基づくモニタリング実施と報告・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の被ばく管理			測定・採取班	・緊急時モニタリング指示書に基づくモニタリング実施 と報告 ・屋外で活動する緊急時モニタリング要員の被ばく管理

ІВ		備考欄			新
・作業場所及び測定器 分析班 ・環境試料の分析、液 ・分析進捗状況の報告				分析班	・作業場所及び測定器の汚染防止のための養生・環境試料の分析、測定、保管・分析進捗状況の報告
キ 緊急時モニタリング実施のための派遣要員及び機器 緊急時モニタリング実施のための要員及び機器について らかじめ作成した緊急時モニタリング計画等を踏まえ緊急 る。 また国から派遣される要員及び機器等については、国が	では、国〔原子力規制委員会〕が、あ急時モニタリング実施計画として定め		緊急時モニらかじめ作成る。	タリング実施のため した緊急時モニタリ	のための派遣要員及び機器等 めの要員及び機器については、国〔原子力規制委員会〕が、あ リング計画等を踏まえ緊急時モニタリング実施計画として定め が機器等については、国が動員計画として定める。
(2) 緊急時モニタリング活動 緊急時モニタリングセンター長は、周辺への放射性物質 に、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリ め、原子力災害対策本部に送付するものとする。			緊急時モニ	•	長は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るため 国に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまと けるものとする。
(3) 測定結果等の共有 緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の多グセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子で る。 また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリ 機関に連絡するものとされている。なお、原子力災害対策	力災害対策本部に送ることとされてい リングの結果等を関係市町村及び関係	表記の適正化誤字修正	になっている。 また、関係i とになっている	タリングセンターに <u>市町村に対しては、</u>	は、 <u>緊急時モニタリング結果をERC放射線班に連絡すること</u> OFC放射線班が緊急時モニタリング評価結果を説明するこ なお、原子力災害対策本部は、モニタリング結果の評価を
行い、モニタリングセンター等と共有することとさ (4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡系統は、緊急			(4) 緊急時	モニタリング実施	ター等と共有することとされている。 のための通信連絡 めの通信連絡系統は、緊急時モニタリング計画に定める。

IΒ	備考欄	新
(5) 県内各地における空間線量率等の測定		(5) 県内各地における空間線量率等の測定
緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保す		緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保す
るため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うものとする。		るため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うものとする。
測定結果については、危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通		測定結果については、危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通
信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。		信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。
7 避難及び屋内退避		7 避難及び屋内退避
(1) 速やかな住民避難のための準備		(1) 速やかな住民避難のための準備
県 [災害対策本部] 及び市町村は、原災法第 15 条の全面緊急事態において、国が自治体に行		県 [災害対策本部] 及び市町村は、原災法第 15 条の全面緊急事態において、国が自治体に行
う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、 <mark>警戒事象</mark>	文言整理	う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、 <mark>警戒事態(原子力施設にお</mark>
の通		いて重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合)_の通
報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の		報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の
情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するととも		情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するととも
に、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確		に、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確
保、広報車等の準備等を行う。		保、広報車等の準備等を行う。
(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施		(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施
県 [災害対策本部] は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応		県〔災害対策本部〕は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応
じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。		じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。
なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施するものと		なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施するものと
する。		する。
ア警戒事態		ア警戒事態
県 [災害対策本部] 及び市町村は、警戒事態(自然災害を除く。) 発生時には、国の要請又は		県 [災害対策本部] 及び市町村は、警戒事態(自然災害を除く。) 発生時には、国の要請又は
独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。		独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

Ш	備考欄	新
(7) PAZを含む関係市町村		(7) PAZを含む関係市町村
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。		施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。
施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。		施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。
(イ)避難指示区域を含む関係市町村		(イ)避難指示区域を含む関係市町村
一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。		一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。
(ウ) UPZ外の市町村		(ウ) UPZ外の市町村
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。		施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。
イ 施設敷地緊急事態		イ 施設敷地緊急事態
県〔災害対策本部〕及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断		県〔災害対策本部〕及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断
により、次の防護措置を行うものとする。		により、次の防護措置を行うものとする。
(7) PAZを含む関係市町村		(7) PAZを含む関係市町村
施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。		施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。		施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。
(イ)避難指示区域を含む関係市町村		(イ)避難指示区域を含む関係市町村
一時立入している住民等の退去開始。		一時立入している住民等の退去開始。
(ウ) UPZを含む関係市町村		(ウ) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の準備。		住民等の屋内退避の準備。
(エ)UPZ外の市町村		(エ) UPZ外の市町村
避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。		避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。		施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力。
ウ 全面緊急事態		ウ 全面緊急事態
県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が		県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が
原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の		原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の

ПВ	備考欄	新
判断により、次の防護措置を行うものとする。		判断により、次の防護措置を行うものとする。
(ア) PAZを含む関係市町村		(7) PAZを含む関係市町村
住民等の避難実施。		住民等の避難実施。
(イ) UPZを含む関係市町村		(イ) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。		住民等の屋内退避の開始。
OILに基づく住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。	表記の適正化	OILに基づく住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)。 <u>(福島第一原子力発電所の</u>
		<u>UPZを除く)</u>
(ウ)UPZ外の市町村		(ウ)UPZ外の市町村
避難住民の受入。		避難住民の受入。
OILに基づく避難の準備への協力(避難先、輸送手段の確保等)。		OILに基づく避難の準備への協力(避難先、輸送手段の確保等)。
必要に応じて、屋内退避。		必要に応じて、屋内退避。
また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じる		また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じる
よう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び		よう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び
放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそ		放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそ
れがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退	国計画等に	れがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退
きの <u>勧告又は</u> 指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対	合わせる修正	きの指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対
策を実施するものとする。		策を実施するものとする。
	記載場所修正	県及び関係市町村は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で
		自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判
		断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。
エ 放射性物質が放出された場合		エ 放射性物質が放出された場合
放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事		放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態
態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、		の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、
一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その		一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その

IΒ 備者欄 新 際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指 際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指 示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。 示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。 合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公 国計画等に 関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合 共団体が相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時 合わせる修正 同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を 移転の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認 行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るな 識の共有を図るものとされている。 ど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。 ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 オ 運送事業者等への要請 オ 運送事業者等への要請 県 〔災害対策本部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、 県〔災害対策本部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、 運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべ 運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべ き場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。 き場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに 上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該 上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該 機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。 力 避難誘導 力 避難誘導 県「災害対策本部」は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力 県「災害対策本部」は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力 し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタ し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行うの場所の所在、災害の概要、緊急時モニ リング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退 タリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難 域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対 退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に しても情報提供するものとする。 対しても情報提供するものとする。

一		
IB	備考欄	新
キ 家庭動物との同行避難		キ 家庭動物との同行避難
県〔災害対策本部〕は、災害の実態に応じて、関係市町村と連携し、飼い主による家庭動物		県 [災害対策本部] は、災害の実態に応じて、関係市町村と連携し、飼い主による家庭動物と
との同行避難を呼びかけるものとする。		の同行避難を呼びかけるものとする。
(3) 避難及び屋内退避		(3) 避難及び屋内退避
ア・避難		ア・避難
(7) 関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留		(7) 関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留
意事項を含め、避難を指示するものとする。		意事項を含め、避難を指示するものとする。
(イ) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共		(イ) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共
交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するも		交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する
のとする。		ものとする。
(ウ) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、		(ウ) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、
自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ関係市町村が選定した集合場所等からバス等		自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ関係市町村が選定した集合場所等からバス
により避難するものとし、県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難措置が円滑に行われるよ		等により避難するものとし、県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難措置が円滑に行われ
う支援するものとする。		るよう支援するものとする。
(エ) 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係		(エ) 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関
市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示する		係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示
ものとする。		するものとする。
	国計画等に	(オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場
	合わせる修正	<u>合,住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から,住民の生</u>
		命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その
		過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ
		以外の者との分離,人と人との距離の確保,マスクの着用,手洗いなどの手指衛生等の感染
		対策を実施する。

IB	備考欄	新
イ 屋内退避		イ 屋内退避
屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、関係市町村は、屋内退避を決		屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、関係市町村は、屋内退避を
定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外		決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋
にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示		外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指
するものとする。		示するものとする。
	国計画等に	なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自
	合わせる修正	<u>宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避</u>
		<u>の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。</u>
また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避	表記の適正化	また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による <u>自宅での</u> 屋内退避 <u>の実</u>
が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の避難所等にて、まずは屋内退避		施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の <mark>指定</mark> 避難所等にて、まずは屋内退避
を実施するものとする。そのうえで、近隣の		を実施するものとする。そのうえで、近隣の <mark>指定</mark> 避難所等に収容できない場合には、地震によ
る影響がない		る影響がない <u>安全な指定</u> 避難所 <u>等</u> を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ
柔軟に対応するものとする。		柔軟に対応するものとする。
	記載場所修正	<u>ウ</u> その他
		自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判
		断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。
(4)情報提供等		(4)情報提供等
県〔現地本部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、		県〔現地本部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住
住民等に向けて、避難先や避難退域検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に		民等に向けて、避難先や避難退域検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資
資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対		する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策
策本部等に対しても情報提供するものとする。		本部等に対しても情報提供するものとする。

万自旧州村队公面(百了七级宝社英纪) 蛇口社四丰

IΒ	備考欄	新
(5) 広域避難に係る調整		(5) 広域避難に係る調整
県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない		県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない
場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要が生じた場合には、速やかな避難が		場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要が生じた場合には、速やかな避難が
できるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災		できるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災
害対策本部等に対して要請を行うものとする。		害対策本部等に対して要請を行うものとする。
(6) 指定避難所の設置		(6) 指定避難所の設置
ア 指定避難所の開設		ア 指定避難所の開設
県〔災害対策本部〕は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に		県〔災害対策本部〕は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に
基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請		基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請
するものとする。		するものとする。
また、この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、関係市町村と協議のうえ、広域避		また、この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、関係市町村と協議のうえ、広域避
難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村		難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村
は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先		は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先
の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。		の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。
なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町		なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町
村の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておくもの		村の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておくもの
とする。		とする。
イ 避難者等の情報把握		イ 避難者等の情報把握
県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情		県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情
報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。		報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。
また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場		また、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所
所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。		や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

ウ 指定避難所の生活環境把握等

ウ 指定避難所の生活環境把握等

備者欄 新 県 [災害対策本部] 及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであ 県 〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであ るよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講 るよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講 じるものとする。 じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、 浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等によ 巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況 る巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状 など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努め 況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努 めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウ るものとする。 地域防災計画 (一般災害対 トや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努 **また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に | 策編) に合わ** めるものとする。なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に 努めるものとする。 努めるものとする。 せる修正 エ 指定避難所における健康状況の把握等 エ 指定避難所における健康状況の把握等 県 [災害対策本部] 及び関係市町村は、厚生労働省と連携し、指定避難所における被災者は、 県 〔災害対策本部〕及び関係市町村は、厚生労働省と連携し、指定避難所における被災者は、 生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態 生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態 を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や 心のケアを含めた対策を行うものとする。 心のケアを含めた対策を行うものとする。 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受 け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得 け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得 つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師・管理栄養士等によ つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師・管理栄養士等によ る巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所の生活環境 る巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所の生活環境 を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保 を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保 持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 オ 指定避難所の運営における配慮 オ 指定避難所の運営における配慮 県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女 県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女 性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

IB	備考欄	新
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、		特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、
指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運		指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運
営に努めるものとする。	地域防災計画	営 <u>管理</u> に努めるものとする。
また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に	(一般災害対	また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に
配慮した食の提供を実施するものとする。	策編) に合わ	配慮した食の提供を実施するものとする。
カ 二次避難所への移動	せる修正	カ 二次避難所への移動
県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状		県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状
況、避難の長期化が見込まれる場合	国計画等に	況、避難の長期化が見込まれる場合 <u>又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、</u>
	合わせる修正	<u>必要に応じて、</u> 二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
キ 避難所の早期解消		キ 避難所の早期解消
県 [災害対策本部] は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、		県〔災害対策本部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、
避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住		避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住
宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早		宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早
期解消に努めることを基本とする。		期解消に努めることを基本とする。
ク 応急仮設住宅における配慮		ク 応急仮設住宅における配慮
県 [災害対策本部] は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活		県 [災害対策本部] は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活
の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。		の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。
ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて,応急仮設住		ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住
宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。		宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、		また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、
応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に		応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に
資機材の調達に関して要請するものとする。		資機材の調達に関して要請するものとする。
(7) 要配慮者への配慮等		(7) 要配慮者への配慮等
県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、指定避難所		県 [災害対策本部] 及び関係市町村は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、指定避難所で

IΒ	備考欄	新
での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、指定避難所での健康状態の把		の生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、指定避難所での健康状態の把握、
握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮		福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住
設住宅の設置等に努めるものとする。		宅の設置等に努めるものとする。
ア 情報伝達体制		ア 情報伝達体制
(7) 社会福祉施設における情報伝達		(7) 社会福祉施設における情報伝達
社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者等に対し、		社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者等に対し、
避難等の情報伝達を行う。		避難等の情報伝達を行う。
(イ) 在宅者に対する情報伝達		(イ) 在宅者に対する情報伝達
関係市町村等は、電話又は防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災		関係市町村等は、電話又は防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災
組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。		組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。
(ウ) 病院等における情報伝達		(ウ) 病院等における情報伝達
病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、		病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、
避難等の情報伝達を行う。		避難等の情報伝達を行う。
(エ) 外国人に対する情報伝達		(エ) 外国人に対する情報伝達
県及び関係市町村は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ	地域防災計画	県及び関係市町村は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ <u>「やさしい日本語を含む」</u> 多
多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。	(一般災害対	言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。
イ 避難及び避難誘導	策編)に合わ	イ 避難及び避難誘導
(7) 社会福祉施設における避難等	せる修正	(7) 社会福祉施設における避難等
社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の指示・引率の下、		社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の指示・引率の下、
必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得ながら、迅速かつ安全に、入所者、来訪者		必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得ながら、迅速かつ安全に、入所者、来訪者
等を避難誘導又は他の施設へ転所させるものとする。		等を避難誘導又は他の施設へ転所させるものとする。
なお、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。		なお、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。
	記載場所の修	また、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。
県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力の下、福祉関係機関と連携し、	正	県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力の下、福祉関係機関と連携し、
入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとする。県内の社会福祉施設では転所に対		入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとする。県内の社会福祉施設では転所に対

В	備考欄	新
処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。		処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。
この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。		この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。
(イ) 在宅者の避難等		(イ) 在宅者の避難等
関係市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所に誘		関係市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所に誘
導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。		導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。
また、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。	記載場所の修	
(ウ) 病院等における避難等	正	(ウ) 病院等における避難等
病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画(消防計画による組織体制等)に		病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画(消防計画による組織体制等)に
基づき、医師、看護師等の職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援		基づき、医師、看護師等の職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援
を得ながら迅速かつ安全に、患者等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。		を得ながら迅速かつ安全に、患者等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
また、避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、指定避難所とし		また、避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、指定避難所とし
ては、医療救護設備が整備された病院等とする。		ては、医療救護設備が整備された病院等とする。
県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係団体等		県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係団体等
と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院		と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院
に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。		に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。
この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。		この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。
(エ) 外国人の避難等		(エ) 外国人の避難等
県及び関係市町村は、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語		県及び関係市町村は、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語
学ボランティア等の協力を得て、多言語での情報伝達に努めるものとする。		学ボランティア等の協力を得て、多言語での情報伝達に努めるものとする。
ウ 指定避難所における配慮等		ウ 指定避難所における配慮等
(7) 指定避難所のユニバーサルデザイン化等		(7) 指定避難所のユニバーサルデザイン化等
県及び関係市町村は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサ		県及び関係市町村は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサ
ルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、		ルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、
速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。		速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。
(イ) 医療・救護、介護・援護措置		(イ) 医療・救護、介護・援護措置

IΒ	備考欄	新
県及び関係市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所		県及び関係市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所
に避難させるものとする。		に避難させるものとする。
また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼		また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼
するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。		するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。
(ウ) メンタルヘルス対策の実施		(ウ) メンタルヘルス対策の実施
県及び関係市町村は、関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保		県及び関係市町村は、関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保
健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による相談等のメンタルヘルス対策を行うも		健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による相談等のメンタルヘルス対策を行うも
のとする。		のとする。
(エ) 栄養・食生活支援の実施		(エ) 栄養・食生活支援の実施
県及び関係市町村は、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、		県及び関係市町村は、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、
乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して管理栄養士などによ		乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して管理栄養士などによ
る栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとす		る栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとす
る。		వ .
また、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給		また、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給
食、炊き出し等を実施するものとする。		食、炊き出し等を実施するものとする。
(8) 学校等施設における避難措置		(8) 学校等施設における避難措置
学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難 <u>の勧告・</u> 指示等が	国計画等に	学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等が
あった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の	合わせる修正	あった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の
下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合や、		下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合や、
児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するも		児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するも
のとする。		のとする。
(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置		(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設管理者は、原子力災		地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設管理者は、原子力災

IB	備考欄	新
害が発生し避難 <u>の勧告・</u> 指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設	国計画等に	害が発生し避難 <u>指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設</u>
利用者等を避難させるものとする。	合わせる修正	利用者等を避難させるものとする。
(10)警戒区域の設定、避難 <u>の勧告・</u> 指示の実効を上げるための措置	国計画等に	(10)警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置
県〔災害対策本部(<mark>広域応援・避難班</mark>)〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携	合わせる修正	県〔災害対策本部(<u>避難支援班</u>)〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携
し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を <mark>勧告若しくは</mark> 指示した区域について、居住者等		し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等
の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から防災業務関係者以外の車両等が進入し		の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から防災業務関係者以外の車両等が進入し
ないよう指導するとともに、重点区域の内外において通行規制を実施するなどして、警戒区域		ないよう指導するとともに、重点区域の内外において通行規制を実施するなどして、警戒区域
の設定、避難 <u>勧告又は</u> 指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。		の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。
また、福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により関係市町村長等が設定した警戒区域の		また、福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により関係市町村長等が設定した警戒区域の
警戒を実施するものとする。		警戒を実施するものとする。
(11) 飲食物、生活必需品等の供給		(11) 飲食物、生活必需品等の供給
ア 生活必需品の確保、分配		ア 生活必需品の確保、分配
県〔現地本部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃		県〔現地本部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃
料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。な		料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。な
お、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物		お、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物
資の調達に留意するものとする。また、夏季には <mark>扇風機等</mark> 、冬季には暖房器具、燃料等も含め	国計画等に	資の調達に留意するものとする。また、夏季には <u>冷房器具</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含め
るなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮	合わせる修正	るなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮
するものとする。		するものとする。
イ 県の供給		イー県の供給
県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の		県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の
被災者に対する供給を行うものとする。		被災者に対する供給を行うものとする。
ウ調達の要請		ウ 調達の要請
県 [災害対策本部(物資班)] 及び被災した市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要		県 [災害対策本部(物資班)] 及び被災した市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要

IB	備考欄	新
がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとす		がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとす
ప .		る。
エ 緊急を要する場合の措置		エ 緊急を要する場合の措置
県〔災害対策本部(物資班)〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応		県〔災害対策本部(物資班)〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応
急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町		急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町
村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対す		村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対す
る物資を確保し輸送するものとする。		る物資を確保し輸送するものとする。
オ 指定公共機関等への輸送要請		オ 指定公共機関等への輸送要請
県〔災害対策本部(物資班)〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める		県〔災害対策本部(物資班)〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める
ときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資		ときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資
材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資		材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資
材の運送を要請するものとする。		材の運送を要請するものとする。
なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに		なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに
上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該		上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該
機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示		機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示
するものとする。		するものとする。
8 犯罪の予防等社会秩序の維持		8 犯罪の予防等社会秩序の維持
警察本部は、避難指示区域及びその周辺において、	表記の適正化	警察本部や福島海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)にお
パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるもの		いて、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努めるもの
とする。		とする。
また、福島海上保安部は、警戒区域及びその周辺において、警備を実施し犯罪の予防、不法		
<u>行為の取締まり等、治安を確保することとされている。</u>		
特に、避難のための立 <mark>ち</mark> 退きの指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防		特に、避難のための立退きの指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防
止に努めるものとする。		止に努めるものとする。

IB	備考欄	新
		また、消防本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、火災予防に努めるも
		<u>のとする。</u>
9 飲食物の摂取制限、出荷制限	国計画等に	9 飲食物の摂取制限 <u>及び</u> 出荷制限
(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限	合わせる修正	(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限
ア 県 [現地本部] は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、避難指示区		ア 県 [現地本部] は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、避難指示区
域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、関係		域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、関係
市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うも		市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うも
のとする。		のとする。
イ 関係市町村は、県からの指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、飲食物の摂取制		イ 関係市町村は、県からの指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、飲食物の摂取制
限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。		限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。
(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限		(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限
県〔現地本部〕及び関係市町村は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指		県〔現地本部〕及び関係市町村は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指
標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、		標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、
避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずるものとする。		避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずるものとする。
また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取さ		また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取さ
れた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者		れた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者
全てに対し必要な措置を講ずるよう関係市町村等に指示するものとする。		全てに対し必要な措置を講ずるよう関係市町村等に指示するものとする。
(3)農林水産物の採取及び出荷制限		(3)農林水産物の採取及び出荷制限
ア 県 [現地本部] は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を		ア 県 [現地本部] は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を
超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任		超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任
者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必		者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必
要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインター		要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインター

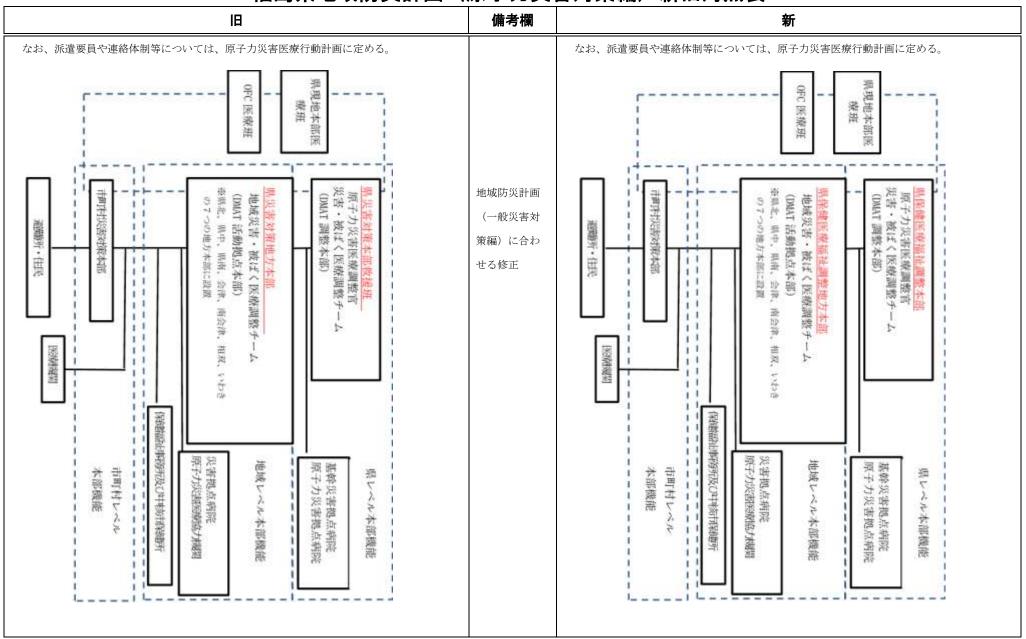
IΒ	備考欄	新
ネット等により広報するものとする。		ネット等により広報するものとする。
イ 関係市町村は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を		イ 関係市町村は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を
禁止するよう指示するものとする。		禁止するよう指示するものとする。
(4) 飲料水及び飲食物の供給		(4) 飲料水及び飲食物の供給
県〔現地本部〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防		県〔現地本部〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防災
災計画一般災害対策編第3章第 <u>17</u> 節第1の給水救援対策及び同節第2の食料救援対策に基づ	誤記訂正	計画一般災害対策編第3章第 <u>16</u> 節第1の給水救援対策及び同節第2の食料救援対策に基づき、
き、市町村と協力して関係住民等への応急対策を講ずるものとする。		市町村と協力して関係住民等への応急対策を講ずるものとする。
1 0 原子力災害医療活動		10 原子力災害医療活動
(1) 原子力災害医療活動の基本的体制		(1) 原子力災害医療活動の基本的体制
原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、汚染の有無にかかわら		原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、汚染の有無にかかわら
ず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原		ず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原
子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、高度専門的な診療及		子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、高度専門的な診療及
び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」、原子力災害医療派遣		び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」、原子力災害医療派遣
チームの派遣調整及び原子力災害医療派遣チームに、現地情報の提供等の活動支援を行う「原		チームの派遣調整及び原子力災害医療派遣チームに、現地情報の提供等の活動支援を行う「原
子力災害医療・総合支援センター」からなる。		子力災害医療・総合支援センター」からなる。
また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。		また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。
ア 発電所における対応		ア 発電所における対応
(7) 発電所における初期の原子力災害医療		(7) 発電所における初期の原子力災害医療
被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質による汚染の把握(サーベイ		被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質の汚染による把握(サーベイ
ランス)、被ばく線量等の測定を行う。		ランス)、被ばく線量の測定を行う。
(イ) 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患		(イ) 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患
者等を原子力災害拠点病院等に搬送する。		者等を医療機関等に搬送する。
また、搬送に当たっては、放射線管理要員(放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量		また、搬送に当たっては、放射線管理要員(放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量

IB	備考欄	新
評価や汚染の拡大防止措置が行える者。)を患者に同行させる。		評価や汚染の拡大防止措置が行える者。) を患者に随行させる。
イ 避難退域時検査場所における対応		イ 避難退域時検査場所における対応
県〔 <u>救援班</u> 〕は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とす	地域防災計画	県〔 <u>健康衛生班</u> 〕は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とす
るが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていな	(一般災害対	るが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていな
い場所についても設置する。	策編)に合わ	い場所についても設置する。
なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。	せる修正	なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。
・放射性物質による汚染の有無の確認		・放射性物質による汚染の有無の確認
・避難住民の内部汚染の評価(急性期を除く)		・避難住民の内部汚染の評価(急性期を除く)
・避難住民の外部被ばくの評価(急性期を除く)		・避難住民の外部被ばくの評価(急性期を除く)
・簡易除染		• 簡易除染
ウ 医療中継拠点における対応		ウ 医療中継拠点における対応
県[救援班]は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。		県[救援班]は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。
なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。		なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。
・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送		・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送
・安定ヨウ素剤の配布		・安定ヨウ素剤の配布
・避難退域退域時検査・簡易除染		・避難退域退域時検査・簡易除染
エ 救護所における対応		エ 救護所における対応
県〔 <mark>救援班</mark> 〕は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。	地域防災計画	県〔 <mark>健康衛生班</mark> 〕は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。
なお、救護所は以下の機能を有する。	(一般災害対	なお、救護所は以下の機能を有する。
・避難住民のサーベイランス、スクリーニング	策編)に合わ	・避難住民のサーベイランス、スクリーニング
一般傷病者に対する医療活動や健康相談等	せる修正	一般傷病者に対する医療活動や健康相談等
・安定ヨウ素剤の配布		・安定ヨウ素剤の配布
オ 各保健福祉事務所及び中核市保健所における住民等のスクリーニング及び健康相談の実施		オ 各保健福祉事務所及び中核市保健所における住民等のスクリーニング及び健康相談の実施
各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に		各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に
窓口を設け、必要に応じて住民等のスクリーニング及び健康相談を実施する。		窓口を設け、必要に応じて住民等のスクリーニング及び健康相談を実施する。

旧一一一一	備考欄	新
カ 原子力災害医療機関における医療		カ 原子力災害医療機関における医療
原子力災害医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療(ふき取り等の		原子力災害医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療(ふき取り等の
簡易な除染や救急処置等)を行う。		簡易な除染や救急処置等)を行う。
また、原子力災害医療機関以外の一般医療機関においては、避難退域時検査におけるレベル		また、原子力災害医療機関以外の一般医療機関においては、避難退域時検査におけるレベル以
以下と判断された傷病者について対応する。なお、避難退域時検査におけるレベルは原子力災		下と判断された傷病者について対応する。なお、避難退域時検査におけるレベルは原子力災害
害医療行動計画に定める。		医療行動計画に定める。
キ 原子力災害拠点病院における対応		キ 原子力災害拠点病院における対応
原子力災害拠点病院(公立大学法人福島県立医科大学、福島赤十字病院及び南相馬	表記の適正化	原子力災害拠点病院(公立大学法人福島県立医科大学 <u>附属病院</u> 、福島赤十字病院及び南相馬
市立総合病院)は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばく・汚染がある場合に		市立総合病院)は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばく・汚染がある場合に
は、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等		は、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等
を行う。		を行う。
・シャワー設備等による身体の除染		・シャワー設備等による身体の除染
・局所又は全身の高線量被ばく患者の診療		・局所又は全身の高線量被ばく患者の診療
・内部被ばくの可能性がある者の診療		・内部被ばくの可能性がある者の診療
・合併疾患に対する治療		・合併疾患に対する治療
・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等		・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等
ク 原子力災害医療協力機関における対応		ク 原子力災害医療協力機関における対応
原子力災害医療協力機関(白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき		原子力災害医療協力機関(白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき
市医療センター <mark>及び</mark> 福島労災病院	原子力災害医	市医療センター <u></u> 福島労災病院 <u>福島県ふたば医療センター附属病院及び福島県診療放射線</u>
)は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。	療対策協議会	<u>技師会</u>)は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。
・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。	における修正	・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。
・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。		・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。
・原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣を行うこと。		・原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣を行うこと。
・救護所への医療チーム(又は医療関係者)の派遣を行うこと。		・救護所への医療チーム(又は医療関係者)の派遣を行うこと。
・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。		・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。

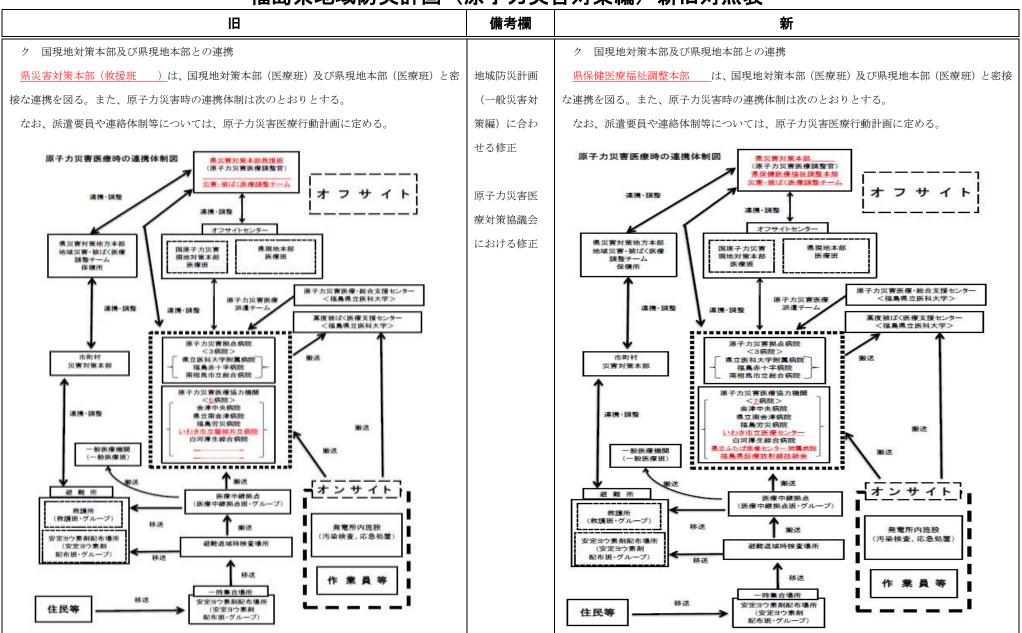
IΒ	備考欄	新		
・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。		・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。		
・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。		・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。		
ケ 高度被ばく医療支援センターにおける対応		ケ 高度被ばく医療支援センターにおける対応		
高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法		高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法		
人長崎大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学及び国立大学弘前大学が		人長崎大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学及び国立大学弘前大学が		
担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実		担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実		
施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。		施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。		
なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。		なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。		
・重篤な外部被ばく患者の治療		・重篤な外部被ばく患者の治療		
・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療		・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療		
・重篤な合併疾患に対する根本的な治療		・重篤な合併疾患に対する根本的な治療		
・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等		・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等		
コ 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応		コ 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応		
原子力災害医療・総合支援センター(福島県は、公立大学法人福島県立医科大学が担当)は、		原子力災害医療・総合支援センター(福島県は、公立大学法人福島県立医科大学が担当)は、		
原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。		原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。		
なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。		なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。		
・高線量被ばく傷病者の救急治療		・高線量被ばく傷病者の救急治療		
・原子力災害医療派遣チームの派遣調整		・原子力災害医療派遣チームの派遣調整		
・原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療		・原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療		
・0IL4 超傷病者、被ばく傷病者に対する高度な救急医療		・0IL4 超傷病者、被ばく傷病者に対する高度な救急医療		
(2) 県災害対策本部 <mark>救援班の</mark> 原子力災害医療体制	地域防災計画	(2) 県災害対策本部 <mark>体制下における</mark> 原子力災害医療体制		
ア 災害・被ばく医療調整チームの設置	(一般災害対	ア 災害・被ばく医療調整チームの設置		
県 〔健康衛生総室〕は、災害対策本部を設置したときは、 <mark>県災害対策本部救援班内</mark> に、県全	策編)に合わ	県 [健康衛生総室] は、災害対策本部を設置したときは、 <mark>県保健医療福祉調整本部</mark> に、県全体		
体の災害、被ばく医療の調整機能を担う災害・被ばく医療調整チームを設置する。	せる修正	の災害、被ばく医療の調整機能を担う災害・被ばく医療調整チームを設置する。		
イ 原子力災害医療調整官の設置		イ 原子力災害医療調整官の設置		

旧曲天心观例又们自入	備考欄	新
	I PAIR CT: CHIN	·**·
県「健康衛生総室」は、災害対策本部を設置したときは、 <mark>災害対策本部救援班</mark> 内の災害・被		県〔健康衛生総室〕は、災害対策本部を設置したときは、 <mark>県保健医療福祉調整本部</mark> 内の災害・
ばく医療調整チームに原子力災害医療調整官を配置する。原子力災害医療調整官は、必要に応		被ばく医療調整チームに原子力災害医療調整官を配置する。原子力災害医療調整官は、必要に
じて、他の発電所所在道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、県内の		応じて、他の発電所所在道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、県内
原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。		の原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。
ウ 地域災害・被ばく医療調整チームの設置		ウ 地域災害・被ばく医療調整チームの設置
県災害対策地方本部が設置されたときは、県災害対策地方本部内に、地域の災害、被ばく医		県災害対策地方本部が設置されたときは、県災害対策地方本部内に、地域の災害、被ばく医療
療の調整機能を担う地域災害・被ばく医療調整チームを設置する。		の調整機能を担う地域災害・被ばく医療調整チームを設置する。
エ 医療班の設置		エ 医療班の設置
県〔 <u>教援班</u> 〕 は、災害対策本部を設置したときは、一般医療及び必要に応じ原子力災害	地域防災計画	県〔 <mark>健康衛生班</mark> 〕は、災害対策本部を設置したときは、一般医療及び必要に応じ原子力災害
医療に対処するため、現地本部に医療班を設置するものとする。	(一般災害対	医療に対処するため、現地本部に医療班を設置するものとする。
オ 関係機関の協力	策編) に合わ	オ 関係機関の協力
(7) 発電所の原子力防災管理者は、原子力災害医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機	せる修正	(7) 発電所の原子力防災管理者は、原子力災害医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機
関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。		関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。
(イ) 原子力災害医療に対する協力要請		(イ) 原子力災害医療活動に対する協力要請
県〔健康衛生総室〕は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するも		県〔健康衛生総室〕は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するも
のとする。		のとする。
また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の原子力災害拠点病院や原		また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の原子力災害拠点病院や原子
子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(独)国立病院機構、国		力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(独)国立病院機構、国立
立大学附属病院、(一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)		大学附属病院、(一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)
福島県診療放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護		福島県診療放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護
師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。		師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。
さらに、県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等で		さらに、県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等で
の応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請するものとす		の応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請するものとす
ప 。		వ.
カ 原子力災害医療における指揮系統は次のとおりとする。		カ 原子力災害医療における指揮系統は次のとおりとする。



旧画来也类例又们自《	備考欄	新
*原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の発電所所在道府県等に対して原子力災害医		*原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の発電所所在道府県等に対して原子力災害医療
療派遣チームの派遣要請を行い、県内の原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。		派遣チームの派遣要請を行い、県内の原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。
**災害・被ばく医療調整チームは、 <mark>災害対策本部救援班</mark> に設置される。	地域防災計画	**災害・被ばく医療調整チームは、 <mark>県保健医療福祉調整本部</mark> に設置される。
***地域災害・被ばく医療調整チームは、 <u>災害対策地方本部</u> に設置される。	(一般災害対	***地域災害・被ばく医療調整チームは、 <mark>県保健医療福祉調整地方本部</mark> に設置される。
	策編)に合わ	
	せる修正	

	旧		備考欄		新	
F 災害・被ばく医療調整チーンする。	-ム及び地域災害・被ばく医	療調整チームの業務等は次のとおり		キ 災害・被ばく医療調整チとする。	一ム及び地域災害・被ばく医	E療調整チームの業務等は次のと2
チーム名 災害・被ばく医療調整チーム (県災害対策本部救援班 に設置) 避難大域時検査班 救護班 医療中継拠点班 安定ョウ素剤配布班 一般医療班	構成員 原子力災害医療調整官 統括災害医療コーディネ ーター 災害医療コーディネータ 一補助要員 災害医療アドバイザー 県内DMAT 日赤福島県支部 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県診療放射線技師会 等	業務 ・情報の評価、 <mark>救援班</mark> への具体的な対応案の提示 ・県内外からの支援派遣の受け入れ ・傷病者及び医療機関等の情報収集 ・関係機関との情報共有 ・DMAT調整本部の機能 ・被ばく・汚染を伴わない場合や地域レベルの資源動員を要する場合の搬送調整等	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ せる修正	チーム名 災害・被ばく医療調整チーム (県保健医療福祉調整本部 に設置) 避難大域時検査班 救護班 医療中継拠点班 安定ョウ素剤配布班 一般医療班	構成員 原子力災害医療調整官 統括災害医療コーディネ ーター 災害医療コーディネータ ー補助要員 災害医療アドバイザー 県内DMAT 日赤福島県支部 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県薬剤師会 県乳療放射線技師会 等	業務 ・情報の評価、関係班への具体な対応案の提示 ・県内外からの支援派遣の受けれ ・傷病者及び医療機関等の情報集 ・関係機関との情報共有 ・DMAT調整本部の機能 ・被ばく・汚染を伴わない場合 地域レベルの資源動員を要 る場合の搬送調整 等
地域災害・被ばく医療調整 チーム (<u>県災害対策地方本部保健</u> 福祉班に設置) 避難退域時検査グループ 救護グループ 医療中継拠点グループ 安定ョウ素剤配布グループ 一般医療グループ		・管轄地域における保健・福祉・ 医療・福祉活動の調整 ・情報の評価、 <u>救援班</u> への具体的 な対応案の提示 ・傷病者及び医療機関等の情報収 集 ・関係機関との情報共有 ・DMAT活動拠点本部の機能 ・被ばく・汚染を伴わない場合や 地域レベルの資源動員を要す る場合の搬送調整 等	地域防災計画 (一般災害対 策編)に合わ せる修正	地域災害・被ばく医療調整 チーム (県保健医療福祉調整地方 本部 に設置) 避難退域時検査グループ 救護グループ 医療中継拠点グループ 安定ョウ素剤配布グループ 一般医療グループ	地域災害医療コーディネーター 災害医療コーディネーター補助要員 地域DMAT 日赤福島県支部 地域医師会 地域歯科医師会 地域歯科医師会 地域薬剤師会 地域素養協会 地域診療放射線技師会	・管轄地域における保健・福祉 医療・福祉活動の調整 ・情報の評価、 <mark>関係班</mark> への具体 な対応案の提示 ・傷病者及び医療機関等の情報 集 ・関係機関との情報共有 ・DMAT活動拠点本部の機能 ・被ばく・汚染を伴わない場合 地域レベルの資源動員を要 る場合の搬送調整 等



旧出版。	備考欄	新
(3) 原子力災害医療活動の実施		(3) 原子力災害医療活動の実施
原子力災害医療活動の具体的な手順等については、原子力災害医療行動計画に定める。		原子力災害医療活動の具体的な手順等については、原子力災害医療行動計画に定める。
ア 発電所内で発生した被ばく患者等への対応		ア 発電所内で発生した被ばく患者等への対応
発電所内における被ばく・汚染傷病者の発生は、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子		発電所内における被ばく・汚染傷病者の発生は、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子
力緊急事態に至らない場合や、平常運転時においても発生することが想定される。		力緊急事態に至らない場合や、平常運転時においても発生することが想定される。
そのため、事業者、消防機関、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、オフサイト		そのため、事業者、消防機関、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、オフサイト
センター医療班等が連携し、迅速な対応を行うものとする。		センター医療班等が連携し、迅速な対応を行うものとする。
(ア) 事業者は、発電所において、応急手当、汚染検査等できる限りの除染等を行う。		(7) 事業者は、発電所において、応急手当、汚染検査等できる限りの除染等を行う。
(イ) 汚染が除去できない場合は、汚染拡大防止措置を行い、基本的に原子力災害拠点病院又		(イ) 汚染が除去できない場合は、汚染拡大防止措置を行い、基本的に原子力災害拠点病院又
は原子力災害医療協力機関に搬送する。ただし、個別具体的な線量評価、臨床所見、検査結果		は原子力災害医療協力機関に搬送する。ただし、個別具体的な線量評価、臨床所見、検査結果
等により、発電所が専門的な医療が必要であると判断した場合は、高度被ばく医療支援センタ		等により、発電所が専門的な医療が必要であると判断した場合は、高度被ばく医療支援センタ
ーに搬送する。		ーに搬送する。
原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送する場合には、事業者は、原子力災		原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送する場合には、事業者は、原子力災
害拠点病院又は原子力災害医療協力機関の長(又は担当医師)に受入要請を、消防本部に救急		害拠点病院又は原子力災害医療協力機関の長(又は担当医師)に受入要請を、消防本部に救急
搬送要請をするとともに、県〔健康衛生総室〕に状況を連絡することとする。		搬送要請をするとともに、県〔健康衛生総室〕に状況を連絡することとする。
高度被ばく医療支援センターに搬送する場合には、事業者は、県〔健康衛生総室〕に事前に		高度被ばく医療支援センターに搬送する場合には、事業者は、県〔健康衛生総室〕に事前に
事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる高度被ばく医療支援センター		事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる高度被ばく医療支援センター
について県〔健康衛生総室〕の指示を受けるものとする。		について県〔健康衛生総室〕の指示を受けるものとする。
その後、事業者と県〔健康衛生総室〕は、受入医療機関(又は受入医療施設の要員の構成機		その後、事業者と県〔健康衛生総室〕は、受入医療機関(又は受入医療施設の要員の構成機
関)の長(又は担当医師等)に受け入れ要請を、消防本部等に救急搬送要請を、それぞれが行		関)の長(又は担当医師等)に受け入れ要請を、消防本部等に救急搬送要請を、それぞれが行
うものとする。		うものとする。
(ウ) 原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送し、医療処置を行った後、汚染		(ウ) 原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送し、医療処置を行った後、汚染
の状況等により、専門的な医療がさらに必要と判断された場合は、高度被ばく医療支援センタ		の状況等により、専門的な医療がさらに必要と判断された場合は、高度被ばく医療支援センタ
に搬送する。		ーに搬送する。
通報連絡等については、上記(4)の高度被ばく医療支援センターに搬送する場合の流れと同様		通報連絡等については、上記(4)の高度被ばく医療支援センターに搬送する場合の流れと同様

一 		
IB	備考欄	新
の流れで行うものとする。		の流れで行うものとする。
(エ) 事業者は、被ばく・汚染傷病者を医療機関等に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病		(エ) 事業者は、被ばく・汚染傷病者を医療機関等に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病
の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員を同行させ		の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員を同行させ
るものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に同行できない場合には、事故の		るものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に同行できない場合には、事故の
状況、傷病者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるもの		状況、傷病者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるもの
とする。		とする。
(オ) 県 [健康衛生総室] は、被ばく・汚染傷病者の搬送や処置を行った救急車や医療機関等		(オ) 県 [健康衛生総室] は、被ばく・汚染傷病者の搬送や処置を行った救急車や医療機関等
の処置室等について、速やかに、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合は除		の処置室等について、速やかに、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合は除
染を行い、汚染のないことを確認した上で、その結果を公表する。また、その医療機関等や事		染を行い、汚染のないことを確認した上で、その結果を公表する。また、その医療機関等や事
業者と協力し、情報の集約や管理を行い、住民及び報道機関等に的確に情報を提供するものと		業者と協力し、情報の集約や管理を行い、住民及び報道機関等に的確に情報を提供するものと
する。		する。
なお、事業者の放射線管理要員は、県が行う処置室等の放射性物質による汚染のないことの		なお、事業者の放射線管理要員は、県が行う処置室等の放射性物質による汚染のないことの
確認に協力するものとする。		確認に協力するものとする。
イ <u>県災害対策本部救援班</u> における住民への対応等	地域防災計画	イ <u>県保健医療福祉調整本部</u> における住民への対応等
(7) 医療活動の総括・指揮	(一般災害対	(7) 医療活動の総括・指揮
<u>県災害対策本部救援班長</u> は、原子力災害医療調整官からの専門的な助言を受けて、以下の(4)	策編)に合わ	<u>健康衛生班長</u> は、原子力災害医療調整官からの専門的な助言を受けて、以下の(イ)
から(ク)について、各チーム等に指示を与え、緊急時の原子力災害医療活動を総括・指揮するも	せる修正	から(ク)について、各チーム等に指示を与え、緊急時の原子力災害医療活動を総括・指揮するも
のとする。		のとする。
(イ) 避難退域時検査の実施		(イ) 避難退域時検査の実施
避難退域時検査チームは、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関(国		避難退域時検査チームは、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関(国
立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、(公		立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、(公
社)福島県診療放射線技師会)の支援の下、災害対応のフェーズや対象区域等に応じ原子力災害		社)福島県診療放射線技師会)の支援の下、災害対応のフェーズや対象区域等に応じ原子力災害
対策本部が決定する避難退域時検査基準等に基づき、住民等が避難区域等から避難する際に、		対策本部が決定する避難退域時検査基準等に基づき、住民等が避難区域等から避難する際に、
住民等(状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。)の問診及び汚		住民等(状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。)の問診及び汚
染検査等を実施し、必要に応じて簡易除染を実施するものとする。		染検査等を実施し、必要に応じて簡易除染を実施するものとする。

旧	備考欄	新
(ウ) 一般医療の実施		(ウ) 一般医療の実施
救護チームは、(一社)福島県医師会や(公社)福島県看護協会等の支援の下、救護所において、		救護チームは、(一社)福島県医師会や(公社)福島県看護協会等の支援の下、救護所において、
また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとす		また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとす
ప 。		వ _ం
(エ) 健康相談の実施		(エ) 健康相談の実施
救護チームは救護所等において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものと		救護チームは救護所等において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものと
する。		する。
(オ) 医療中継拠点での避難退域時検査及び医療処置等の実施		(オ) 医療中継拠点での避難退域時検査及び医療処置等の実施
医療中継拠点チームは、避難退域時検査場所等における避難退域時検査の結果、除染や医療		医療中継拠点チームは、避難退域時検査場所等における避難退域時検査の結果、除染や医療
処置が必要と判断された傷病者等について、簡易除染、傷病者のトリアージ、医療処置等を実		処置が必要と判断された傷病者等について、簡易除染、傷病者のトリアージ、医療処置等を実
施する。また必要な場合は乳児、小児を優先して、安定ヨウ素剤を投与する。簡易除染後にお		施する。また必要な場合は乳児、小児を優先して、安定ヨウ素剤を投与する。簡易除染後にお
ける汚染の状況等から、除染も含めた専門的な医療又は放射線障害の専門的な治療が更に必要		ける汚染の状況等から、除染も含めた専門的な医療又は放射線障害の専門的な治療が更に必要
と判断された場合には、速やかに原子力災害医療調整官と協議し、原子力災害拠点病院又は原		と判断された場合には、速やかに原子力災害医療調整官と協議し、原子力災害拠点病院又は原
子力災害医療協力機関に搬送を指示するものとする。		子力災害医療協力機関に搬送を指示するものとする。
(カ) 専門的治療等の実施		(カ) 専門的治療等の実施
原子力災害拠点病院は、高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、内部被ばく線量等		原子力災害拠点病院は、高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、内部被ばく線量等
の測定・評価等の専門的な医療活動等を実施するものとする。		の測定・評価等の専門的な医療活動等を実施するものとする。
また、治療上必要な場合は、原子力災害医療調整官と協議し、高度被ばく医療支援センター		また、治療上必要な場合は、原子力災害医療調整官と協議し、高度被ばく医療支援センター
への搬送を指示するものとする。		への搬送を指示するものとする。
(キ) 安定ヨウ素剤の配布		(キ) 安定ヨウ素剤の配布
安定ヨウ素剤配布チームは、 <mark>救援班</mark> 長から指示があった場合は、住民等に対し安定ヨウ	地域防災計画	安定ヨウ素剤配布チームは、 <u>健康衛生班</u> 長から指示があった場合は、住民等に対し安定ヨウ
素剤を配布し、服用を指示する。	(一般災害対	素剤を配布し、服用を指示する。
(ク) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施	策編)に合わ	(ク) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施
<u> </u>	せる修正	健康衛生班 による被ばく医療活動のほか、各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、
健康に不安を持つ住民のために窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実		健康に不安を持つ住民のために窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実

IB	備考欄	新
施するものとする。		施するものとする。
(4)安定ヨウ素剤の <u>予防</u> 服用	国計画に合わ	(4)安定ヨウ素剤の服用
ア 服用のための準備	せる修正	ア 服用のための準備
県〔 <mark>救援班</mark> 〕は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の <mark>予防</mark> 服用に係る防護対策の指標を超え		県〔 <u>健康衛生班</u> 〕は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超え
る放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服		る放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服
用できるよう準備を行うものとする。		用できるよう準備を行うものとする。
イ 服用の指示		イ 服用の指示
県〔 <mark>救援班</mark> 〕は、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断		県〔 <mark>健康衛生班</mark> 〕は、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断
し、国の原子力災害対策本部より安定ョウ素剤の <mark>予防</mark> 服用の時機について指示があった場合又		し、国の原子力災害対策本部より安定ョウ素剤の服用の時機について指示があった場合又
は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。		は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。
安定ヨウ素剤の <mark>予防</mark> 服用の方法は、指針によるものとする。		安定ヨウ素剤の服用の方法は、指針によるものとする。
なお、安定ヨウ素剤の <u>予防</u> 服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の <u>予防</u> 服用の効		なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効
果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。		果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。
なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させ		なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させ
るための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤 <u>予防</u> 服用等があり、放射性物質の		るための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の
放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、		放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、
総合的に考えるものとする		総合的に考えるものとする
(5) メンタルヘルス対策		(5) メンタルヘルス対策
原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康		原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康
 に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が		に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が
│ │ 精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、		精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、
メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。		メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。
メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過		メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過

П	備考欄	新
に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に		に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に
接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。		接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。
1 1 救助・救急・消火活動		1 1 救助・救急・消火活動
(1) 資機材の確保		(1) 資機材の確保
県〔現地本部〕は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応		県〔現地本部〕は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ
じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のた		他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のため
めの資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。		の資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
(2) 応援要請		(2) 応援要請
県〔現地本部〕は、市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又		県〔現地本部〕は、市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は
は災害の状況等から必要と認められるときは、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を		災害の状況等から必要と認められるときは、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要
要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。		請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
(3) 緊急消防援助隊等への応援要請		(3) 緊急消防援助隊等への応援要請
県 [現地本部] は、災害の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速や		県〔現地本部〕は、災害の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速や
かに緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくへ		かに緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくへ
リコプター等の応援を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する		リコプター等の応援を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する
ものとする。		ものとする。
なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。		なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間		① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間
② 応援要請を行う消防機関の種別と人員		② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
③ 市町村への進入経路及び集結(待機)場所		③ 市町村への進入経路及び集結(待機)場所
1 2 緊急輸送活動		12 緊急輸送活動
(1) 緊急輸送の順位		(1) 緊急輸送の順位

IΒ	備考欄
県〔災害対策本部〕は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保す	県〔災害対策本部〕は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保す
るため、必要に応じて、次の順位を原則に調整するものとする。	るため、必要に応じて、次の順位を原則に調整するものとする。
第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー	第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送	第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送
(2) 緊急輸送の範囲	(2) 緊急輸送の範囲
ア 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材	ア 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
イ 負傷者、避難者等	イ 負傷者、避難者等
ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材	ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
エ 合同対策協議会のメンバー (国の現地対策本部長及び県の現地本部長、市町村の災害対	エ 合同対策協議会のメンバー (国の現地対策本部長及び県の現地本部長、市町村の災害対
策本部長等)、災害応急対策要員(現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情	策本部長等)、災害応急対策要員(現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情
報通信要員等)及び必要とされる資機材	報通信要員等)及び必要とされる資機材
オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資	オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
カ その他緊急に輸送を必要とするもの	カ その他緊急に輸送を必要とするもの
(3) 緊急輸送体制の確立	(3) 緊急輸送体制の確立
ア 県 [現地本部] は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確	ア 県 [現地本部] は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確
保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。	保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
イ 県 [現地本部] は、人員、車両等に不足が生じた時は、指定地方公共機関に支援を要請	イ 県 [現地本部] は、人員、車両等に不足が生じた時は、指定地方公共機関に支援を要請
するとともに、国に支援を依頼するものとする。	するとともに、国に支援を依頼するものとする。
ウ 県 [現地本部] は、円滑な緊急輸送を実施するため、指定地方公共機関等への要請に当	ウ 県 [現地本部] は、円滑な緊急輸送を実施するため、指定地方公共機関等への要請に当
たっては、事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。	たっては、事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。

IB	備考欄	新
(4) 緊急輸送のための交通確保		(4) 緊急輸送のための交通確保
ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針		ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針
警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し		警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し
て通行規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動		て通行規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動
を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に支援するも		を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に支援するも
のとする。		のとする。
イ 交通の確保		イ 交通の確保
(7) 警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知		(7) 警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知
器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。	国計画に合わ	器等を活用して、 <u>通行可能な道路や</u> 交通状況を迅速に把握するものとする。
(イ) 警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの <u>通行</u>	せる修正	(イ) 警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの <mark>交通</mark>
規制を行うものとする。また、通行規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定		規制を行うものとする。また、通行規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定
に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。		に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。
(ウ) 警察本部及び道路管理者は、 <u>通行</u> 規制に当たって、合同対策協議会等において現地の交		(ウ) 警察本部及び道路管理者は、 <mark>交通</mark> 規制に当たって、合同対策協議会等において現地の交
通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。		通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。
13 防災業務関係者の安全確保		13 防災業務関係者の安全確保
県〔現地本部〕は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次		県〔現地本部〕は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次
により実施するものとする。		により実施するものとする。
(1) 防災業務関係者の安全確保方針		(1) 防災業務関係者の安全確保方針
県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び		県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び
現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での		現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での
活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。		活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。
また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する		また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する
場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。		場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

IB	備考欄	新
(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標		(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標
本県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は、実効線量 50ミリシーベルトとする。		本県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は、実効線量 50ミリシーベルトとする。
ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施		ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施
する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。		する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量を		防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量を
できる限り少なくするよう配慮するものとする。		できる限り少なくするよう配慮するものとする。
(3) 防護対策		(3) 防護対策
ア 県 [現地本部] は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防災業務に応じて、防		ア 県 [現地本部] は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防災業務に応じて、防
護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を <u>予防的</u>	国計画に合わ	護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を
<u>に</u> 服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。	せる修正	服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。
イ 県〔現地本部〕は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、		イ 県 [現地本部] は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、
線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものと		線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものと
する。		する。
(4) 防災業務関係者の被ばく管理		(4) 防災業務関係者の被ばく管理
ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関又は災		ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関又は災
害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、		害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、
除染等の措置を行うものとする。		除染等の措置を行うものとする。
県〔現地本部〕は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護		県〔現地本部〕は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資
資機材について支援するとともに、防災業務関係者の除染等の医療措置を行うものとする。		機材について支援するとともに、防災業務関係者の除染等の医療措置を行うものとする。
イ 県現地本部の要員の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとす		イ 県現地本部の要員の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとす
る。		ప .
ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。		ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。

IB	備考欄	新
県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、 <mark>対策拠点施設</mark> に設置される医療	表記の適正化	県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、 <u>原子力災害対策センター</u> に設置される医療
班と緊密な連携の下被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力		班と緊密な連携の下被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力
を得るものとする。		を得るものとする。
ウ 県 〔 <mark>救援班</mark> 〕 は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場	地域防災計画	ウ 県 [健康衛生班] は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場
合、高度な判断が必要な場合には、原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医	(一般災害対	合、高度な判断が必要な場合には、原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医
療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。	策編)に合わ	療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。
	せる修正	
(5) 防護資機材の確保		(5) 防護資機材の確保
ア 県 [現地本部] は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための防護資		ア 県 [現地本部] は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための防護資
機材を確保するものとする。		機材を確保するものとする。
イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県〔現地本部〕は、		イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県 [現地本部] は、
関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。		関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。
また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護		また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護
資機材の確保に関する支援を依頼するものとする		資機材の確保に関する支援を依頼するものとする
(6) 防災関係機関との情報交換		(6) 防災関係機関との情報交換
県〔現地本部〕は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、 <mark>対策拠点施設</mark> 等に	表記の適正化	県〔現地本部〕は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、 <mark>原子力災害対策センター</mark> 等に
おいて、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。		おいて、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。
14 原子力被災者生活支援チームとの連携		14 原子力被災者生活支援チームとの連携
原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、 <u>原子力施設における放射性物質の大量放出を防</u>	国計画に合わ	原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、
止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階	せる修正	
における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目安として、必要に応じて原子力災		
害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣		害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣
を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。		を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

IΒ	備考欄	新
	国計画に合わ	また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ
	せる修正	原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び必要な要員を派遣し、住民等の
		状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・ 調整を行うこととされてい
		<u> 5.</u>
県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、		県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、
子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切	表記の適正化	子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境 <u>放射線</u> モニタリングの総合的な推進、適切
な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。		な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。
	国計画に合わ	15 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策
	せて新設	核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者か
		ら運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国(輸送関係省庁)は、関係省庁
		事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家の現地への派遣し、必要な資機材
		<u>を現地へ動員することになる。</u>
		県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応
		を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。
		(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の
		通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に
		文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急
		対策の活動状況等を随時連絡するものとなっている。
		(2) 原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・
		漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の
		危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さ
		らに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び
		資機材の派遣要請を行うものとする。
		(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事

Ш	備考欄	新
		故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、
		原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
		(4)事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、
		事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事
		業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
		(5) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告
		するとともに、事故の状況の把握に努める、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を
		図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実
		施するものとされている。
		(6) 事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指
		示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。_
第4 原子力災害中長期対策		第4 原子力災害中長期対策
本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原		本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原
子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必		子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必
要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。		要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。
1 放射性物質による環境汚染への対処		1 放射性物質による環境汚染への対処
県〔現地本部〕は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に		県〔現地本部〕は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に
よる環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。		よる環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。
2 緊急事態解除宣言後の対応		2 緊急事態解除宣言後の対応
県〔現地本部〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引		県〔現地本部〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引
き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対		き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対

旧局乐地域的火缸画(備考欄	新
	MIL C. UNA	<u>"</u>
策や被災者の生活支援を実施するものとする。		策や被災者の生活支援を実施するものとする。
(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定		(1)原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。		県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。
(2) 各種制限措置の解除		(2) 各種制限措置の解除
県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・		県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・
助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食		助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食
物の出荷制限、 摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解	国計画に合わ	物の出荷制限 <u>及び</u> 摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解
除実施状況を確認するものとする。	せる修正	除実施状況を確認するものとする。
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表		3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下 、関係機関及び事業者と協力		県 [現地本部] は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下 、関係機関及び事業者と協力
して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。		して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。
その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。		その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。
4 心身の健康相談体制の整備		4 心身の健康相談体制の整備
県 〔健康衛生総室〕は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び		県〔健康衛生総室〕は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び市
市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を		町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行
行うための体制を整備し実施するものとする。		うための体制を整備し実施するものとする。
5 災害地域住民に係る記録等の作成		5 災害地域住民に係る記録等の作成
(1) 災害地域住民の記録		(1) 災害地域住民の記録
県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在し		県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在し
た旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録す		た旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録す
ることに協力するものとする。		ることに協力するものとする。

IB	備考欄	新
(2) 影響調査の実施		(2) 影響調査の実施
県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。		県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。
(3) 災害対策措置状況の記録		(3) 災害対策措置状況の記録
県〔危機管理総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保		県〔危機管理総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存
存しておくものとする。		しておくものとする。
6 適正な流通の促進		6 適正な流通の促進
(1) 風評被害等の影響の軽減		(1) 風評被害等の影響の軽減
県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林 <mark>漁</mark> 業、地場産業の産品等の適切な 表	記の適正化	県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林 <mark>水産</mark> 業、地場産業の産品等の適切な
流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。		流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。
(2)物価の監視		(2)物価の監視
県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表す		県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表す
るものとする。		るものとする。
7 被災者等の生活再建等の支援		7 被災者等の生活再建等の支援
(1) 被災者等の生活再建への支援		(1) 被災者等の生活再建への支援
県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支		県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支
給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的		給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的
確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるも		確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるも
のとする。		のとする。
(2) 相談窓口の設置等		(2) 相談窓口の設置等
県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に		県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に

IΒ	備考欄	新
広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難し		広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難し
た被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力す		た被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力す
ることにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。		ることにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
(3) 生活再建の推進		(3) 生活再建の推進
県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等		県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等
をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金		をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金
の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。		の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
8 被災中小企業等に対する支援		8 被災中小企業等に対する支援
県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小		県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小
企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。		企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相		また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相
談窓口を設置するものとする。		談窓口を設置するものとする。
9 復旧・復興事業からの暴力団排除		9 復旧・復興事業からの暴力団排除
警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努		警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努
めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・		めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・
復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。		復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
1 0 災害対策本部の解散		10 災害対策本部の解散
本部長(知事)は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむ		本部長(知事)は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむ
ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本		ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本
部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するも		部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するも
のとする。		のとする。

IB		備考欄	新	
参考資料(原子力災害対策指針より抜粋)		国計画に合わ	参考資料(原子力災害対策指針より抜粋)	
 漁騰水型軽水炉(美用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施 炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉 3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に原射済燃料集合体が存在しな 	規法第43条の	せる修正(指針改正)	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉場の6第1項第4号の基準に適合しない場合文は原子炉容器内に限射技能料集合体が存在しない	は第43条の3
警戒事態を判断するEAL	繁高事態区分にお ける指揮の概要		警戒事態を判断するEAL 「協に指げるものについては、中部電力株式会性展開原子力衰電所に設置される原子学に係る原子学の運転等のための地震に限る。) ① 原子炉の運転中に原子型保護回路の1チャンネルから原子炉停止部件が発酵され、その状態が一定時間避破された場合に対いて、高謀原子炉停止器件が発情された原理を特定できないこと、次は原子炉の連転中にの砂算機の指令れた原理を特定できないこと。初しては様本したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保受規定(炉堤依第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下時に。)で定められた栽植を超える原子炉冷却性の調えいが起とり、変らられた助関内に定められた精質生実施できないこと。又は原子炉の運転中に常常用炉心冷が温度や中心の全ての結木機動が得失いが提出すること。 ③ 原子炉の運転中に主直水源による生態所子がから熱を締まする機能が得失した場合において、当原原子炉から残留熱を終まする機能の一部が得失すること。 ④ 原子炉の運転中のまが得失すること。 ⑤ 原子炉の連転中に主直水源による生態所子がから熱を締まする機能が得失した場合において、当原原子炉から残留熱を終まする機能の手間が発すること。 ⑤ 原子炉が開催の水位が大を保護ので開発が発生すること。 ⑥ 原子炉が開催の水位が上であるにの電気の供給が停止すること。 ⑥ 原子炉が開催の水位が上であるためで発生で低下すること。 ⑥ 原子炉が開催の水位がより開発をできますが表出を分析が表出を対していた場所を開発を設け、またしていた。 ⑥ 原子炉が開催の水位がより、第38条件4項及び研究環境の発力を対する規能を対する規能を対する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対した。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対した。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関する場所を対していた。第4年度に関するとは関する場所を対していた。第4年度に関するとは関するとは関するとは関するとは関するとは関するとは関するとは関するとは	気息本地区分にお ける程度の製薬 体制構築や情報な 集を行い、信贷品
(3) 当該財子の事業所所在市町村出岸を含む原変で幅区において、大津運警報が延安された場合。 (3) オンサイト総抗(警戒を必要と認める当部所子が協設の重要な故障等が発生した場合。 (3) お助財子が施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事業が発生した場合(報告、請本、台頭、大山等)。 (3) その性原子が施設以外に起出する事象が除子が強設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。			あこと。 重要区域と原子力区等対策特別得異法に基づり原子力事業者が作成すべき原子力事業者的及業施計画等に関する命令(原成24年文部科学者・経済運事者令第4号)第2条第2項第3号に建定する重要区域をいり。以下研え、1において、火泉又は提水が発生し、同時に異位する安全上重要な棒解物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が接受機能をしては原子が企業を規定が廃失すること。 (3) 当該原子力事業所所在市町村において、重度の軽以上の地震が発生した場合。 (4) 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津放子報区において、大津波響線が現まされた場合。 (5) 第三年を対する。 (6) 第三年を対する。 (7) 第三年を対し、1年を対し、1年を表現の表現では、1年の表現を表現した場合。 (8) 第三年を対し、1年の地域において新規を表現である。 (9) 第三年を対し、1年の地域において、大津波響線が発生した場合。 (9) 第三年の地域において新規を表現である。 (9) 第三年の地域において新規を表現である。 (6) 第三年の地域において新規を表現である。 (6) 第三年の地域において新規を表現である。 (7) 第一年の地域において新規を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現を表現を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現である。 (7) 第一年のは対して新規を表現である。 (7) 第一年のは対して新規を表現である。 (7) 第一年のは対して新規を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現である。 (7) 第一年の地域に対して新規を表現である。 (7) 第一年のは、第一年のは対して表現である。 (7) 第一年のは、第一年のは対して表現である。 (7) 第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは、第一年のは	

IB		備考欄	新	
原子炉の番組中に本常用の心治が高の作動を必要とする原子炉の排析の漏えいが発生した場合において、非常用から ・ 作用が適額中にお取用から合てのは大機能が使失した場合において、非常用が心治理などないこと。 ② 原子炉の番組中にお取用での全てのは大機能が使失した場合において、非常用が心治理などないこと。 ② 原子炉の番組中に出度子型の心全てのは大機能が使失した場合において、非常用が心治理数度等のうちも経験子炉へ 海圧で出来するものによる体本が高したできないこと。 ③ 中年の番組中に主席大部によりは取得子炉から動を除まできない場合において、病情動物上系名度等はよりお該原子炉へ の子炉の機能が高くないに対している。 ② 中東面度使用線が再生の大力・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・	の遊離準備、及び 早期に実施が必要 な住民避難等の助	備考欄	接政教地窓急事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に非常用炉心治時装更の作動を必要とする原子炉冷却性の順点いが発生した場合において、非常用炉心治時装置及び原子炉隔離時の年高に反る装置がたっこれらと同等の機能を有する原金 (以下:海常用炉心治却発置等。という。) から高級財子炉へ流に交は後日で成本するものが、すれかによる日本が廃むにできないこと。原子炉の運転中に主張原子炉への全ての始み機能が廃失した場合において、非常声が心冷却要置等のうち担原原子炉への展示がしまるまかがあらにできないこと。原子炉の運転中に主張を超により出版所子がら影を除去するな。場合において、我保養的よ素必要等により出版所子がら影を除去するな。場合において、我保養的よ素必要等により出版所子がら影を終去するな。場合において、我保養的よ為の関係の主ないこと。のまたの特別の機能の場でを関係したが、たまなが非常用が必定が設置による主体ができないこと。 ② 原子炉が溶液に力を含む、おって、全の必要が多なを接続するを実ができていないかられがある場合において、大型の対象機が必定性を含むませた。 ② 使用冷燃料的機能の本位を維持するようにより原子炉の転割に支配が生むから服合とおいて、現日が開発機能の本位を維持すること。② 原子炉場側非常の場合において、原子砂・物の水面に支配が発生した。 (2) 以上の主体の機能は対象機に実際が発生した場合において、原子砂・物の水面に支配が発生した。 (3) 原子の事業所内の遺伝のための設備文は原子力事業所のといる機能と対して原子の事業のといる場合において原子や格的な影響の対象と使用すること。② 原子砂・株和食器に力能がして以下を検索のの場合とおいての主体を設定しては原子の機能が発生していない場合において、卵毛の機能を使用すること。 (4) 原子の特殊が発生しているが表生と、原子が機能が発生しているが表生と、原子が機能が発生しているが表生と、原子が発達の心臓をが変がするとと、原子が発生の対域を使用さないで見たがあること。 (4) 原子が表示的確定が変がまたおとれがあること。 (5) 原子が表示的確定が変がまたおとれが表も含とを検討とあいまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	製造事数区分における常質の観測 PAZ内の住民等 の器は実施が必要 な住民の 事情報素を行う。
ること、 (多 大災又は塩本が発生し、安土機器等の機能の一部が喪失すること。 (1) 原子が格納容器内の圧力又は湿性の上昇率が一定時間にわたって過常の運動及び停止中において型定される上程率を相			着しくは原子が施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (1) 原子力事業所内の確信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が再失すること。 (3) 原子が格納容割内の住力又は維度の上昇率が一定時間におたって確常の運転及び停止中において思定される上昇率を超えること。 (3) 原子が格納容割内の住力又は維度の上昇率が一定時間におたって確常の運転及び停止中において思定される上昇率を超えること。 (4) 原子があめる(以下単に「即る」という。)の機構が発生していない場合において、即もの機構を設止するために原子が格納容割に対慮が高失した場合において原子が冷却系の確認が表生していなの場合とはおいて原子が格納容割の確認が再失するおそれがあること。又は燃料機関管の模型があること、燃料機関管の模型が表示しませないあること、数年力事業所の収益の保予が提供しまれて原子は大きまで、原子力事業所の収益の保予が提供しまれた場合(事業所外書機に係る場合を向く。)。 (6) その他原子が確認以外に起けて多年から変に制度を使く、)。 (6) その他原子が確認以外に起ける事象が原子が確定に関する場合を向く。)。 (7) との他原子が確認以外に起ける事象が原子が確定に関係を持ていたれがあること等放射性物質又は他射線が原子力事業所外一般出され、又は独出された場合(事業所外画機に係る場合を向く。)。	

IB	備考	新	
全面製造事態を判断するEAL ③ 原子炉の非常停止が必要な優合において、制御権の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ③ 原子炉の海転中に非常用炉へ治球装置の作動を定能とする原子炉治球材の満まいが発生した場合において、全ての非常用炉へ治球装置をによる住木が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に高数原子炉への全ての結本機能が喪失した場合において、全ての非常用炉る治理装置等による技术が直ちにできないこと。 ④ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての結本機能が喪失した場合において、全ての非常用炉る治理装置等による技术が直ちにできないこと。 ④ 原子炉の運転中に主復木器により急請原子炉から熱を除去できない場合において、残価熱除去系装置等によって当該原子炉から機管網を直ちに設まできないときに、原子炉も納容器の比較に力料制機能が喪失すること。 ⑤ 全ての交叉目標からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑤ 全ての予定所派依日産からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑤ またの特債の発生を示す明子炉積納容器内の放射線量を検加すること。 ⑤ 卵子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉る冷却装置(当該原子炉へ吸圧で圧木するものに至る。)が作動す	職等の的調料量を 行うたまもに、U P Z 及び必要に応 してそれ以違の周 可他被において、 級対性物質を対し の助連得要実施に 偏えた等値を開始 する、処対性物質 検出検は、計測さ れる空間支料検載 単などに基づく同 連样数を無場す	全面緊急事務を判断するEAL ① 原子切の非常移止が必要な場合において、全ての移止操作により原子が全押止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子切の運転中に非常用却心治四速度の作動を必要とする原子切治却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用切心治知質度等によるほ本が進むにできないこと。 ③ 原子切の運転中に自然原子が一の全ての始本機能が廃失した場合において、全ての非常用が心治知質度等によるほ本が進むにできないこと。 ④ 原子切め運転中に自然原子が一の全ての始本機能が廃失した場合において、会ての非常用が心治知質度等によるほ本が進むにできないこと。 ⑤ 原子切め運転中に主提本器により共謀原子切から悪を除去できない場合において、程度無能会系装置等によって有該原子切から残害所を直めに除去できないときに、原子切事的内容を除去できないとした。の子の大型が上れた特別機能が現失すること。 ⑤ むこの非常用交流母操からの電気の保治が停止し、かつ、その状態が6分間以上接続すること。 ⑤ むこの相撲所の現る保治が存止し、かつ、その状態が6分間以上接続すること。 ⑥ むこの根償の発生をオー原子切容網内の放射機能を検知すること。 ⑥ むこの根償の発生とオー原子切容網内の放射機能を検知すること。 ⑥ ボーの停止中に原子切容器内の放射機能を検知すること。	職等の抗弾機関を 行うとともに、U PE及び必断に応 じてそれは途の周 回動域において、 放射性動質致出場 の防瘍神質炎地に 備えた停備を開始 する。放射性動質 かれる忽眺が制御量 単位とに基づく時 連絡器を写施す

IВ		備考欄	新	
5. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2:4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の63準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く警戒事態を判断するEAL	育1項第4号の基		5. 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電医原子炉施設のうち、1号炉、2号号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉塊法第43条の3の6第1項第4号のものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ原料済燃料集合体が存在する施設であっ体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料燃料集合体が存在しない施設以外のもの。	基準に適合しない で照射済燃料集合
(死に掲げるものについては、中部電力株式会社兵関車子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための製 設に取る。) ① 使用減燃料的延伸の水位を維持できないこと、又は当該的環備の水位を一定時間以上開定できないこと。 ② 当該那子力事集団所在市町村において、製度も報以上の地震が発生した場合。	ける権能の概要 体制構築や情報収 集を行い、住民助		製成事態を判断するEAL (ほに掲げるものにつ)・ては、中国電力株式会社周囲厚子力製電所に設置される原子中に係る原子中の運転等のための施 時に限る。)	製色事態収分にお ひる措施の概要
 ⑤ 訴訟原子力事業団所在中町村沿岸を含む建設子報送において、大津送警察が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子が施設の重要な結構等が発生した場合。 ⑥ その起席子が施設以外に起因する事業が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本係の設備が必要と判断した場合。 	護のための準備を 開始する。		 ① 使用清極料貯積槽の水板を維持できないこと、又は吉該貯蔵槽の水板を一定時間以上割定できないこと。 ② 当該原子の事業所所在市町村において、課意の貸以上の地震が発生した場合。 ③ 訴訟原子の事業所所在市町村出市を含む律談予単区において、大津波撃事が発表された場合。 ④ 運施地震予加模率又は補助地震と診論素子が協力の重要な故障等が発生した場合。 ② オンサイト総長が撃域を必要と認める政策系子が協力に重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子が施設以外に返防する事象が原子が協力に影響を及ばすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は 	体制機能や情報収 基を行う、住民助 語のための準備を 関始する。
施設敷地緊急事値を判断するEAL	緊急事務区分にお ける指面の概要		委員長代行が警戒未添の政策が必要と判断した場合。	
① 使用清偿料料或槽の水位が限射清燃料集合体の痕跡から上力2メートルの水位まで低下すること。② 原子力事業所の払城の電馬付近等において原見法第10条に基づく通報の制数基準として成分等で変める基準以上の	FA2内の住民等 の運動等等 275		施設敷地製急事施を判断するEAL	型金事態区分にお ける指面の概要
放射線最又は放射性物質が維出された場合(事業所外線解に係る場合を除く。)。 ② その他原子が施設は外に起因する事象が原子が施設に影響を及ばすおそれがあること等放射性物質又は放射器が原子 力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所側辺において、緊急事態に備えた改議措置の準 備及び助連排器の一間の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	早期に実施が必要 な住民避難等の助		 ① 使用高熱科的構構の水径が限射系統科集合体の頂部から上方2メートルの水径まで拡下すること。 ② 原子力事無限の区域の概要付近等において原具法第10条に基づく透明の利斯基準として統作等で定める基準以上の放射課業又は放射性物質が検出された場合(事業所外海側に保る場合を除く。)。 ③ その起原子が施設以外に起設する事態が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射薬が原子力事業所外へ推出され、又は放出されるおそれがあり。原子力事業所所改において、緊急多種に備えた防護措置の準備及び防護措置の一体の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	PA2内の住民等 の避難等値、及び 単項に実施が必要 な住民避難等の例
全面緊急事態を判断するEAL	無色事物区分にお ける確認の概要			
① 使用等燃料貯銭槽の水位が照射済燃料集合体の淵源の水位まで低下すること。② 原子力事業所の区域の爆算付近等において原及送第15条に基づく緊急事業立言の判断基準として成合等で定める基	PA2内の住民避 難等の応護推鑽を		全面緊急事態を判断するEAL	無急事務区分にお ける情報の報道
準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② その他原子が施設以外に起因する事業が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり。原子力事業所掲述の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	The Company of the Co		 ② 振用済徳利幹機構の糸位が用射済徳料集分体の指数の木位まで批下すること。 ② 振子力事業所の区域の境界付近等において販改法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として戦分等で定める基準は上の放射需量又は放射体物質が検出された場合(事業所外連測に終る場合を除く。)。 ③ その他原子が施設以外に起因する事象が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射体物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所得可の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 	PAZ内の住民間 雑等の計算推進を 行うとともに、U PZ及び必須に応
				ō.

	備考欄	新	
		 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号 運転等のための施設(使用済燃料貯蔵槽内に無射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 	中に保る原子炉の
製売事務区分にお ける相談の概要		警戒事態を判断するEAL	型急事能区分にお ける練費の概要
体制構能や情報収 集を行い、住民防 譲のための準備を 開始する。		 ① 他用途機門的嚴重の水位を確押できないこと、又は自調的議構の水位を一定時間以上固定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、需定も製以上の地震が発生した場合。 ③ 市区原子力事業所則在市町村后掛土含む地底予期以上はいて、大津波警報が展表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子が施設の重要な金額等が考生した場合。 ④ その他原子が施設以外に起助する事業が見子が施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代庁が警戒本部の設置か必要と判断した場合。 	体託練集や情報収 報を行い、住民店 調のための準備を 関端相信に成にお いては、一勢立人 を中止し、耐立人 を中止し、耐立人 をしている住民の 追去を準備する。
関急事務区分にお	Ī	施診動地型の車能を制施する F Δ I	型管事態区分にお
見の迸れを開始す るとともに、避難		 従用連携科労議権の未促が原射済燃料集合体の関部から上方2ヶートルの水位まで批下すること。 原子の事業所の区域の提集付近等において原見法第10条に基づく透偏の利能基準として彼今等で定める基準以上の放射接近又は放射性物質が検討された場合(事業所外運搬に保る場合を除く。)。 その他原子が施設以外に起回する事象が原子が施設に供養を及ばすわそれがあること等依針性物質又は放射操が原子の 	住民の過去を無辜 するとともに、絶
繁急事階区分にお		全面整急事態を判断するEAL	物色事態区分にお
事事物のIX組でな		 使用赤燃料砂锅槽の水位が開射赤燃料製み体の頂箱の水位まで低下すること。 	ける検管の保養 連種指示区域でな
M い区域の住民の他 内透離を開始す も。		 原子力事業所の区域の成券付近等において原民法報15条に基づく製金事権宣言の機能基準として軟分等で定める基準 以上の放射調量又は放射性物質が検治された場合(事業所外運搬に係る器合を除く。)。 その他原子が施設以外に起設する事業が原子が施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力 	い区域の住民の差 内道線を開始す
	製造事務区分に封 ける構造の概要 体制構能や情報収 集を付い、住民防 構かできれて 構造できれて 地域においては、一時立入 を中止し、一時立入 を中止し、一時立入 を中止し、一時正人 を中止し、一時正人 を中に対している住民の 連生を準備する。 製造事態区分に封 ける構造の経験に一 時念入している住 院の正会をに、意味 指示区域でない区 域の住民の助り退 避季年の近くのいて 域の住民の助り退 避季準度の便能 まる まる に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に、この に 、この に 、 この に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、	耐急事務区分にお ける推薦の概要 体別情報や情報収 集を行い、住民的 機のための側を 開始する。 避難指示区域にお いては、一時立入 を中止し、砂度立入 している性氏の 退土を順備する。 類急事務区分にお 付る権護の概能 一時ないる住 扱の近よりにあ がの直送がいる住 域の直送がいる住 域の直送がいる 域の直送がいる 域の直送がいる 域の直送がいる 域の直送がいる 域の直送がいる 域の 連手準備する。 類急事務区分にお 対心を 対心を がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	理念事務以分にお 日本事態の発生 日本事態の発生 日本事態の発生 日本の表生 日本のま生 日本の表生 日

IΒ		備考欄	
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のため、 用原子炉に係るものにあっては、炉塊法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するもって、試験研究用原子炉施設及び限射済燃料集合体が十分な期間にわたり添却されたものと 賃金が定めた施設以外のもの	のに限る。)であ	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のため原子炉に係るものにあっては、炉根法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに誘くが開発が開展子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原めた施設以外のもの	限る。) であって、
警戒事態を判断するEAL (遂に掲げるものについては、中部電力権式会社展開原子が発電所に設置される原子がに得る原子が必要転等のための施設に貼る。) ① 全ての非常用空間技術からの電気の供給が1.高減のみとなった場合で当該母様への電気の供給が1つの電視のみとなり、その必要が1.5分以上維続すること、又は外部電源表外3時間以上維続すること。② 原子の事業が1.5分以上維続すること。② 原子の事業が1.5分以上維続すること。② 原子の事業所の必要を受けます。 ② 原子の事業所内が通信のための原備がもの原子がの運転や制能に影響を及ぼす可能性が生じること。③ 原子の事業所内が通信のための原備又は原子の事業所と原子の事業所を必要との過値のための設備の一部の機能が提供すること。② 自該原子の事業所有に市町村において、実施を創以上の地震が発生した場合。② 自該原子の事業所所在市町村において、実施を創以上の地震が発生した場合。③ 自該原子の事業所有に事町村高川を含む体液を開立において、大きは警察が発生した場合。③ 自該原子の事業所有を当时利用を含む体液を表の企業において、大きは警察が発生した場合。② 自該原子の事業が指すと認める当該原子が施設の重要な效解等が発生した場合。 ③ 対数子が単胞形において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合。 ④ 行政子が連接において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合。 ④ 行政子が連接において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合。 ④ その他原子が施設以外に起防する事象が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が署板本等の設置が必要と判断した場合。	単を行い、住民店 課のための事価を 開始する。	警戒事態を判断するEAL (活に指げるものについては、中部電力株式会社品展展子が報電所に設置される展子炉に係る展子炉の運転等のための差別に定る。) ① お客用交流母線が一となった場合において当該市産用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が16分間以上総すること、全ての非常用交流母線からの電気の体給が呼止すること。又は外部電源要先が3時間は上継続することで、他用活燃料料線機の銀位が一定の銀位まで放すすること。 ② 原子が事業所内の遺信のための設備又は原子が事業所と原子が事業所外との遺信のための設備の一部の機能が提出すると、 ② 新野区域において、大黒又は世本が発生し労全機器等の機能の一部が表生した場合。 ② 新野区域において、大黒又は世本が発生し労全機器等の機能の一部が表生した場合。 ② 新野区域において、大黒又は世本が発生し、大上大変響解が発生した場合。 ② 新田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	また 体制構能や情報収 期を行い、在所的 達のための事業を 開始する。
施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 全ての交流母線からの電気の供給が得止し、かつ、その状態が30分以上(原子が施設に設ける電源資保が実用発電 用原子が及びその附属施設の位置。構造及び設備の基準に関する機則第57条第1項及び実用発電用除子が及びその 附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発設備発電用原子が及びその附属施設の位置。構造具び 設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発設施発電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則第 2条第1項の基準に複合しない場合には、5分以上)排統すること。 ② 非常用温度均停が一となった場合にはおいて、当該直接申録に電気を挟給する電原が一となる状態が5分以上継続する こと。	の避難事業、及び 早期に実施が必要	施設敷地緊急事態を判断するEAL ① 全ての申案用交流母操からの電気の供給が停止し、5つつ、その状態が30分類以上(原干炉施設に設ける電源設備 実用制電周期子が及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規則委員会規則 5号)第57条第1項及び実用発電用原子が及びその附属施設の有許基準に関する規則(平成25年原子力規則委 会規刻集6号)第73条第1項又は研究開発設備免電用原子が及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関 る規刻集58条第1項及び研究開発設備免電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則第73条第1項の	の被奪連續、直び 早期に実施が必要 な住民避難等の助
 ● 使用決燃料的破槽の減役を維持できないこと又は当該貯藏槽の減役を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ● 原子が動物高の確保が悪化し、原子が回線をに設置する原子が施設の状態を表示する装置者しくは原子が施設の資素を表示する警報金銭の構造の一部が喪失すること。 ● 原子力事業所内の感情のための設備又は原子が施設の大原を表示する整理金銭の確認の一部が喪失すること。 ● 大災又は極まが発生し、安全機器等の機能の一様が衝失すること。 ● 大災又は極まが発生し、安全機器等の機能の一様が衝失すること。 ● 京子力事業所の区域の保持付近等において原見法事1の未に基づく透積の判断基準として政令等で定める基準以上の放射機能又は放射性的質が検出された場合(申重所外運能に信る場合を除く。)。 ● その機用子が施設以外に経防する事業が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ板的され、又は独自されがあり、原子力事業所列の基準を表示といる場合を開始する必要がある事業が発生すること。 ● その機用子が施設以外に経防する事業が原子が施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ板的され、又は独自されるおそれがあり、原子力事業所開立において、緊急事態に備えた助機情景の単備及び砂湯指徴の一部の実施を開始する必要が発生すること。 		 第二議会しない勢合には、自分間以上計劃被すること。 少 教育用高度母標が一となった場合において、海豚高高投資に能気を供給する電荷が一となる状態が与分間以上継続する上。 ① 使用過燃料料鐵槽の液位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないはそれがある場合において当該貯蔵槽の液位を表決できないこと。 ② 原子が制御室具が取りが発生に支充が発生した場合において、原子が制御室に設置する原子が施設の供應を表示する管理協定の構造しよいで、原子が制御室に設置する原子が施設の供應を表示する管理協定の構造の一間が喪失すること。 ③ 原子力多業所内の連供のための設備又は原子力多業所外との通信のための設備の全ての構造が使すること。 ④ 大災又は提水が発生し、安全機器等の機能の一部が使火すること。 ④ 大災又は提水が発生し、安全機器等の機能の一部が使火すること。 ④ 原子力多業所の区域の使免付近常において原気的第30条に基づく、通販の利率基準として教育等で定める基準以上の財産及又は対針性教質が検別された場合(享要所を運用くる場合を除く。)。 ● その他原子が施設以外に採用する多量が原子が施設に影響を及ばすおそれがあること等放射性勢質又は放射機が原とその他原子が施設以外に採用する多量が原子が施設に影響を及ばすおそれがあること等放射性勢質又は放射機が原との原子が施設以外に採用する多量が原子が施設に影響を及ばすおそれがあること等放射性勢質又は放射機が原 	

旧	1	新	
全面緊急事態を判断するEAL	製造事態区分にお	全面緊急事態を判断するEAL	紫色事態区分にお ける抽質の姿質
 ② 全ての交換機器からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子が施設に設ける電源設備が実用無理 用原子が及びその附属施設の性質、機造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子が及びその附属施設の性質、機造及び設備の基準に関する規則第58条第1項又は研究機能発電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に関する規則第58条第1項及び研究機能を使用の機能を関する規則第72条第1項の基準に関する規則第72条第1項の基準に関する規則第72条第1項の基準に関する規則第72条第1項を開発を呼吸した。かつ、その状態が5分以上連載すること。 ② まての実際周波使程からの電気の供給が停止し、5つり、その状態が5分以上連載すること。 ② 使用が無対が維持の液位が無対波燃料を合体の信息から上方とのボートルの液位まで低下すること。又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該砂線構の液位を側距できないこと。 ④ 原子が制御説が使用できなくなることにより、原子が制御能からの原子がを停止する機能が表決することでは原子が施設の表示する質制調度のまての機能が表決すること。 ⑤ 原子が事業所の反映の規制が設定します。原子が影響を変しての機能が表生することで取る等で定める基準以上の設料機能又は放射機が異常な発生をある基準は上の設料機能又は放射機が異常な影響を表示する場合に振りませます。 ⑥ その他原子が施設は外に起促する事象が原子が施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力等業所外へ設出され、又は設出される知ぞれがあり、原子力率重用期辺の性域の避難を開助する必要がある事業が基準すること。 	職等の防護措置を 行うとともに、U PZ及び必測に応 じてそれに建って 放射性物質及出接 の防護措置実施に 備えた事情を解始 する。放射性物質 放出後は、計測さ れる空間放射調量 率などに基づく防 連権変を実施す	(3) 全ての非常用交換母離からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子的用地電阻原子が及びその附属地路では関連を設定機能を設定機能を指する場所第3~3条第1項又は研究開発設備を雇用原子が直及び設備の基準に関する場所第38条第1項又は研究開発設備を雇用原子が直及び設備の基準に関する場所第38条第1項又は研究開発設備的電電用原子が支援等等2条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上) 継続する公司 提出法的科学機能の高度分類の信息が明白に対して、当該計議機の通知を分割以上建建する。 世上の非常消滅途時和減極の確認が使用できないこと。 (3) 原子が当時本及び接子が開神高外部作業制を持って、これなどの子と多少に経過する構造が表決すること、又は別子が對しては使用消熱和特殊機能、異常が更生したに設置する原子が施設の技術を表示する整理した。 (3) 原子が重新の区域の境界特別を行る第3条に基づく聚金等確立言の判断基 以上の地解音が確認の成別を手持立を示し、工作の場所を手持定を持合を確認し、表示を表示を整定した。 (4) 原子の事業所の区域の境界特別をにおいて原因と第13条に基づく聚金等確立言の判断基 以上の地解音が確認の技術を表示すると参数的手列を対したれた能分、原子の事業所可認の性性の経験を発言すること。	1 環及び実用是電用原子が及 及びその前裏施設の位置、構 的其施設の技術基準に関する こと。 すること、又は場底統位まで が一種施及が冷量等止状態を 係合において、原子が開酵率 設置の全工の機能が発失する かに変更が変更を 準として磁令等で定める基準 は放射機能 は は は は は は は は は は は は は
9. 原子炉の運転等のための施設 (1. から8. までに掲げるものを除く。) 警戒事態を判断するEAL	製品事態区分にお	 原子炉の運転等のための施設(1.から8.までに掲げるものを除く。)
(原に掲げるものについては、中部電力株式会社共調除子力発電所に設置される担子炉に扱る係子炉の連転等のための施設に関る。) 「高原原子力事業技術在市町村において、賃賃日等以上の地震が発生した場合。 ② 高原原子力事業技術在市町村沿岸を含む建設予備以において、大津石警報が発去された場合。	ける情質の観覧 体制構築や情報収 集を行き、住民助	警戒事態を判断するEAL (道に掲げるものについては、中部電力株式会社共同原子方名電所に設置される原子がに接る)	緊急事態区分にお
 ○ 南田原子の浄海市内化市の自然を含む体置で特別とよりた。人体の管理の元素をおします。 ○ 南田原寿 内情報とは実施性薬法を背極が多まるれた場合。 ③ オンサイト級技が警戒を必要と認める当該原子の連転等のための場合の意象を必確等が発生した場合。 ⑤ その他原子がの連転等のための地面以外に起因する事象が原子がの連転等のための地面と影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員及又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	嫌のための準備を 関始する。	設に始る。) ① 当該原子力事業所依在市町村において、護度も提以上の推薦が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿場を含む律波子様区において、大澤声警報が拒靠された事 ③ 市海地勝子知情報又は東海地勝社度情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める号額原子がの連転等のための施設の重要な故障等。 ② その他原子中の運動等のための施設以外に起因する事象計原子中の運動等のための施設にま	勝のための準備を が発生した場合。 関始する。
施設敷地緊急事務を判断するEAL	製造事態区分にお ける前輩の補償	上主要知した場合など、参照長又は参属長代行が警戒本書の設置が必要と判断した場合。	P#2.00147.2017000.
① 等子力事業所の収益の規格付益等において原収出第10条に基づく連携の判断基準として被合等で定める基準以上の放射器備及は批析性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	and the second district of the second	施設敷地緊急事態を判断するEAL	類容単能区分にお ける神像の順便
② その他原子がの運転等のための施設以外に起因する事象が原子がの運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射機が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、除子力事業所用以において、無急事態に確えた抗議措置の準備及び前護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	早期に実施が必要 な住民避難等の助 薄権服を行う。U P Z のかお設定さ れる場合は、UP こ内の住民等の助 内田都事情等の助	(3) 原子力事業所の区域の境券が近等において原文法第10年に基づく連集の研験基準として利用最大に批判性物質が検加された場合(事業所を避難に除る場合を除く。)。 ② その他等子がの運動等のための施設以外に配対する事業が原子がの運動等のための施設以外に配対する事業が原子がの運動等のための施設以外に配対する事業が展示がある。 と等数針性機能を定定は対解が原子力事業所外へ設出され、又は放出されるおされがあり。 】 製金事群に権えた妨護措置の準備及15の護措置の一群の実施を開始する必要がある事業が引	が開発を及ぼすおそれがあるこ 中間に実施が必要 原子力事業所規切において、 佐佐光線難等の別

IB						備考欄				新			
以上の批制機量 その他原子炉の 質又は放射機が	全面緊急事態 区域の境界杆元等において原決法第1 又は放射性物質が隔出された場合(事 運転等のための地設以外に超過する事 異常な水準で原子力事業所外へ放出さ を開始する必要がある事業が発生する	皇所外運搬に係る場合 象が原子炉の運転等が れ、又は放出される4	整定計の判断基準 合を除く。)。 のための施設に要	審会及ぼすこと	雑草の防護権配金 呼放射性物 (ザラとともに、び	備考欄	0 1	3上の放射器量又 の恒第子炉の連 (又は放射器が異	全画緊急事態 域の弾界付近等にかって原出生業1 は比射性物質が検出された場合(事 制等のための施設は外に起因する事 常な水準で原子力事業所外へ放出さ 関始する必要がある事業が発生する	集所外運搬に係る場 靴が原子炉の運転等。 れ、又は放出される	施宣音の判断基準 合を除く。)。 のための施設に影	響を及ばすこと	環体の抗議措置: 等放射性物 行うとともに、U
	表名	OILと防護措施	変について (のまおを出す)				45	表示/4/8		OILと防護措			
OTT!	地表面3-5の放射器、同洋遊した放射 技物質の収入。不改定な経11所称によ ら前15く影響を防止するため、住民等 を取時間内に避難や扱力追避等させ	i binerio tr	500piSwfa 新した場合の空間数	(和微量中*1)	即連指官の模型 数時間内を日本に区域を特定 し、遊職等を実施。(移動が困難 た者の一句間内追蹤を含む;)		*	OILI	基準の概要 地表面からの放射線、所序建した放射 性物質の他人、不注意な経口状況によ まなはて素審を発生するため、他化等 生気時間内に避難や能力退離等させ	(BLE Las TR)	お助政を依*) 500pSvh 関した場合の全球的	one www.week	
OILI	技物質の収入。下注意な経り倒角によ も抽ばく影響を防止するため、住民等	(地上1 m 下計画 /// ////////////////////////////////	500piSwb	(別数率) 後の被 3	数時間内を日通に区域を特定 し、避難等を実施、採動が開鮮 か者の一時間内迅速を含む! 避難又は一時採転の基準に基づ いて避難等した避難差等に避難 途域時機をと協能して、基準を 組立る弊は迅速に関係除後等を		世界的製裝業	the project of the state of the	地表級からの放射線、米洋器した放射 性物質の他人、不分質な経口検収によ る被ばく影響を防止するため、住地等	が (元素から が練:13.0	500µ8vh	が を を を を を を を を を を を を を	数時間のもり油に区域を終 一般期等を実施。(移動な用 位置か一時間小品融を含む) 網線又は一時時転が基準に進 上地域等をと手規して、基準 超える前は出浦に産品接受等
OILI	独物館の収入。不改意な経口無利によ も施工(参報を招上するため、在民等 を取り削りに避難や乱円追避物を仕 たための基準 不は変力経円損除、皮膚所染からの林 認施すくを終止するため、時染を減て	(地土1 m で計画 (A) (A)現からら (A) (B) (A) (A) (B) (A)	500pdwh 期した場合の空間数 様:40,000cpm** 取vm での検出器の 00cpm** [1+月)	(別数率) 後の値3 (計数率)	数時間円を目面に区域を特定 1、遊標等を単端、4年齢が困難 た者の一時間内追避を含む: 避難又は一時保証の基準に基づ いて避難等した遊離点等に直轄 遠域時後数を実施して、基準を		をのの情報機 ジボル・	OILI	地表面からか加別線、将序型した放射 性物質が使え、不分質を終い挟むによ る地にま響を結まするため、住死等 年 新時期外に避難や暗片遊避等させ るための基準 不改変が続け困難、水準汚染からか件 継続にくる供比するため、協助を講ぎ	月 (児膚から 月前: 133((児膚から	500µ5vh 用した場合の意理的 器:40:000 cpcs ²⁰ 器 cac 工作機用器の 00cpcs ²⁰ 【1 in its	(計数率) 差の観覧 (計数率)	数時間のも日金に区域を発 一週間等を実施、移動が原 在者が一時間中国最を含む! 個職以は一時料紙が原金に基 上で組織等した組織者等に基 退せる割け沿浦に推進接受等 実施。 1日内を日金に区域を特定と 地域を無数の原理を表現する。
0114	独物館の権入。不計意な経口無利によ も施工(影響を防止するため、住民等 を取得関内に避難や乱円追避物を付 たための基準 不は変力経圧開除、皮膚内染からの林 認施すくを終止するため、神染を調じ もための基準 地資田からか放射線、再呼遊した効射 性物質の吸入。不は変な経口開発によ も地工く影響を対点するため、光域を 薬物等の他取る他定するとともに、位 民来を1週間報度内に一時棒転させる あめり基準	(地上1 100 で計画 (の確からな (を確からま (地上1 100 で計画	500pibvls 前 L 作品かの空間的 解 : 40,000 cpm ²⁰ た cm での検出器の 50 cm での検出器の 50 cm での検出器の 20g8年1	(計数年) 接の組置 (計数年) (北数年)	数時間内を日連に区域を特定 し、避難等を実施 (終勤が開鮮 か者の一時間内迅速を含む! 避難又は一時終転の基準に基づ 小で避難等した避難者等に避難 途域時報を実施して、運導を 超五る弊は迅速に関係的操係を 実施。 1 日内を目途に区域を特定し、 地域主義かの挑散を実際すると たもに、1 運開程度内に一等時		2. 公司公共等	OIL1	地方扱いらの放射線、将序型した放射 性物質の個人、不注意を終り模数によ る補はて影響を発生するため、住地等 を製物的な影響 不改進か続け無難・関係の過差等を もための基準 地流波の低い排射、度維持をからの外 が減ばくき供比するため、協議を講ぎ もための基準 地流波の伝の放射線、周川型した放射 性物質の個人、不注意を経り模数によ る補はく影響を特まするともに、位 場所がの研究を製造するともに、位 場所がの研究を製造するともに、位 にある必要 のします。	(元権から (元権から (元権から (元権から)	500pSwh 期上土場合の回車的 網:40500 cpm ² 網:40500 cpm ² 網:40500 cpm ² 目:40500 000pm ² 目:405 回 ca 工作報出版の 20gBeth	計数率 後の間 計数率 	数時間内を付達に区域を映 し、避難等を実施(移動が別 位置が一時間内退離を含む/ 避難立は一時時転の裏準に基 追端時級支を表現して、基準 用える間は沿速に産品等に等 実施 1日内を日途に区域を特定し ともに、上週間環境内に一時

IΒ	備考欄	新 ————————————————————————————————————
 ○1 「根項設定領」と比較影響報告的に関いるOILの様であり、地上収着した原料性構築の対理構築を対面機器の設置場合に対しるILの初限的定額は改定される。 ○2 当期は地上1 mで計画した場合の原理技術需要である。実際の場所にたっては、空間技術需要を対面機器の設置場所に対しる得象率と地上しての確定を必要と必要無して、実施業の必要は対すると認めら、O1L1については、空間技術要率でありましたの構造を構造をは1時間的がO1L1の基本機能を対象がありましました。 ○3 当期は地上1 mのようには、地域では、O1L1では、可能が開発率では関係を対象を表しました。 ○4 のようには、成場では、対象を対象が関係であると判断する。 ○4 のようには、成場を対象の対象が必要であると判断する。 ○5 最初に対象では、財産制度の実施が必要であると判断する。 ○6 最初に対象では、財産制度の実施が必要であると判断である。 ○6 最初に対象が対象が表して、この表面が出版性表が関係を制度では、対象を必要がある。 ○6 までは、表面が必要が対象がよるの場合がとなった。 ○6 は、表面が表面を対象では、対象が対象がなどのである。 ○6 までは、表面が表面を対象を対象が表面を対象である。 ○7 この他の情報の変の必要性も含めて必要的に行かれるよう。然性物学の変性技術を変更の実施が関係されるするののに需要と対象する。 ○9 IAを表では、O1Lのに係る数を制度の影響がある。 ○9 IAを表では、O1Lのに係る数を制度を対象が表が対象がある。 ○1 IAEのでは、O1Lのに係る数を対象を対象を対象を対象を制度を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		 ・ 1 初期設定値、とは集争準値当初に用いるOILの値であり、地上比率した統計性精髄流のが明確になった内皮で必要な場合とはL1mで必要などもの。 ・ 2 本値に地上1mで対策した場合の意味技術業をである。実際の適用に含たっては、意間技術業を対力機能の必要場所における影響をおきました。 ・ 3 から1.1 の影響性を超上と増入の1.2 については無効性を表すり、20mのでは発力を表すしたのでは、意味性を無しつつ、発力性と支援性が展別では特徴を1.2 に対している。 ・ 3 から1.1 の影響性を超上と場合、OIL2については、意味性が影響を申している。 ・ 3 から1.2 に対している。 ・ 3 から1.2 に対している。 ・ 3 から1.2 に対している。 ・ 4 が成している。 ・ 4 が成している。 ・ 4 が成している。 ・ 4 が成している。 ・ 5 は、対しましては、この表面内を発度から入材容面積を検点体を含まった方面がたる。 ・ 4 が成している。 ・ 5 は、対しましまが検討を関する。 ・ 5 は、対しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま